

会期日程表（第2回 能登町議会定例会）

平成18年6月

会期	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	9	金	午前10時00分	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 人事案件採決
第2日	10	土		休 会
第3日	11	日		休 会
第4日	12	月		休会（常任委員会）
第5日	13	火	午前10時00分	一 般 質 問
第6日	14	水	午前10時～12時	一 般 質 問 （午後 常任委員会）
第7日	15	木	午前10時00分	委 員 長 報 告 質疑・討論・採決 議案上程 提案理由の説明 質疑・討論・採決 閉 会

開 会（午前10時00分）

開会

議長（大谷内義一）

ただいまから、平成18年第2回能登町議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員数は40人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長いたしておきます。

会議録署名議員の指名

議長（大谷内義一）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、26番田上賢一君、27番田高宗男君を指名いたします。

会期の決定

議長（大谷内義一）

日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの7日間にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。 （なしの声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月15日までの7日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（大谷内義一）

日程第3「諸般の報告」を行います。

地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布いたしましたのでご了承いただきたくお願いいたします。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、報告4件、議案22件、諮問1件

が提出されております。また、地方自治法第243条の3第2項による、財団法人内浦町ふるさと振興公社、財団法人ふれあいの里公社、財団法人能都町ふるさと創生公社、財団法人内浦スポーツ振興事業団、財団法人能登勤労者プラザ振興協会、有限会社内浦町農産公社、有限会社のとクリーンサービス、社会福祉法人多花楽会の経営状況についての報告書の提出がありましたので、お手元に配布いたしましたので、ご了承お願いいたします。次に、監査委員から、平成17年度2月分、3月分、平成18年度4月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承お願いいたします。これで、諸般の報告を終わります。

報告第9号～諮問第1号

議長（大谷内義一）

日程第4 報告第9号 平成17年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第7 報告第12号 平成17年度能登町水道事業会計予算繰越計算書までの4件及び日程第8 議案第63号 平成18年度能登町一般会計補正予算から、日程第29 議案84号 公有水面埋立てに関する意見についてまでの22件並びに日程第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでの併せて27件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長持木一茂君

提案理由の説明

町長（持木一茂）

おはようございます。本日、ここに平成18年第2回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用にもかかわらず、先月の臨時会に引き続きご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

先づ能登町をとりまく経済指標の近況についてでございますが、北陸財務局は北陸地区の経済動向について「穏やかに回復を続けている」とし、先行きについても同様の見通しを示しておりますが、興能信用金庫の中小企業景況調査を見ますと、能登を中心とした営業地域の業況判断指数はマイナスであり、「景気回復のすそ野は、能登地区まで届いていない」と報告されています。

都市部の好況が今後も長期的に持続し、その影響が奥能登へ波及するには、これまで以上に民間経済活動の活性化に頼らざるを得ないのが厳しい現状のように思われます。

一方、合併の効果は長期的視点で検証しなければなりません。能登地区の経済情勢が、このように依然として厳しい状況にあつて、行政改革の推進は、本町の最重要課題となっています。

合併1年目の平成17年度は、「住民の一体感醸成」という住民意識の高揚と融和に努めてまいりましたが、平成18年度は、成果が具体的に数値で現れる行財政の効率化という指標に挑まねばなりません。

行政改革を強力に推し進めるために、時には苦渋の決断を下さねばならないことも必要です。

足腰の強い自治体に変革させるため、新たに行財政改革室を設置しております。

この改革を着実に実行して、町のおかれている危機的な急場を凌ぎ地力をつけていく決意でありますので、議員各位には、一層のご理解と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、水害が発生しやすい時節を前に、町民の生命、身体、財産の保護を第一の目的として、町・消防署・消防団の更なる災害防御の技術向上を図るため、6月4日に能都庁舎前において能登町水防訓練を実施いたしました。

土のう袋の縛り方や積み方等を実践いたしましたが、役場職員については、土のう袋の縛り方を知らないものも以外に多く、基本的な訓練の積み重ねが大切であることを痛感いたしました。

今後、6月11日には内浦地区及び柳田地区においても水防訓練を実施することになっていきますので、皆様のご協力方宜しくお願い申し上げます。

それでは、本日ご提案いたしました報告4件、議案22件、諮問1件につきまして、逐次ご説明いたします。

まず初めに、報告第9号から報告第12号までの4件につきましては、平成17年度の「一般会計」、「有線放送事業特別会計」、「公共下水道事業特別会計」及び「水道事業会計」の繰越明許費繰越計算書であります。昨年度からの繰り越し事業費が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものです。

次に、議案第63号から第67号までの5件については、平成18年度の一般会計及び4特別会計の補正予算であります。

議案第63号「平成18年度能登町一般会計補正予算(第1号)」については、歳入歳出それぞれに1億6百91万4千円を追加し、予算総額を百39億9千6百91万4千円とするものです。歳入の主な内容といたしましては、第2款

「総務費」では、1千7百95万8千円を追加しました。その内容は、「企画費」に石川県の協力のもと、先に防災協定を締結いたしました千葉県流山市の小学生を対象とした「自然体験学習ツアー」や、奥能登で実施される「地域づくりプロジェクト」に要する経費を計上しております。その他「町民相談費」に人権擁護活動費を、「諸費」には「携帯電話不感地域解消事業」に要する経費を追加計上いたしております。第3款「民生費」では、1千百38万8千円の減額を行いました。減額の主な内容は、「老人福祉費」において、平成17年度の老人医療費の精算に伴い、老人保健特別会計への繰出金を減額したものです。また、指定管理者制度の実施に向けて、従来「観光費」で一括計上していた公社の事務局費について各施設ごとに按分して計上する必要が生じたため、「観光費」の委託料のうちから健康福祉の郷「なごみ」の管理費分を「社会福祉施設費」へ振替え処理を行った他、「国民年金費」では年金事務に要するシステム開発業務委託料を追加いたしました。第4款「衛生費」では、百38万円を追加しました。「浄化槽整備推進事業特別会計」への繰出金を「環境衛生費」に追加した他、指定管理者制度との関係で、内浦クリーンセンター管理費分として「観光費」から「塵芥処理費」に振替え処理を行いました。

第5款「労働費」では、51万9千円を追加しました。これにつきましても指定管理者制度の関係で、勤労青少年ホームの管理費に係る分を「観光費」から「労働諸費」に振替え処理を行いました。

第6款「農林水産業費」では、5百16万4千円を追加しました。第1項「農業費」では、「農業委員会費」に、おおぞら農協が実施した地図情報システムのオンライン化に伴う回線使用料を追加した他は、指定管理者制度との関係で、「農業振興費」においてモデル農場等の管理費分を計上し、また「畜産業費」において畜産センターの管理費分を計上いたしておりますが、いずれも「観光費」の委託料から振替え処理を行ったものであります。また、第2項「林業費」では、「林業振興費」に「林業振興対策事業費」及び「県単荒廃地復旧事業費」の計上を行い、林業環境基盤の整備推進を図る趣旨でありますので宜しく願います。

第7款「商工費」では、4百84万6千円を減額いたしました。その内容は、指定管理者制度の実施に向けて、「観光費」で一括計上していた公社の事務局費を、各施設毎に按分して計上する必要が生じたため、「観光費」の委託料を減額して各施設の管理費へ振り替えた他、観光施設として整理される施設について、「観光特別会計」への繰出金として調整させていただきました。また、「釣りバカ日誌」の撮影に関する協力費を計上いたしておりますので宜しく願います。

第8款「土木費」では、3千6百80万2千円を追加しました。「住宅建設費」

に、県との協議の結果、城野住宅の建設費を1棟2戸分追加して、町営住宅の整備促進を図るものであります。

第10款「教育費」では、3千2百72万5千円を追加しました。第2項「小学校費」及び第3項「中学校費」の追加計上分は、宇出津小学校、能都中学校、鶴川中学校及び柳田中学校に係るアスベスト除去工事費を計上したものであります。第4項「社会教育費」では、指定管理者制度の実施の関係で、羽根万象美術館運営費分を「観光費」から「社会教育施設費」に振り替え計上した他、「公民館費」では、今冬の雪害による屋根等の修繕費を追加しました。また、第5項「保健体育費」の「体育施設費」につきましても、指定管理者制度の関係で藤波運動公園の管理費分を、観光費から振替え処理したものであります。

第11款「災害復旧費」では、2千8百60万円の追加であります。第2項「公共土木施設災害復旧費」として、漁港災害復旧費を計上いたしましたので、宜しくお願いいたします。

また、第12款「公債費」は、財源の調整を行ったものであります。

以上の補正財源として、歳入の第11款「分担金及び負担金」に11万7千円、第13款「国庫支出金」に4千5百4万円、第14款「県支出金」に5百96万円、第17款「繰入金」に2百59万7千円、第19款「諸収入」に2百50万円、第20款「町債」には5千70万円をそれぞれ追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第64号「平成18年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、保健事業勘定において、歳入歳出それぞれ6百25万6千円を追加し、予算総額を27億4千6百86万1千円とするものです。歳出の主な内容は、第6款「保健事業費」において、国保ヘルスアップ事業を展開するために必要な経費を追加したものであります。この財源として、歳入の第3款「国庫支出金」に6百2万7千円、第8款「繰入金」に22万9千円を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第65号「平成18年度能登町老人保健特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ5百24万1千円を追加し、予算総額を、34億2千9百85万8千円とするものです。歳出の主な内容は、平成17年度の医療費の精算に伴うもので、第2款「諸支出金」において国庫支出金等の償還金を計上したものであります。この財源として、歳入の第2款「国庫支出金」に2千3万7千円を追加するとともに、第4款「繰入金」では1千4百79万6千円を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第66号「平成18年度能登町観光施設特別会計補正予算（第1号）」については、歳入歳出それぞれ2千3百32万円を追加し、予算総額を9千83万9千円とするものです。歳出の主な内容は、施設修繕費の他、指定

管理者制度の実施にあたり、従来、公社の事務局費を一般会計の観光費で一括して計上していましたが、各施設ごとの維持管理に要する経費を計上する必要から、第1款「総務費」の補正を行ったものであります。この財源として、一般会計からの繰入金を充てておりますので、宜しく願いいたします。

次に、議案第67号「平成18年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）」については、歳入歳出それぞれ1千5百1万8千円を追加し、予算総額を、4千9百69万8千円とするものです。歳出の主な内容は、施設管理費及び内浦地区の建設改良費を追加しております。この財源として、歳入の第1款「分担金及び負担金」に50万円、第2款「使用料及び手数料」に4万2千円、第3款「県支出金」に5百万円、第4款「繰入金」に97万6千円、第7款「町債」に8百50万円をそれぞれ追加して、収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、議案第69号「能登町国民保護対策本部及び能登町緊急処理事態対策本部条例について」ですが、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成17年度県では、石川県国民保護計画を作成し、更に今年度は各市町において同様に国民保護計画の策定が義務づけられております。国民保護の体制整備にあたっては、防災対策の観点も合わせ、地域の危機管理体制全般の強化を図るとともに、国民保護における常備消防、消防団及び市町村一般行政部局の役割分担も検討する必要があります。3月議会では、国民保護協議会設置条例を可決していただきましたが、職員の参集体制の整備や関係機関との連絡体制を整備するため、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部を設置するものです。対策本部につきましては、国民保護計画の中に明記され、事態発生時の即応体制の強化と迅速な意思決定を行うためのもので、国民保護計画の策定年度に条例を制定する必要がありますので、今回議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第70号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、職員の人材育成の一環として、町では職員を毎年石川県庁等へ派遣研修させており、平成18年度は地方課と道路整備課へ2名派遣しております。今後も受入機関と協議し、派遣を続けて行きたいと考えており、派遣職員に係る旅費を明確にすることにいたしました。改正の主な内容は、赴任に伴う住所の移転費用にあたる移転料や移転に伴う様々な手続き等のための着後手当等を新たに加え関係規定の整備を行うもので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第71号「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について」ですが、これまで地方公共団体の会計年度は、地方自治法に基づき、原則、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとされていまし

た。そのため、町の各部署で行う様々な契約も、この原則に基づいて一般的に年度内を限度とする契約となっておりますが、この条例に掲げている長期継続契約については、この取扱いの例外として年度を超える期間の契約の締結ができることとする制度です。この長期継続契約を締結することができる契約については、従来、各年度の予算の範囲における電気やガスの供給といったものに限られておりましたが、平成16年11月に地方自治法等が改正され、一定条件のもと、新たな長期継続契約の対象を条例で定めることが可能になったことから、今回、行財政経費の節減のため新たに条例を制定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第72号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例について」ですが、改正の内容は、公民館事務所の移転に伴う位置の変更によるもので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第73号「能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、現在、町が管理しております特定地域における浄化槽の維持管理に伴う毎月の使用料金を、浄化槽の処理人槽毎に改めたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第74号「新たに生じた土地の確認について」及び議案第75号「字及び小字の区域の変更等について」の2件についてでございますが、能登町字小木の港湾埋立てに係るものです。古い話ではありますが、昭和25年に発生した台風により小木港が甚大な被害を受けた際、石川県は県事業として、その災害復旧と港湾施設の整備を同時に実施いたしました。しかし、戦後間もない時期でもあり、早急な災害復旧を優先するあまり、公有水面埋立ての許可を受けずに災害復旧工事が行われ、現在に至っております。現在石川県は各種未登記物件の解消に努めており、今回、新たに生じた土地の登記手続きを進めるため、町へ協力依頼があったものであります。今後の港湾の適正管理を行うためにも、早急に登記事務を完了させる必要がありますので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号から議案第83号までの8議案につきましては、「公の施設の指定管理者の指定について」ですが、地区集会所、福祉施設、宿泊施設、公園、文化施設及びスポーツ施設などの町内にある各種公の施設について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を指定するものです。地域住民のコミュニティ活動や地域活力の導入を目的とする地域密着型施設については、地域づくりの拠点として、当初よりその果たしてきた役割は大きく、地区の住民団体が現に管理している施設については、公募を行わないことにいたしました。また、町が公の施設を管理するために設立した外郭団体及び社会福祉協議会等により、管理運営が行われている施設については、制度の

円滑な導入を図るため、当分の間、これら団体の方に引き続き管理をしていただくことにいたしました。なお、当該外郭団体等につきましては、民間事業者と競争関係に置かれていることを踏まえ、その間に、これまで以上に経営改善の努力をうながす所存ですので、議員各位のご理解の程、宜しく願いいたします。

次に、議案第84号「公有水面埋立てに関する意見について」ですが、埋立区域は、主要地方道能都内浦線の真脇地区に係るもので、千七百五十六・七九平方メートルを埋立て、道路を整備するものです。このたび、石川県知事からの公有水面の埋立に係る諮問に基づき、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」ですが、このたび能登町字小木「石岡敏子」氏が来る9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の後任として、新たに能登町字小木「新谷悦子」氏を推薦するものです。同氏は、人格、識見ともに高く、社会実情に通じ、人権擁護に関し深い理解もありますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。何とぞ広くご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

以上、本定例会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

質 疑

議長（大谷内義一）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

日程第4 報告第9号から、日程第29 議案第84号までの26件についての質疑を行います。質疑は、前回も申し上げましたように、大綱的な内容でお願いをいたします。それでは、質疑はありませんか。

29番室谷賢一君

29番(室谷賢一)

それでは、議案第63号平成18年度能登町一般会計補正予算並びに議案第77号について、ご質問致します。7款「商工費」3目「観光費」における能

登町ふれあい公社事務局費をですね、今回、3千3百47万円を減額され、指定管理者制度導入により、各管理施設に予算を配分されております。当初予算における、ふれあい公社に委託料として、事務局ほか17施設に3億3百59万7千円の予算を計上しております。更に、補助金はですね、柳田ほか11施設に4千5百60万円が交付され、総額において3億4千8百65万7千円の支出でございます。事務局費はですね、当初5千4百57万3千円でしたが、今回3千3百47万円の減額でございます。これはあくまでも、9月1日より指定管理者制度の導入により、事務局職員10名になっております。そこで、指定管理者制度の導入により事務局職員10名の職員給与をどのように支出されるのか、各施設に配分されている管理費及び事務局経費を徴収されるのか、ふれあい公社の理事長である助役にその関係のことをご質問いたします。

議長（大谷内義一）

助役山元淳二君

助役（山元淳二）

ただいまの室谷賢一議員の質問にお答えいたします。事務局費の事務局職員に払うべき給料については、各施設に事務局費の今回上程されました補正予算の追加分の事務局費を今現在、公社が一括して事務局の仕事をしております。事務局の仕事の内容といたしましては、各公社の経費の支払い、給料の支払い、いろんなその本体の営業なり、管理に伴う事務的な仕事をしておりますので、その分を一括して仕事をしている関係上、言うなれば本体に、今までに委託料を載せていたプラス、今各施設に分散して新たに補正予算に載せました。その補正予算に載せた分の金額を事務局費のほうに回収して、従来どおりの事務局の経費として充てる計画にしております。ご了解の程お願いいたします。

議長（大谷内義一）

29番室谷君

29番（室谷賢一）

ただいまの公社の理事長である助役の説明でですね、十分私は理解できないのですが、一旦配分したものをまた事務局費として徴収して、その中から事務局の10名の職員ほかいろんな事務経費を使うとなれば、また改めて9月1日から支給するものにおいて、別途の会計を作るように私は受け取ります。そういうことが、はたして妥当であるかないか、今後もそういうことについて十分検討をお願いしたいと思います。それとですね、議案第79号の「公の施設の

指定管理者の指定について」のようですが、36頁の中に、国民宿舎「うしつ荘」の敷地内に「魚心庵」という施設がございます。また、予算上の要求では、「しおさいの丘」施設とまた、二つの名称を使っておりますが、この利用についてお聞きします。この施設については、18年度当初予算に委託料が1百40万9千円計上されております。また、収入は5万3千円ありますが、一昨日貰った17年度の決算書によると、収入はゼロです。結局、使用していないと。そうして、当町から出した経費は1百30数万円ありますけど、それはみんな人件費に使っていると。こういうことであれば、果たしてこの施設が必要なのか。そういうものに、行政改革という下に、委託料を払っていいのか。私は、徹底した改革をしてもらわないと思うんですよ。それについても、助役の見解をお聞きいたします。次に、議案第82号の施設についても、私はお聞きしますが。これは、城山にある4施設であります。この中に、「羽根万象美術館」もございます。それから「郷土資料館」その他の4つの施設がございますが、その入館料についても、17年度は16万7千8百50円です。それに対する委託料は、1千3百86万5千円あります。その他に公営施設管理費も別途にありますけど、こういう施設について、もう過去の施設もございますから、やっぱり整理統合されて、十分機能を発揮できるようにしてもらわないと、要らない委託料を払わなければならないと。また、そういう利用度がなければ冬期間、11月から3月まで休むと。そうして、経費を削減すると、そこまで私はもっていかなければいけない時代だと思います。この点についても、予算査定される立場の助役であり、また公社の理事長として、どのように今後対応されるのかその点お聞きいたします。

議長（大谷内義一）

助役山元淳二君

助役（山元淳二）

お答えいたします。利用内容については、商工観光課長から答弁をお願いしたいと思います。先程のご指摘の「魚心庵」それから「羽根万象美術館」等の施設については、先般議会にもお示しと思いますが、能登町の行政改革大綱の中で能登町の公の施設を全般的に見直すということで、大綱で示しております。その大綱によりますと、公共施設の適正管理と運営等の効率化ということで、公共施設の必要性も検証し、整理統合を進めていくという風なことで、大綱では謳っておりますし、また大綱に伴う実施計画でも、施設の管理、財産管理の徹底の見直しということで、その目標を達成したもの、利用の見込みのないもの等は、積極的に処分の検討を行なうということも謳っております。その他ま

あ、沢山見直しをするということであるんですが、ただ、今年度、特に行政改革、町長も冒頭で申されたように最重点目標として、行政改革を考えております。そういう中において、能登町にある施設の見直し、これは必ずやらなければならないと思っておりますし、そういう中で、その当時は本当に活用して必要であったものも、今現在はどうか。また、今利用されていない施設についてもやり方によっては、例えば、そこに「羽根万象」施設とかあの区域については、いろんなものが集約してあります。それは、旧能都町時代だけのものでありましたが、じゃあ、新しく合併した中において、柳田地区とか内浦地区にあるそういう美術館や重要なものの展示が兼ねれば、沢山の利用者が増えないのかなあという風なことも含め、いろんな角度から検討しながら効率の良い公共施設の運用に努めて行かなければならないと思っております。先程申し上げましたように、利用状況については、担当課長の方から説明願いたいと思います。

議長（大谷内義一）

商工観光課長竹下正雄君

商工観光課長（竹下正雄）

ご説明致します。先程の室谷議員の質問で「魚心庵」の利用状況ということでございますが、昨年、茶会に3組使われまして30人だとのこと。収入につきましては、全て「うしつ荘」の方へ収入として、入っておりますので細かくは分かりませんが、大体いま最大でも30万円弱というようなことを事務局の方で申しておりますので、宜しく願いいたします。

議長（大谷内義一）

29番室谷君

29番(室谷賢一)

今、「魚心庵」の利用状況について課長から説明がありましたが、私はあくまで国民宿舎の附属施設として利用されて、わざわざ「魚心庵」に対しての委託料を払うべきでないと思っておりますので、その点をよく理解されて国民宿舎の附属施設として宿泊者をあそこで泊めるとか、そういう方向でもっていつて、新たに委託料を払うべきでない、こういうことを申し上げた。その点ご理解願いたいと思います。そこで、2・3日前の新聞で行政評価委員を2名募集するということが載っております。私達議会にも提出されました行政改革大綱を評価委員に提示されて4回程やるんだということですが、もう少し中身

のある行革大綱であって欲しいと思うんですよ。私がちょっと見た限り、漠然とただ数字が並んでいるだけ。もう少し、それこそ聖域なき改革をやって欲しいということを、助役をお願いして十分効果が出るような行政改革大綱を作って頂きたいと思います。

議長（大谷内義一）

ほかにありませんか。18番鶴野君

18番（鶴野幸一郎）

ただいまの室谷議員と関連することでございますので、お願いしたいと思えます。公の施設の指定管理者の制定について、議案第76号でございますが、先程来からのお話をお聞きしておりますと、助役の説明によりますと、これから検討して行くというようなニュアンスの発言が相次いでいるようでございますが、そもそも、この指定管理者制度というものは、平成15年9月に地方自治法改正に伴って制定されたもので、その間すでに2年猶予期間がある訳です。もう、これから考えてやっていくというような段階ではなくて、もう9月には完全な形で実施していくもんだと、私はそう考えておった訳でございますが、今の議案を見ておりますと例えばですね。各集落の施設、集会場でございますが、これにつきましては、ただ集落の区長さんを指定管理者にしていると。これは、単なる管理人と、どう違うんだと、こう思いたくなる訳です。それから、ふれあい公社理事長、山元助役ですが、以前は町長でございます。それが助役に代わって一体この「ふれあい公社」がどう変わった、財政的にどう変化するのか、また町は財源的にどう経費が軽減されていくのか、こういうことが全く見えていない。こういう風に私は思うのですが、まず、そういうことを教えていただきたい。その点、助役もしくは総務課長お答えを頂きたいと思えます。

議長（大谷内義一）

助役山元淳二君

助役（山元淳二）

指定管理者制度と私は先程の質問に答えた行政改革に伴う見直しと、これは同一のものと私は考えておりません。指定管理者制度は国が法律を作ったために今まで公共の施設を委託をしていたものが、指定管理者制度の中で協定書を結んで管理をしていただくという風な解釈、その中において行政改革、これは17年度行政改革大綱の審議会等で議論され、私もその一員にりましたが、兎に角、今の冒頭の町長の挨拶のなかにもありました、行政改革というのは非

常に能登町においては、財政厳しいなかでやらなければならないという風な決断の基で行政改革大綱が作られました。その内容もそうっております。そういうことで、これは経費節減とか将来の財政再建のために行政改革はやらなくてはならないという風な類のものとして、17年度に作って5月に議員の皆さんにもご理解を頂きながら、18年、19年、20年と行政改革を積極的に進めてと行くという風なものでございます。指定管理者制度については、国の法律に基づき公の施設の管理をする手法が違ってきたと、当然その指定管理者制度の目的は民間に出来るものは民間、というふうな中から極力民間と競争が出来るような体質の今の「ふれあい公社」の自主的な職員の意識改革や経費の削減をしなければならないと思っております。

公社が助役になってどう変わったかという風なことなんですけど、これも17年度中合併をいたしました。そして、3町村に公社がありました。その公社を合併した後に3つの公社を合併すべきという風な合併当時の合意がなされました。その中において合併をどのようにするかということで検討委員会が3つの公社から代表が出て検討いたしました。その中においてその役員の構成を3町村から3名ずつと行政から2名と、たまたまそこに私と総務課長が町長でなく、2人の行政代表という構成の中で役員の人事のなかで互選により理事長に選ばれたということで、ただどう変わるかということなんですけど、町長は権者であり、私はそれを補助する立場であります。ただ積極的に公社に対する改革とか、職員の身分等もなんとか保持しながら公社の改革をしながら民間との競争ができるような体質の改善をいかにしていくか、そのためには当然公社としても痛みも伴うということも思っております。そういうような中で、公社の役員さんといろんな角度で相談しながら、また公社の職員と相談しながら改革に進めていきたいと思っております。以上です。

議長（大谷内義一）

18番鶴野君

18番（鶴野幸一郎）

助役、少し私と見解を違っておりますけれども。行政改革というのも経費を削減して財政を立て直していくということに目的がある訳ですが。指定管理者制度というのも同じことですね。いわゆる行政改革の大きな柱のひとつとしてこういう制度に切り替えていく、という政府の方針の下にこれは代えられた制度であって移行した制度であると認識する訳です。この指定管理者制度の導入の目的にこういう風にあります。「公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民のサービスの向上を図ると共に経費の節減等を図ることである。」という

風に明確に謳われておりますので、指定管理者制度これを導入することによって民活そして経費削減とこういう風に主たる目的がある訳です。助役さん、民間人じゃございませんね。経験が豊富という訳でもございません、失礼ですが、行政経験があっても企業経験はないと。じゃあ、一体なぜ代わられたのかと素朴に疑問を感じた訳でお尋ねしました。そこでですね、私が感ずることは、せっかく大きな行政の変革のチャンスを活かしていかなければならない、活かすべきだと。また、当然このチャンスを執行部は活かして新しい変革の下で、財政再建を行っていくもんだと、こう信じておったのですが、単なる名称を変えただけのパフォーマンスというにしか映らない訳です。こんなことをしとって、はたして行革が出来るのかなと、やる気あるのかなと思う訳です。今年度の3月当初予算を見ますとですね、それこそ各団体の補助金あるいは福祉に関するいろんな助成金を頭から20%軒並みカットして、住民に対して非常にサービス低下を図った訳ですが、これはご承知のとおり。ところがですね、いまの「ふれあい公社」だとか、いろんなところへ委託している。先程室谷議員からの指摘がありました、約3億5千万円これについては全く手付かず、そのままですね。以前にも私、指摘しましたが決算において、穴があいたら補助する。あかなかつたらそのまま。こういうようなやり方、そのやり方そのまま温存しているような感じですね。これで果たして行革ができるのかどうか、行革と云えるのかどうか。こういうことを本当に感ずる訳です。この点ひとつ町長どう考えか、町長の見解を頂きたい。

議長（大谷内義一）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

いま程の公社の問題だけじゃなく、行政改革に関しましては、出来ると思っておりますし、あるいはしなきゃならないと思っております。その決意で今年度から取り組みたいという考えでおりますので、公社も含め町全体の行革にはしなきゃならないという思いで取り組みたいと思っております。また少し助役からも発言したいという申し出がありましたので、助役と代わりますが、私自身は行革はやっていかなければならないと考えております。

議長（大谷内義一）

助役山元淳二君

助役（山元淳二）

先程のご意見の中で一線も改革されていないという発言がございました、その中で公社として、昨年三つの公社の事務局長が集まって公社の改革案を立ててそれを実行しております。その中において少し申し上げますと、トータル金額でいいますと約10パーセントの17年度予算に対して3千7百万円余りの減の予算で町から公社に行っております。もう一つは、ある公社では17年度に払うべく消費税の分も18年度の公社の予算から払っておったり、それからある旧の公社では、町の職員が事務局をしていました。それを公社の職員がしております。そういうことのトータルのことをいいますと、4千万、5千万17年度から比べると町に対しての財政的な軽減が図られていると。益々その中に当然、公社職員の給与面についても減額の見直し、各施設の適正な人員はどうかということも今調査をして、その指針を定めながら計画を立てようとしています。ですから、真剣に職員も事務局も、公社の役員も一緒になって改革を進めようとしておりますので、その点もご理解をお願いします。

議長（大谷内義一）

18番鶴野君

18番（鶴野幸一郎）

本当に真剣に、その点取り組んで頂きたいと思います。先程、室谷議員からのご指摘のあったとおり、私も常日頃そう思っておったんですけども、遠島山の施設の管理の問題、「万象美術館」の管理費その他で1千3百万、本当に民間にやらしたら2百万程で済むような話と単純に感ずる訳です。そんな単純に感ずるような話があるいは、真実であったりする訳で、その辺をよく検討して頂きたい。以前にも指摘しましたが、役場の高の「サロン」の問題も同じです。民間にやらせれば、もう1百60万も補助する必要はない。逆に家賃を取って地代を取ってやっていける様な営業内容だと私は見ております。そんなことをいろいろ検討して頂いて、本当に適切に効果的に迅速に手を打って頂きたいと思いますので宜しく願いいたします。

議長（大谷内義一）

ほかにありませんか、25番多田君

25番（多田喜一郎）

私も、この指定管理者について質問いたします。先ずこの指定管理者になぜしなきゃいけないのかということと、先程町長の所信の中にもあったかと思う

んですが、民間との競合だとか、労働関係、経営の改善ということを書いておるのですが。まずその中に公社関係で助役が理事長それから町長がトップになっておられます。助役にいたっては、ざっと読んだだけで15箇所、町長も5箇所ぐらいこの指定管理になるんですが、この多忙な町長の日程と助役の日程に対して、指定管理となったトップにおいて、何日ほどこの指定管理となったその所へいけるのかということ町長と助役に聞きたいと思います。

議長（大谷内義一）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

私が指定管理者になったのは、社会福祉協議会がらみの施設が多いと思います。そこへどれだけ顔を出せるのかと云われても何回という訳にはいきませんが、社会福祉協議会には立派な事務局、そして事務局員がいます。その職員がしっかり各施設を検証もしていますし、運営もしていると思っていますので、私が顔を出さなくても事務局の方でしっかりとしたことをやって頂けると思っております。

議長（大谷内義一）

助役山元淳二君

助役（山元淳二）

私も先程町長が答弁された内容とほとんど同じなんですが、いま「ふれあい公社」に町の助役がやるべきなのか、ということも問われているのかなあという中で、私が思うのは町が施設を作り、旧町村で三つの公社を町の100%の出資でその当時のトップが理事長になり、議員さんも一緒になって作って来たものが、いま一つに統合されたら、その中で町とか議員さんもその中における参画については、当然なのかなあという感じがいたします。ただ、多田さんがおっしゃるように、助役との兼務の中で出来るのかと言われると今の立場を理解しながら、何回とは明言出来ませんが努力するつもりです。

議長（大谷内義一）

25番多田君

25番（多田喜一郎）

今の答弁ではですね、まさに町長の答弁から言わして頂ければ、優秀な人材

が部下におるということならば、何も町長が指定管理になる必要も無い。優秀なその人材に、指定管理になって頂ければよい。その方が、経営としてはスッキリ行くんじゃないかな。どこの民間会社にトップが会社に顔を出さない、そんな会社聞いたことありませんし、見たことも無いと私は思います。それから助役に至っても全くそうなんです。15箇所持ちながら、全く行かれる訳がない。そうすると、そこも職員まかせになるということになれば全く行政改革も行われる訳が無いし、それから会社自体あえて会社と言わさして頂きますが、その気力がみなぎる訳も無い。まして、役場が出して役場の助役と町長が受け取る。そして理事にはまた議員も入っている。こんな指定管理の契約なんていうものは、普通から考えられない。議会の承認ということがもちろんある訳なんです。議会もまた私たちは、いろいろな倫理条例もこれから論議に入る訳なんです。やはりこれも重要な、私は議題になってくると思うんです。そういうことを考えるとやはり、役場が、行政が、町長たる理事長に契約、助役たる理事長に契約ということが全くおかしい。どうして予算を査定して、どうしてやるのか。自分でやって自分で削られる訳がない。おまけに総務課長も入っている。こんなでたなめな指定管理は、私はおかしいと思います。こうした指定管理について、町長の気構えと助役の気構え、はたして経営を立て直す、かくあるべき。「私は、5時過んでからでも公社行きますよ」とか、そういう気構えがあったら聞かせて頂きたいと思います。町長、助役もう一回お願いします。

議長（大谷内義一）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

社会福祉協議会の抱えている各施設というのは、福祉サービスの充実ということが目的な施設ばかりであります。ですから、改革と言われましても福祉サービスを低下させる訳にはいきませんので、昨年度は福祉協議会として会費制度を導入させて頂きました。それによって、少しでも福祉協議会あるいは町からの持ち出しを少なくするという思いで、社会福祉協議会の方でも会費制度をさせて頂いております。またこれも各町会長、区長さんの協力を得ながら会費の徴収もさせて頂いております。そういった意味では少しは町からの持ち出しも少なくなったのかなあという風に思っておりますが、やはり福祉サービスを低下させる訳にはいきませんので、住民の皆さんの満足のいくサービスを行うためにもこれから経費を削減しながら、サービスの低下を招かないような状況にして行きたいと考えております。また、そういった社会福祉協議会の各施設は、5時か6時で終了ということなので、私の公務外であってもなかなか訪れるの

は難しいのかなという風に思っております。

25番(多田喜一郎)

議長、助役の答弁を求める前に一つお願いします。

議長(大谷内義一)

25番多田君

25番(多田喜一郎)

先程の町長の答弁であります、福祉関連ということで福祉のサービスを向上しなければならぬと言っておるんですが、町長は見事に今年度予算、福祉サービス軒並みカットなんです。あなたは言っていることとやることは違っている。だからやはり、この福祉に関しても、もっと現場へ足を運んでですね、予算と整合性のあるような発言をして頂きたいということでございます。これで終わりますが、助役にはもう一遍答弁をお願いします。

議長(大谷内義一)

助役山元淳二君

助役(山元淳二)

先程来、能登町ふれあい公社の理事長になった経緯とか申しながら、その考え方とか気構えを申したつもりでございます。ふれあい公社も町が作った施設を町の100%の出資で作った公社で、私は町の出身の理事として責任があるという風なことを強く感じております。その中で、今議員の方々からいろんなアドバイスを頂きましたが、それを肝に銘じて極力その施設等には顔を出しながら管理の把握、適正な将来展望を見極めていきたいと思っております。宜しくお願ひいたします。

議長(大谷内義一)

25番多田君

25番(多田喜一郎)

助役、是非ですね、やはり厳しい財政改革を念頭にしてやるならば助役の顔が公社に見えるようにしてですね、その中で助役の意見が通るようにして頂きたい。私の思いとしてはこの公社関係、指定管理者にするならば民間との競合ということを考えれば、やはり助役、総務課長及び議員の方々になっておられ

る理事ということには、いかがかなと。これはやるべきでないと言うような私は思いがある訳でございます。ぜひですね、しっかりとですね、皆さんがまた役場のやることか、どっちやっても一緒じゃないかと言われることのないようにきちっとした、胸の張ったやり方をして頂きたいなと思います。終わります。

議長（大谷内義一）

ほかにありませんか、7番石田君

7番（石田博之）

先程来話している一つのなかで、議案第76号の各地区の集会所を指定管理者制度ということになる訳なんですけど、集会所の建物は当然町の所有でございますし、地面はそれなりの区のものだと思いますけど、どういった点が今指定管理者制度を取り入れることにより、区の方がどう変わるのかお聞きしたいのですが。しいて言えば、今までは固定資産税の免除とか、そのようなこともありましたし、それが新たにまた徴収されるのかとか。古い集会所もありますし、修繕等も出てくると考えられますけども、修繕費はどういった形で、どの程度までは区が負担して町もどれだけ補助するとか、そういう点は今までとどう変わってくるのか総務課長にお聞きしたいのですが。

議長（大谷内義一）

総務課長田下一幸君

7番（石田博之）

担当、赤田課長願います。

議長（大谷内義一）

管理課長赤田明君

管理課長（赤田明）

お答えいたします。集会場につきましては、指定管理者制度という地方自治法の改正によりまして指定管理とする訳でございますけど、基本的には現在、管理委託やっておる内容と変わりません。修理とかも申されましたが、それも以前と変わっておりません。結構大きいものについては、ただ財政が厳しいということで三つの町村それぞれ集会所の管理の仕方が変わっていたのが、統一していかなければならないと思っております。原則として地元の方でほとんど運営していただく。余程の大改修になりますと、町と協議してその都度決めて

行くということになります。これはここ、これはこっだけ町がするというハッキリした線はまだ決まってはいませんが、これから協定書を結ぶ場合にいろいろな集落の意見があると思いますが、その意見を集約して最後にどうゆう風になるかと。基本的には集落の方で維持管理して頂くということが基本です。どれだけになったらどうなるということは、協定書にハンコをもらう時にも意見があれば参考にしてまた協議して決定して行きたいと思っております。それから税金の免除については、今もそうですがただ放って置いただけなので、免除申請を毎年すれば指定管理者制度になっても免除は受けられるという事として、これはあくまでも法律の改正によりまして、こういう手続きを取れと。集会場については、特に何も変わりませんが、規則に従って出しているというのが主なものです。これをきっかけに、いい話し合いもできればこれから変わっていく面もあるかと思っておりますが、実際は皆さん申請書を提出して頂いております。納得は大筋ではして頂いている。ただ、協定書を結ぶ時に何かあったらその場で皆さんと協議して、いろいろな集落の事情も細かく今は分かりませんが、その協定書の時に出た場合に想定していなかった事があれば最終に決定して行きたいと思っております。

議長（大谷内義一）

いいですか。ほかにありませんか、15番宮田君

15番（宮田勝三）

はい宜しくお願いします。鶴野議員に対しての質問の助役の答弁の中で、一点だけでよろしいのですが。気になって、鶴野議員がおっしゃったのは、行革のためではないかという形で指定管理者制度は行政改革、財政改革そういう以外のものであるんだと。別格で考えればいいんだというものの考え方を鮮明におっしゃった、それに対して鶴野議員はそうではないんですよということをおっしゃったんですが、私も鶴野議員と同じですね。指定管理制度というものは簡単に言えば、官から民へお願いし管理してもらおうよということで、指定管理者制度という言葉自体が非常に複雑なんで、民間に委託しなさいよということが指定管理者制度だったと思うんです。1社に対して「あなたさん、やってくださいよ」というものじゃない、募集をし、また募集をした中での何社かの経営に関しての細々たるものを提出した際、審議して財政に少しでも圧迫しないのかどうか。また従来町がやっていたものの、経営のサービスが民間に移譲したために、それが低下しないのかどうか、細々たる分野で審議をして委託するものであったかな、と思うのですが。兎に角この指定管理者制度と財政改革がもう関係ないというようなきちっとした明言をされた答弁を鶴野議員にされ

たと思いますが、その点、今一度助役の考えはどうなのか聞かせて頂きたいな
と思います。

議長（大谷内義一）

助役山元淳二君

助役（山元淳二）

ただいまの質問でございますが、鶴野議員に私が誤解を招いた発言をして、
それに関してはこの場でその件についてはお詫び申し上げたいと思います。た
だ、町が進めている中で、今の指定管理者制度の議会議決行為と行革で進めて
いるそれとはちょっと考え方が違うんですよ。ただ指定管理者の目的につい
ては、宮田議員のおっしゃるような内容に基づいて指定管理者制度の法律が出来
たということは理解しておりますし、それに向けて、例えば私が理事長になっ
ている公社についても行政改革と併せた改革をしながら指定管理者制度を運用
していくということは、全く議員と考え方は同じです。宜しくご理解お願い
いたします。

議長（大谷内義一）

ほかに質疑ありませんか。（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委 員 会 付 託

議長（大谷内義一）

お諮りします。ただいま議題となっております報告第9号から報告第12号
まで、及び議案第63号から議案第84号までの26件については、お手元に
配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたした
と思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（大谷内義一）

異議なしと認めます。よって、報告第9号から報告第12号まで及び議案第
63号から議案第84号までの26件については、お手元に配布しました議案
付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

採 決

議長（大谷内義一）

日程第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決したいと思います。お諮りいたします。

本件は、人事に関する諮問案件であり、質疑・討論は省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号を採決します。諮問第1号については、議会としては、適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございました。起立全員です。よって諮問第1号については、議会の意見は、適任とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（大谷内義一）

日程第31 休会決議についてを議題といたします。お諮りいたします。委員会審査等のため、6月10日から6月12日までの3日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、6月10日から6月12日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。次回は、6月13日午前10時から会議を開きます。以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時21分

開 議

議長（大谷内義一） ただいまの出席議員数は40人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

一 般 質 問

議長（大谷内義一） 日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、関連質問は能登町議会運営申し合わせにより原則として認められておりません。

また、一般質問の回数、発言時間についても、会議規則第63条及び運営申し合わせにより3回までとし、再質問を含め質問者の持ち時間は20分以内となっております。なお、再質問をする場合には、前の質疑席で行っていただくようご協力をお願いを申し上げます。

それでは、通告順に発言を許します。

9番 志幸松栄君。

9番（志幸松栄） 皆さんおはようございます。私は今回は3点質問したいと思います。よろしく願いいたします。

1点目について説明いたします。1点目は、能登町の総合計画についてでございます。

本年3月24日に能登町の総合計画について説明がありました。このことについて、若干の質問をしたいと思います。

今回策定される総合計画の基本構想部分についてでございます。地方自治法によれば、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るためのものとされております。議決案件でもあります。計画の継続性ということを考えた場合、合併協議会で作られた建設計画の内容と似通った内容になっているのはいたし方ないということを私は思います。

この問題について理解できますが、しかし、合併協議会で作った建設計画は合併特例法に基づく合併の手段として作成されたものだと私は理解いたします。また、合併特例債等の財源の確保という一面を有し、平成14年度の社会情勢を基本に策定されたものだと私

は思います。

目まぐるしく移り変わる社会経済状況、ましてやこの前、前回の町長が能登町の経済指数を信用金庫の方から聞き寄せて言われましたけれども、あのような状態でございます。余り状況はよくありません。町全体として。その中で、平成14年度以降、補助制度や地方交付税、税金に至るまで大幅な改革が国の方で行われ、私たちの地方自治体も影響あります。このようなことを考えたとき、今回の総合計画は以前の建設計画を見直し、また新たに社会経済状況に対応して、町民が未来の能登町を想像できるものでなければならないと私は思います。

ぜひ町長のリーダーシップを発揮して特色ある計画をつくり上げてほしいと思うのですが、この点について町長はどのように考えて、またどうお答えするか、私はこの質問に対して興味があります。

以上、これが1点目でございます。町長、答弁お願いいたしたいと思います。

2点目でございます。2点目は、小中学校の統合についてでございます。

次に、学校の統合について。少子化の進展によって自分が巣立った学校が統合され、廃校とならざるを得ない状況は私も心寂しく思います。万人がそう思うのは当然のことです。ただし、学校の統合の問題を語る時最も耳を傾けなければならないものは、そこに学ぶ児童のためであります。それと同時に、保護者の状況も考えなければなりません。それと、皆さんの意見を拝聴もしなければなりません。その意見が児童や保護者の感情によって左右されるのは、どう考えてもこの問題を教育関係の方々、また教育長は統合問題を重要視して、早急にやらなければならないと思います。

ひとつこの2点目の質問に対して、教育長並びに町長の答弁を求めます。

それでは、3点目でございます。3点目は、高齢者の今後。保健、福祉、並びに私たちが高齢化時代に能登町はなってくる。その問題をどうこれから計画をしていくのかというものを質問したいと思います。

少子・高齢化が進み、高齢者と言われる人々を支える世代の負担が、若い人たちの負担が重要視されてきております。それで、介護問題について、在宅介護中心の高齢対策を国の方からもやってきております。その問題をどういうふうにして施設看護じゃなくして在宅看護に持っていくかということも考えなければならないと思います。施設サービスの利用が多く、この利用度の程度によって保険料の格差が生まれるという仕組みになっております。今後さらに高齢化が進む、予想される当町においては、厳しい地方財政の中、行政

改革はやらなければならん、待ったなしの状況でございます。この改革の中で、高齢福祉、その問題をどのように町長は長期計画をされていかれるのかお聞きしたいと思います。

この3点について質問いたしますので、答弁をよろしく願いいたします。

場合によっては議席より再質問させていただきますので、よろしく願いします。

以上。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員ご質問の1点目の総合計画についてであります。総合計画につきましては、合併協議会で策定された建設計画というのは、今ほど議員がおっしゃるように合併特例法に基づきまして合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的としております。それで、旧3町村の計画も引き継いでおりますし、当時の合併協議会の会長であった私の思いや、あるいは協議会の各委員の皆さんの思いも当然反映されております。したがって、今回の総合計画がこの建設計画を継承した形になることは、ある一面では仕方がないことだというふうに私も思っております。

しかしながら、議員ご指摘のように平成14年度あるいは平成15年度の社会経済状況を背景とした建設計画は、国の制度改正に追いついていないことも事実であります。そういった意味では、総合計画の策定に当たりましては、さまざまな形で住民の皆様に参画していただきながら進めることを心がけていきたいと思っております。

現在、細部について検討を重ねているところでありますが、よりよい総合計画ができるよう努めたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

次に、学校統廃合についてであります。能登町の将来を展望し、政策を執行していく上で、学校統合を含めた教育環境の再編整備というのは、今日に見る少子化減少にあっては必要不可欠な問題であるというふうに思っておりますし、その方向づけは現在、教育委員会で積極的に取り組んでいただいているところでもあります。

議員ご指摘のとおり、学校の統合についてはそれぞれの立場での考え方があろうかと思えます。幾つかの学校をまとめ、より大きな集団を形成することによりまして、学力の向上を中心とした教育効果を高めようとする教育の論理。また、地域住民の心のよりどころであり、地域とともに発展してきた。子供たちは地域が育てるもので、地域のきずなである学校をなくすることは地域の衰退につながるという地域の論理等があろうかと思えます。

今日の少子化が進む中で、将来を見ましても児童数がふえる状況というのは少し考えにくいと思っております。ただ、人づくり政策に関しましては、私自身も最重要課題ととらえておきまして、今後も各分野で政策を講じていきたいというふうに考えております。

現在、教育委員会で取り組んでいただいております学校再編におきましても、そういった内容を十分踏まえた議論の中で進めているところでもあり、さらに多方面から子供たちを中心に据えて検討を重ね、時間を大切に推進されるように指示しているところでもあります。

次に3点目ではありますが、高齢化と福祉についてであります。

まず現状としましては、本町の4月現在での高齢化率というのは33.4%であります。これは町内人口の約3分の1の方が65歳以上ということで、非常に高齢化が進んできております。

従来より町では各種の高齢化対策の施策に取り組んできておりますが、住民の方々が健やかで安心して暮らせるようにするためには、高齢者の保健、福祉のサービスの基盤整備が必要であると思っております。各ホームヘルパー事務所やデイサービスセンター等による在宅サービスや施設サービス、また高齢者の生きがい、健康づくりの推進を行ってきております。

今後も高齢化傾向は続くというふうに予想されますので、国の関係予算の削減により非常に厳しい財政事情ではありますが、高齢者福祉に対する財源の確保に努めまして、高齢者の方が生きがいを持ち、健康で安心して生活できる福祉のまちづくりを目指しまして、健康の維持ということに重点を置きまして、この4月より創設された地域包括支援センター事業を核として、保健、福祉、介護の総合的なサービスの構築が重要であると思っております。具体的には、まずやはり健康づくり、そしてまた介護を受けないような介護予防の推進、さらに高齢者の方にとって安全で安心な生活環境の整備、また高齢者の地域活動や社会参加の促進を図っていきたいというふうに考えておりますので、今後とも議員の皆様にもご協力いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 志幸議員のご質問にお答えいたします。

学校の再編、統合につきましては、現在、地域の皆様の意見と保護者の皆様の希望を踏まえ、真剣に取り組んでいるところであります。

本年4月には、瑞穂小学校及び三波小学校が鶴川小学校と、また瑞穂中学校が鶴川中学校と統合いたしました。瑞穂地区及び三波地区の保護者の皆様並びに地区の住民の皆様に深く感謝を申し上げます。

統合後の児童生徒の学校生活につきましては、先般の議会文教常任委員会の管内視察及び教育委員会の学校訪問の折、各学校長より報告を受けました。現在のところ問題はありません。児童生徒たちはお互いに切磋琢磨し合い、新たな学校内環境が生まれつつあると思われ、結構なことと思っております。

神野小学校につきましては、現在、地域住民のご理解をいただき、来年、19年4月に宇出津小学校と統合予定となっております。真脇小学校につきましては、教育委員会といたしましては新町誕生と地域振興面をかんがみ、また地域住民や保護者の意見集約も不十分と判断し、さらに住民の理解を深めるために時間をかけて取り組んでいこうと考えております。

また、中学校の将来を展望するとき、少子化により10年後の当町の5中学校の総生徒数は390人と予想され、中学校は1校でよいと考えます。社会の変化に対応して、心豊かにたくましく生きる子供たちの育成のために、よりよい教育環境を用意することこそ大人の責務と考えています。

それで、私の任期中にできるだけ早い時期に中学校1校の青写真を多方面から検討して描く所存でございますので、議員の児童生徒と保護者の立場に立ったスピーディな統廃合の推進についてにご理解をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

議長（大谷内義一） 9番 志幸松栄君。

9番（志幸松栄） 再質問させていただきます。よろしいですか。

再質問させていただきます。3点。

再質問というよりは、私の意見でもあると思いますので、また質問は質問としてまた提示しますのでよろしくをお願いいたします。

1問目について。私は再三、町長に対してリーダーシップ、リーダーシップと言いますけれども、やはりこの前、この奥能登の中で珠洲の選挙が行われました。選挙の方法も変わって、町民の皆さんも変わり、また結果についてもなかなか大差がついて、やっと思わ

れた方も多いと思います。

そういうものを踏まえながら、私は、リーダーというものはやはり全員に好かれることではなく、自分が思うということで、ある程度の人たちが理解をすれば各論というものを続行していくのがリーダーだと私は思っております。だから、皆さんの顔色をうかがう、全体の意見は聞かなければならない。

そういう中で、私は毎回毎回、前回もこの質問を町長に対して投げかけましたけれども、いろんな委員会もあります。その委員会の方々が全員町長の案に各論に対して賛成できるようなこれからは努力、また、いい案を出していただければ。町長は町民の方と接することが私たち以上に多いわけでございます。意見も聞く。そういうものをいいものを拾い上げてリーダーシップをとっていただきたいなと思います。

そういうことで、この問題について計画。この計画は、行政というものは10年計画、5年計画なされれば、これを行政というものは固くそれを閉ざすものですから、新しいものは入れないということを私はそういう不安があります。だから、早急にリーダーシップをとって、本当に活力のある能登町づくりをしていただきたい。計画書を作成していただきたい。

2点目の教育でございます。教育長は一番最後に言われました。私の任期のうちに。任期調べてみれば1年でございます。青写真をかいてくださるということで、私が唱えておる小中、能登町においては1校。私は今、頭の中でちょっと間違いかもしれません。教育長はより鮮明に390人という中学校になれば一つに。私はこの前、住民票、あの結果の中で、住民統計を見るとゼロ歳から9歳までの人口が平均133人でした139人でしたか、そういう統計でございますね。何が10年後でございますか。3年たてば、今この前の卒業式、能登町の卒業式でも中学生の卒業は七十数名。小学生は40名。そこで30人の3年のうちに差が出てくるんですよ。その統計から見れば、私は百何十人じゃないかなと思います。反抗するわけじゃないんで、一応またご理解のほどよろしく。

そういうことで、早くに教育長も任期のうちに最低でも旧町村に小学校一つ、中学校一つ、そういうような、子供のためにですよ。それで最後には、もう一步超えて小中、能登町の一つ。それでは、そういうふうな計画をつくっていただきたいと思います。

それで私は、その問題を実行されれば、また残れば再任したいと思いますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

それでは、3点目でございます。3点目の高齢福祉でございます。

あつという間に私たちがこの議員を始めて6年になります。20数%、旧能都町では。だけど、あつという間にもう5年、6年のうちに33%。また3年、4年には40%、10人に4人の方が65歳以上という進み方でございます。

そういうことで、町長はこの問題を軽視せず、肝に銘じ頑張って、結局また一つの今後は高齢化対策を重視しながらひとつやっていたきたいなと思っております。

今こうやってみれば町長も教育長も理解されましたので、お答え要りません。皆さん後が控えておりますので、後の人に託しまして、再質問、私の主張で終わらせていただきます。

以上でございます。どうもご清聴ありがとうございました。

議長（大谷内義一） それでは次に、16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 今回は地域ブランドの問題について、前々回と多少ダブると思うんですが質問させていただきます。

今年4月1日に、全国でにせブランドが出回ることを防ぎ、各地の地域ブランドを保護、育成する目的で商標法が改正され、地域団体商標制度が実現いたしております。従来は、地域名プラス商品名をあらわすいわゆる地域ブランドを商標登録するには、全国的な知名度が必要でございました。例えば、農林水産物や食品類では夕張メロン、前沢牛、奈良の三輪そうめん等、わずか十数点しか特許庁に認められておりませんでした。

しかしながら、今回の法改正によって商標登録の条件を緩め、全国的知名度がなくても複数の都道府県に知名度を持っていれば商標として認めるというものです。石川県においては北陸3県が対象です。この規制緩和は地域ブランドの保護と地域経済の支援が目的だと明記されております。

当町においては、いしりを商工会のJAPANブランド事業として石川県も認知し、本年、ニューヨークまで出向した経緯もございますし、能登の寒ブリに至っては古くは江戸時代より加賀前田家の献上品として重宝がられ、殿様は御用ブリはまだかまだかと年の瀬に首を長くして待っておられたという逸話が古文書に明記されております。

そこで町長にお伺いいたしますが、私は、いしりと寒ブリを地域団体商標に登録することにより地域経済の活性化と産地ブランドの保護に必ずや結びつくものと確信いたしますが、町長のお考えはいかがなものなのか。

また、いしりにおいては日本三大魚醬として秋田のしょつつる、小豆島のいかなご、能登のいしりと全国的に認知され、辞典などにも出ていますし、テレビ等のクイズ番組にもたくさん出題されております。生産材料により、呼び名も「いしり」とか「いしる」「よしる」とか地域によって変わっております。当町におけるいしりの業者はイカのみを使用している方が多いようで、純度も香りも高いという品質を保っておろうかと思うんですが、そこでイカのみで製造したものを能登いしりとして今のうちに申請したらいいと思うが、どうお考えか。

次に、寒ブリに移ります。2004年12月16日より能都町漁協では自前の全国ブランドを目指し、能登の寒ブリ、宇出津港と刻まれた青いタグをつけ、出荷を開始したという新聞記事がございます。大敷網の責任者の方に聞いたところ、12月、1月の2カ月限定で定置網でとれた10キロ以上の品質のよいブリに限定したということです。しかし、これは今何らかの事情があって宙に浮いているという話も聞いております。

町では、冬の町おこしの一環として宿泊施設等々、共同で能登の寒ブリまつりも実施されている現在、いしり同様、町が先導役、指導役として地域団体商標に登録する努力をされるべきと思うが、今後どのように対応されようとされているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

以上で質問は終わりますが、答弁によりまた再質問もございますので、よろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） それでは、山本議員のご質問に答えさせていただきますが、近年、地域経済の活性化を目指しまして地域ブランドの取り組みが盛んになってきております。そして、それによりまして地域団体商標への関心も高まっているということでありませう。

議員のおっしゃるように商標法の一部が本年4月1日に改正されまして、地域の名称及び商品といった文字のみの商標が特別法で設立された組合が登録可能となり、各関係機関が積極的に進めているものであります。

議員が質問されたいしり、寒ブリに関しましても本町を代表する商品で、県内外に広く知れ渡っていると考えられ、今日までの商標登録に係る手続の実態と申しますか実情を申し上げたいと思います。

まず、いしりにつきましては、本町の商工会がJAPANブランド支援事業として「能登の醸し」～魔法のエクス「いしり」～として、料理や伝統的食文化はもちろん医薬分野への可能性調査を行うなど、新商品開発に着手しております。国内から世界の認知度アップに努力されているところであり、この事業の進行過程で地域商標登録の手続も近年中に行うというふうに報告を受けております。

また、能登の寒ブリについてであります。冬場に本町沖合の定置網に水揚げされる10キロを超える脂の乗ったブリということで、特に都市部では人気のある鮮魚であり、能都町漁業協同組合としてはブランド化の確立に努力を重ねているもので、地域商標登録の手続に関しましては専門家にゆだねるなど、近日中に申請を行いたいという報告を受けております。

いしり、寒ブリ、あるいは関係機関が順次進めている現況ですので、ご理解願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） 今回の町長の答弁ではぼわかったんですが、まず一つ確認させていただきたいんですが、町長は先ほどいしりの件で、商工会が何かいしりのブランド登録をするとか今後やると言われたニュアンスなんですが、このいしりに関しても商工会では、まず商標法でできないんです。まず商工会が能登町のいしり業者全員に呼びかけて、何とかいしり組合という組合を結成して、そこでその方々の一つの共有財産としての団体商標登録をするということがございますので、どうぞ担当課の方とも再度確認しまして、商工会にそういった旗振り、先導役を町の方でお願いするなりすれば可能かと思うんです。

ただ、いきなり商工会とか何々会とか、そういうようなところであっても、これは特許庁は恐らくや認めるはずがないと。そういうことになっておりますので、ひとつその辺今後検討してご指導させていただければ幸いかなと思うんです。

ただ、もう1点、ブリの件に関しても関係者が早急にやりたいと町長聞かれて言われておられましたが、2004年の12月16日ですか、その日から始められて、一たん県漁連から横やりが入ったというようなことも聞いております。県漁連も申請していたというようなことですが、近い将来、当然1県1漁協となりますので、県漁連もそういう思惑があったかと思うんですが、あくまでもこの団体商標登録は産地と生産者をはっきり位置づけて、漁

法の問題まで言われるわけです。

例えば、大分県の関サバの例をとりますと、漁法の問題が商標登録に絡んできております。関サバ、関アジというのは、産地が同じでも一本釣りのものだけにのみ限定していると。また、活魚として出荷するときは必ず1日、網の生けすの中で落ちつかせるという産地品質管理ルールも、そういったものもすべて提出して関アジ、関サバというようなものをいただいているという現状を踏まえたと、この寒ブリにしてもやはり前年、漁協さん、大敷の方々との協議された12月、1月、2カ月限定、そして10キロ以上、そしてあくまでも定置でとったものという漁法もつけ加えてするように、また町の方からもアドバイス等をする必要があるんじゃないかと。そうしないと、産地が同じでも巻き網なりそういうようなものにとったブリと定置と一緒にされれば当然単価にばらつきが出て、定置網でとった方々が被害をこうむるというようなこともございますので、どうかその漁法の問題も考えながら、ひとつ速やかにされていきたいと。

ただ、参考的に申しますが、この4月1日からそういう法改正がなって、地域の自治体が先導で旗振っているところがたくさんございます。4月1日から20日の間で魚介類に関しては13点出ております。若狭ガレイ、琵琶湖の鮎、明石のタコ、太田川のシジミ、四万十川のアオノリ、そういうようなものが全部自治体がまず先導役として組合等を引っ張ると。そういうようなこともございますので、どうかその辺努力をされていただきたいと思いますが、町長さんのご見解はいかがなのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員のおっしゃるようにこの地域団体商標というのは、市町村であったり、あるいは商工会であったり商工会議所であったりということは申請することができないというふうに認識しております。それで、いしりに関しても議員がおっしゃるようにそういった組合を組織して申請しなければならないのかなというふうに思っております。

結局、特別法で設立された組合、例えば漁協であり農協でありというのは申請できますが、そういった商工会、市町村はできないということで、これに関しましても町としても支援というか後押しはしていかなければならないというふうに思っております。

また、能都町漁協の申請に関しましても、非常に地域ブランドということで各地区、地

域が取り組んでおられます。ですから、能登の寒ブリに関しましても能登町としても漁協の背中を押すぐらいの気持ちで指導あるいは先導していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 16番 山本一朗君。

16番（山本一朗） わかりました。

町長も漁協等の背中を押すような気持ちでやると。このブリに関しては県漁連が申請した経緯もございますが、現在は県漁連は金沢市でございますので産地でもない、生産者でもないということで、特許庁の方から差し戻しという形で返ってきていると思うんです。どうかこの機会にきちっと能登の寒ブリは能登の人がとれるということを目指して頑張ってくださいことを期待いたしまして、質問は終わります。

以上です。

議長（大谷内義一） 次に、6番 奥成壮三郎君。

6番（奥成壮三郎） 通告しました3点について質問いたします。

最初に、高齢者単身世帯に火災報知機の設置助成についてです。

改正消防法により、新築住宅では平成18年6月から、既存住宅は平成20年から住宅用火災報知機の設置を義務づけられました。2005年度消防白書によると、全国の出火件数は約6万件で、住宅火災による死者は1,318人、このうち高齢者は590人となっております。火災100件当たりの死者は、火災報知機がある場合では2.1人、ない場合では6.7人となっております。

こういった中、国のモデル地区となっている金沢市では、昨年より高齢者300世帯や市営住宅に対し火災報知機を無料で設置するとともに、戸板校下などに助成金を促したところ半分近い世帯が設置。1軒で5個購入した家庭も多数あったということです。

さて、私たち能登町の高齢単身世帯は総世帯数8,160戸のうち16%に当たる1,300戸余りとなっております。警報器の主流機種は七、八千円ですが、高齢者にとって個人での購入、設置は非常に負担と手間がかかります。財政難ではありますが、人命を守るという観点から幾らかの購入助成ができないものか。安全、安心のまちづくりの一環として、町長のお

考えをお聞きします。

2点目です。先ほど志幸議員も質問されましたが、一部重複しますけれども、あえて質問させていただきます。スクールバス促進と将来の中学校構想についてです。

政府の少子化社会対策推進専門委員会で、子供の下校時の安全を確保するため、市町村によるスクールバス導入の促進や集団下校の徹底を求める意見を6月に閣議決定する骨太の方針に反映させる考えとのことでした。

ことし、当町では50歳を祝うまほろば成人式が行われました。対象者は約850名です。また、二十の成人式では313名で、まほろば対象者の37%の人数でした。本年度予算の民生費、扶助費、すこやかあかちゃんお祝金は、たったの120名分の計上となっております。少子化はますます加速するばかりです。

それに伴い小中学校の統廃合も余儀なくされ、本年度より旧能都町にて三波、瑞穂小学校が鶴川小学校へ、瑞穂中学校は鶴川中学校に統廃合されました。今後は、神野小学校が宇出津小学校へ、真脇小学校が小木小学校へと統廃合される予定となっております。

この真脇小学校と小木小学校は、旧能都町と旧内浦町の統合であり、前記の旧能都町同士の統合とは違った面でいろんな問題が話し合われたと聞いております。合併前の同じ地区同士の学校では、お互いの交流も盛んで、校風もよく理解できると思います。しかし、別地区同士では交流も少なく、不安な面も多々あったようです。その一つとして、スクールバスの運行です。旧能都町地区では既にスクールバスが運行されています。

昨今、子供をねらった凶悪犯罪がマスコミをにぎわせております。都会を中心として行われていると思っていた犯罪が今では地方に飛び火し、他人事ではない時代となってきました。我々の身に降りかかる前に、少しでも対策をとるべきだと思います。時代の状況不安を解消し、子供たちの安全を確保するためにもスクールバスの全校配備が必要不可欠だと思われまます。

また、先ほど述べました出生数から、中学校においては単純計算すると15年後には能登町全体の中学校の生徒総数が360となる計算ですが、これもまた先ほど志幸議員が10年後にはもう300は切るだろうということもおっしゃってございましたけれども、そういったことで町立中学校は1校になるという懸念もされると思います。各校舎の耐震改造はほとんど終了していますが、校舎全体の耐用年数が切れる時期も近いと思われまます。

今後の中学校統廃合をどのようにしていくのか。スクールバスの全校配備とともに、行財政の責任者である町長と、学校教育の視点から教育長のお考えをお伺いいたします。

3点目に、祭礼翌日のごみ収集についてです。

能登町各地で繰り広げられる伝統の祭礼がいよいよ最盛期となります。宇出津のあばれ祭りを初めとして能登の祭りは威勢がよく、特色があることで全国に知られており、各地域で盛大に繰り広げられています。

各家庭では親戚、友人、知人を招いての宴会も盛んに行われ、それに伴い大量の生ごみや空き缶などのリサイクルごみが発生します。近年では遠方の家族や友人を迎えようと金曜、土曜、日曜や祭日を利用した祭りも多く、翌日にごみの収集がない場合がよくあります。これからは気温も上昇し、生ごみは1日で異臭を放つようになり、長時間家の中に置いておくのは大変です。リサイクルごみに関しては週1の収集となっており、場合によっては1週間も大量の空き缶を抱え込み、置き場所に困ることとなります。収集場所に置けば、異臭とともに平日の数倍のごみがかごから漏れ返ることとなり、景観上、衛生上ともによいとは思えません。

また、はるばる遠方より来ていただいた方々にきれいな能登の盛大な祭りを満喫していただくためにも、祭礼地区の生ごみ収集は翌日に、リサイクルごみ収集は二、三日中に回収できないものか町長にお伺いいたします。

以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、奥成議員の1点目の火災報知機の設置助成に関してであります。議員のおっしゃるように消防法が改正されまして、新築住宅におきましては本年6月1日から設置が義務づけられております。既存住宅につきましても、各市町村の条例によりまして平成20年から平成23年6月1日までの間に設置義務化の期日が定められることになっております。昨年、奥能登広域圏事務組合におきまして既存住宅の設置期限が平成20年5月31日と定められたことで、構成団体でもあります能登町においてもそれを適用されることとなります。

県内の市町におきまして、現在、設置に対する助成制度はかほく市のみで行っております。高齢者の被害が多いことから、議員ご提案の高齢者単身世帯のうち生活困窮者を対象にした助成制度を検討していきたいというふうに考えております。

ただ、一方で耳や足の不自由な方の対応などもあると思います。地域の実情を把握する

ことが重要でありますし、万が一のときにはやはり地域のコミュニケーションが一番の被害防止となると思いますので、これをきっかけに地域のつながりを深めることも大切なことではないかと思えます。

向こう三軒両隣が助け合っていくような地域づくりこそ被害の防止にもつながると思いますので、議員の皆様にもぜひご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次に、スクールバスの配備と将来の中学校構想についてであります。議員ご指摘のように、やはり子供たちの安全というのは真剣に取り組むべき課題というふうに思っております。登下校時の安全確保とスクールバスの全校配備についてであります。現在、スクールバスの配備は7小学校中3校で配備されております。学校統合に係る遠距離通学の児童を対象にしております。残りの4校につきましても、現在、教育委員会の方で学校統合を進めており、統合に当たってのスクールバス配備は行っていく予定にしております。

ただ、通学児童の安全対策につきましては、地域住民の皆様のボランティア活動にお願いしている状況であり、今後さらにスクールガード制度の充実等あらゆる方面から皆様方の協力を求めていく必要があるかと思っております。

また、中学校の将来展望についてであります。先ほど来話が出ております10年後には390人、15年後には360人というふうに予想されております。児童生徒の数だけ見る限りでは1町1中学校というのは考えられることでもあります。ただ、通学時間あるいは財政状況や、さらには現在国で取り組んでいます教育基本法の改正状況や、さらには教職員の人事権移譲の案件など、国、県の推移を見ながら検討を深める必要があるかと思っております。

次に、祭礼祭日のごみ収集についてであります。祭礼の翌日にごみの回収を行えば確かによいと思えます。能登町各地でこの7月から9月の3カ月間で祭りが70日に及びます。この70日において生ごみを翌日、空き缶等を二、三日中に収集を行うということは、やはり現実的ではないというふうに考えております。

現行の各地区の収集日程を見ましても、生ごみは能都、柳田地区が週2回、内浦地区が週3回と各地区においても収集日、収集品目が異なることから、現行の収集日程と別に収集を行うことは非常に困難であろうかと思っております。

また、どうしても家に置けない場合は、非常に申しわけありませんがクリーンセンターの方へ自己搬入という形で直接お持ちいただければというふうに思っております。

年に一度の祭礼ということで各家庭には大変なこととは思いますが、生ごみの水切りを

しっかり行っていただきまして、また空き缶等は軽くすすいでいただくことによりまして悪臭も防ぐことができますし、衛生面でもよいのかなと思いますので、能登町の住民の皆様にはぜひご理解とご協力をお願いしたいというふうに思います。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 奥成議員のご質問にお答えいたします。

まず、スクールバスの配備についてであります。児童生徒の安全面につきましては、今ほど町長のご説明にございましたとおりで、校区ごとに保護者を初め地域ボランティアの方々のお世話で登下校の対応を行っていただいております。この場をおかりして、朝晩に活動されている住民の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

スクールバスの配備でございますが、柳田小学校、松波小学校、そしてことし統合いたしました鶴川小学校でそれぞれ遠距離児童の送迎を行っております。現在取り組んでおります神野小学校と宇出津小学校の統合でスクールバスの配備を予定しており、今後は真脇小学校、小木小学校についても学校統合を議論、検討していく中で、その対応を考えていく必要があると考えております。

ただ、防犯、防災対策としてのスクールバス配備には、台数の確保や財政面での議論を深める必要があるのではないかと考えております。

次に、少子化による将来の町立中学校のあり方を学校教育の視点からについてでございますが、これにつきましては先ほどの志幸議員と同様で省略させていただきますが、少し補足しますと、よりよい教育環境とは学校の適正規模の範囲にあるということ。すなわち1学年2学級以上で、1学級の生徒数が20名から約30名ということでございます。

以上です。

議長（大谷内義一） それでは、暫時休憩いたします。

再開は11時5分にいたします。

午前10時55分休憩

午前11時08分再開

議長（大谷内義一） それでは、会議を再開いたします。

12番 石岡安雄君。

12番（石岡安雄） 私が通告いたしました3点を町長に尋ねたいと思います。

まず1点目です。庁舎内の経費の削減、節減をするには。

行財政改革を進めるに当たり、いろいろな分野から見直しもされていることと思いますが、単に補助金やサービスの削減といった金額にあらわれるものもあります。しかし、経常経費のように使った分だけ、利用した分だけを支払うものもあります。職員の立場、観点でどのようなものがあるか、どこがむだか。一人一人が自分の家の家計だとしたら、どこをどのように改善すれば少しでも家計が助かるのか。全職員に庁舎内の経費について考え、見直し、アイデアを求めるためにもアンケート調査も一考ではないかと思います。

大きな金額が目につきやすいのは当然ではありますが、行財政改革という大儀のもと、住民だけが痛手をこうむるのではなく、みんなで取り組んでこそ行財政改革になるのだと思います。

2点目です。町税の滞納についてです。

能登の景気低迷はいまだに続き、収入の減少はあっても生活レベルはたやすく下げられず、苦しいながらも納税に励み、その納税をするため働いているとも思える現状。まじめな納税者にとっては不公平感が募り、活力の低下さえ招きかねない。行財政改革が叫ばれ、健全財政を目指す町政において町税の徴収こそが財政再建とも言えるのではないのでしょうか。

新町となって1年余りが過ぎ、17年度の町税滞納額はどのくらいになっているのか。また、その累計額はどれくらいなのか。合併前の3町村の合計滞納額と比べ、新町となって減少しているのでしょうか。

納税組合の奨励金の削減などプラス要素も減る中、徴収担当者の苦労も耳にしておりますが、効果ある徴収方法、手段を工夫しなければならないと思うのです。

財政改革を進めるには、この問題に目を背けないで深く踏み込まないと財政改革は絵にかいたもちになりかねないと思いますが、町長いかがでしょうか。

続けて3点目です。縄文真脇ゾーンへの道路改良についてです。

縄文真脇温泉、真脇ポーレポーレ、縄文遺跡資料館など、この施設を利用するには一般県道小木時長線から積雪時には大変危険な傾斜の急な坂道を通行するしかありません。ご存じのように目の前に見えていながら非常に不便な辺地にあります。これほどの施設であ

りながら、余りにもお粗末であると思うのです。

今、小木時長線の道路拡幅工事が始まっていますが、この拡幅工事で改善できるものもなく、新たな改良が必要だと思うのです。のと鉄道の穴水―珠洲間がなくなった今、県道能都内浦線から直接乗り入れる道路改良が急務と考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

以上、3点を質問いたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、石岡議員の第1点目の庁舎内の経費の削減、縮減をするにはということではありますが、本年度から新たに行財政改革室を配置しまして、行政改革大綱に従った改革推進に全力を挙げて取り組んでいるところであります。本年度は行政改革の推進を円滑に実施するために、行政改革推進本部やその下部組織としての幹事会を設置しております。

また、行政改革の状況を評価、検証する行政改革評価委員会を設置するために、2人の評価委員を公募し、7月には8人で構成する委員会を発足する予定にもしております。

行財政改革室では、議員のおっしゃるアンケート方式とは若干異なりますが、5月に施設の維持管理経費の縮減も含めた行政改革に対する新たな改革プラン募集を全職員に呼びかけて、9月中には取りまとめを行う予定にしております。平成19年度予算に反映できるものは実行に移していきたいと思っておりますし、さらに募集の結果を見まして2回目も募集をしたいというふうに考えております。

次に、町税の滞納につきましては、ご質問のまず17年度の町税未納見込み額に関しましては、調定額で17億4,749万円に対しまして1.88%の3,279万円の見込みであります。平成17年度の町税徴収率は98.12%であります。滞納額の累計額としましては、現年分と滞納繰越分を合わせますと1億433万円になる見込みであります。そして、平成17年度の徴収実績としましては4,149万6,000円の徴収を行っております。

町税においては滞納は毎年毎年発生してきておりますが、滞納額を減少させることはもちろんのこと、あわせて滞納者も減少させなければならないと思っております。徴収に当たりましては、随時臨戸訪問徴収や納税交渉を行っておりますし、催告書発行による特別徴収期間を年4回行いまして滞納事案の分類化を図り、財産調査を行いまして、地方税法

に基づき滞納

(テープ切れ)

に使命感と責任感を持って業務に臨まなければならないと思っておりますし、それぞれの収納目標に向かって今後もさらなる努力をしまいたいと思っておりますので、ご支援とご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、縄文真協ゾーンへの道路改良であります、まずは一般県道小木時長線につきまして、議員各位を初め婦人会や各種団体の要望活動と地元関係者のご協力によりまして、昨年度から改良工事が進められておりますことを改めて感謝申し上げたいと思っております。

ご質問の主要地方道能都内浦線から縄文真協ゾーンへの直接乗り入れる道路計画につきましては、のと鉄道を挟んで北側には真協遺跡を初め縄文資料館、体験広場、温泉浴場、宿泊施設など、縄文の貴重な歴史、文化と観光施設を融合する能登町の重要な観光の資源だというふうに思っております。

のと鉄道の廃止と真協遺跡整備事業計画によりまして、進入路が逆に実現しやすくなりましたので、今後は、能都内浦線の改良計画策定とあわせて関係方面と協議しながら進入路を考えていきたいというふうに思っております。

議長（大谷内義一） 12番 石岡安雄君。

12番（石岡安雄） 税金のことで一つ聞きたいと思います。

現在、国民年金保険料の不正免除が社会問題になっている昨今ですが、町税の免除も時と場合、税により当然あることでしょうか。毎年厳正かつ適正に処理されていると思いますが、どのように査定し、決定しているのか、具体的に町税の免除に至る例を示してもらいたい。担当課長でも結構です。

議長（大谷内義一） 税務課長 藤村秀雄君。

税務課長（藤村秀雄） それでは、石岡議員にお答えいたします。

国民健康保険税の減免についてでございますが、一応国民健康保険条例がございます。それで減免規定がございます、生活保護の方とか生活困窮者の方とか、そういうことで

今手持ちにごさいませんが減免措置がありますので、それに基づきまして減免を行っております。

議長（大谷内義一） 12番 石岡安雄君。

12番（石岡安雄） 次に、町長をお願いします。

縄文真脇に関連してなんですが、私は、将来の能登町を代表する観光エリア、住民の憩いゾーンとして、海あり、山あり、そして15分圏内の海洋ふれあいセンター、九十九湾、そして縄文真脇植物公園、これを一本のベルトロードで結び、能登町の滞在型観光、体験交流の場と位置づけすることが交流人口の拡大につながると、これが理想的かつ経済的なビジョンであると思います。

そこで、私は題して「能登自然と遺跡と体験」というテーマで情報発信はできないかと思うのです。この構想について、将来どのように町長は考えられるか、聞かせていただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今議員がおっしゃった海洋ふれあいセンターあるいは植物公園、縄文真脇温泉を地図上で見ますと、ちょうど三角形のような形になるかなというふうに思っております。やはり能登町としての重要な観光資源のトライアングルだというふうに考えておりますので、その整備にも今後は検討していかなければならないというふうに思っております。

それによりまして、やはり交流人口の増にもつながろうかと思っておりますので、そのトライアングルの整備構想に関しては私も賛成ですので、検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 12番 石岡安雄君。

12番（石岡安雄） ただいま町長より積極的な発言いただきまして、どうもありがとうございました。

よろしくお願いいたしまして、終わりいたします。

議長（大谷内義一） 次に、4番 市浜等君。

4番（市浜等） 私は質問の前に、私が昨年の12月の定例会に質問させていただいた携帯電話不感地域解消問題に対して、ある一部とはいえ速やかに事業化されて予算化されたことに対して心より感謝を申し上げます。

石川県の肝入りの事業とはいえ、この問題に対してこれだけ前向きな市町村はないと確信をいたしております。このことにより、どれだけ経済効果があり、また地域住民の豊かな生活に役立つか、はかり知れません。ぜひ今後もこの整備を進めていただきたいと願っております。

今回は、私は行財政改革の手法についてと人材育成と教育環境の造成についての2項目に分けて質問をさせていただきます。

まず初めに、行財政改革について。

財政再建に伴う非常事態宣言のもと、各種の住民サービスが切り捨てられております。住民サービスはもとより職員の手当等も削減されております。財政健全化計画は単なる削減計画のみではいかがかと思うのであります。

町長は3年間で財政を立て直す目標だと公言されています。私は大いに賛成であります。しかし、何か抽象的で、細部について見えてこないのであります。例えば、最初の年はこれだけ達成したらこのサービスは復活しますよ。また、新たにこういうサービスを始めますよ。削減した手当はこのように回復しますよというふうに、住民にも職員にも希望を与える課題、数値目標、そして広く住民にわかりやすい内容で町民の方々も理解し、大いに協力いただける体制になっているのか疑問であります。その点について説明をお願いします。

また、財政再建と一口に申しますが、細部についていろいろ種々取り上げて申し上げますと、県道能都内浦線についてまだまだ整備がおくれております。小木一真協間の真脇トンネルの整備はどのようになるのか。また、小木南交差点付近の改良の計画はないのか。羽根の漁港付近はどうなっているのか。また、田の浦海岸から宇出津の町中へのアクセス道路の考えは。鉄道が廃止になり、いわゆる交通弱者が一番頼りにしているバス路線の狭く曲がりくねった道路の整備計画はどのようになさるのか。

幸い私の地元では先年来県道の改良がなされ徐々によくはなっておりますが、まだまだ改良が必要なところがたくさんあります。石川県の進めるままの工程でいいのか。多い、多いと言われている職員を一、二名、この路線の改良を促進するために、専門的、また常勤的に担当させることはできないのだろうか。この路線の改良に着手してからかなり多くの年月がたっております。大半の部分は整備されておりますが、残された部分、早急に改良されるよう願うものであります。

こういう観点からも見てまいりますと、石川県に職員を派遣、提供するくらいの意気込みで県に予算化をお願いし、予算を獲得して工事を行い、地元の企業に活力を与え、地元の企業が活性することで財政にプラスになればと思うのであります。

職員、従業員も大切な財産であるということは言うまでもありません。職員が携わる事業の活性化こそ財政再建のなおも重要な点ではないかと思うのであります。削減、切り捨ては必要最小限にとどめることが町の財政を立て直す上で大切なことではないかと思うのであります。財政を健全で安定することが先決でしょうが、安定したときどのような町を目指すのか。近未来の能登町の姿はどうなのかが見えてこないのであります。この点が明確であれば、職員も町民も目標が持てて頑張ることができると思うのであります。この点についてもお聞きします。

また、先般示された議案書を見ますと、施設の指定管理者の指定が集会所を除き29件提出されております。このうち28件は民間に募集の提示をなされたのか。ないのならば、なぜ出さないのか。出さなければ町民にとってどのようなメリットがあるのか。先般の議案質疑の中で議論百出でありましたが、指定管理者制度の指定先はほとんどが公社が管理するという事に決まるようであります。

今後の問題として、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。指定期間はそれぞれ異なりますが、次回の指定選考のときは民間に募集をされるのかお聞きします。

この問題に対しては、昔、一昔、小泉総理大臣がよく口にされた霞が関の抵抗勢力に屈したかのような形になって見えるのは私だけでしょうか。

次に、人材育成と教育環境の造成についてであります。教育の重要性は新たに私が申すまでもございませぬが、社会を構成していく上でなおも大切なものの一つではないかと考えております。

そこで、特に能登町に今足りないものは何かと若い人、若いカップルに尋ねますと、遊ぶところがない、一様に答えが返ってきます。この問題も重要な問題の一つではあります

が、ほかに産婦人科のお医者さんがいないこと、小児科の医師が少ないことについても不安が隠せないようであります。この環境を打破するために町としても多くの努力をされていると聞いてはおりますが、なかなか解決はできない問題ではなかろうかと思うのであります。

町には人材育成について各種の奨学制度があるように聞いておりますが、現状はどのようなになっているのか。

また、先日の新聞等にもありましたが、石川県では医師不足の対策として、国の補助がなくても新たに県独自の修学制度を創設して人材育成に取り組むということが報道されていきました。我が能登町でも、これに上乘せした独自の奨学制度を創設して人材育成に取り組むことはできないか。

どれだけトップセールスで人材を模索しても短編的で、その場しのぎのようで心もとない感じがいたします。能登町の小さな子供から大学生に至るまで、有能な人材に町が強力なバックアップで修学資金を提供し、育成を図り、将来能登町の施設、例えば医師として病院のために働いていただく、こういう環境はできないか。また、青少年の奨学制度を充実して、全国にも誇れる教育の町を目指す考えはないかお尋ねをいたします。

また、教育環境につきまして、先日新聞等の報道にありましたが、地元白丸小学校の跡地利用計画の問題でございます。石川県では、奥能登に高校生の不登校生徒の一時的な通学校として白丸小学校を候補に上げたと報道があります。突然のことで私たち地元では真意がわからず、戸惑いがあります。旧内浦町の検討委員会で決めたことに対しては棚上げの状態だと受けとめております中での出来事であり、活用に対する前向きな事柄としてはやぶさかではありませんが、地区住民に対する環境はどのように変化するのか。不登校の生徒がもたらす負の問題はないのか。この点について詳しく説明願います。

心のこもった回答を期待いたしまして、以上で私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、市浜議員ご質問の第1点目の行財政改革の手法についてであります。財政再建のため行財政改革の取り組みを全庁挙げて進めているところであります。

その中で、職員にも大変努力をしてもらっており、すべての職員が協力して町政を支えてくれていますので、職員の気持ちは私自身もとてもよく承知しているつもりであります。

給与の削減ということは職員の皆さんの生活設計にも当然影響を与えますし、またご家族にも負担をかけることにもなります。

しかしながら、聖域を設けず全体を見直していく中で、最終的に職員の給与を減額する結果になったことに対しましては、苦渋の選択であったことをご理解いただきたいと思います。職員の給与カットは臨時的な財源対策としてやむを得ず実施したわけですが、職員にとってはつらい内容であり、それを受け入れてくれた職員にも感謝したいというふうに思っております。

職員の集中力、あるいは個々の士気、勤労意欲の高揚、こうしたものに留意を払うことは大変重要なことであると認識しておりますが、一方で町民の皆様のために働く町職員として、町民の皆様とともに痛みを分かち合い、この財政危機を乗り越えていかななくてはならないことも理解してくれたというふうにも思っております。

そういった中で、さきの臨時議会におきまして議員各位におかれましても議員みずから職員と同様の減額措置をしていただきまして、町の財政再建にご協力いただきましたことに対しましても厚くお礼を申し上げたいと思っております。

また、検討課題でありました職員間の給与の調整であります。本年度から3年をめどに調整を行っていく予定にしております。

今後も身の丈に合った財政支出を行っていくとともに、組織的に行政改革を進めていかなければならないと思っておりますので、議員の皆様にもさらなるご協力、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、能都内浦線の道路改良についてであります。個々につきましては担当課長より説明させていただきますが、松波、小木、宇出津と主要な地域を結び、九十九湾や真脇縄文遺跡などの観光資源、そして小木、姫からの海産物の流通など、産業振興と町の活性化には欠かせない路線であるというふうに思っております。

平成15年度に本路線の整備促進期成同盟会を設立しまして、県当局に対し整備の要望を重ねてお願いしております。本路線の改良整備率は平成17年4月現在で73.6%と、徐々にではありますが伸びてきております。

今後も議員を初め関係者のご協力を賜りながら、さらなる整備促進の展望をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、現在、石川県道路整備課の方に職員1名を派遣しております。道路行政に精通するような人材育成も行っておりますことをあわせてご報告申し上げたいというふうに思っ

ております。

それと、指定管理者制度であります、今回の指定期間過ぎた時点ではもう公募という形に持っていきたいというふうに思っております。

なお、人材育成と奨学資金と白丸小学校につきましては教育長の方から説明させていただきます。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 市浜議員のご質問にお答えいたします。

人材育成と教育環境の造成について。

育成事業と奨学資金についてでございますが、人づくりの町を町の最重要施策と掲げておりますので、当教育委員会といたしましても学校教育の充実はもとより社会教育や社会体育、当然、生涯学習面でも人材育成の一環として将来を担う青少年を対象に、中学生海外派遣事業の実施や研修会、講演会等を公民館活動の中でも推進しているところであり、さらに各種スポーツ大会の開催やスポーツクラブの育成、また全国大会派遣費の助成等、財政面で許される限り取り組んでいるところであります。

さらに、奨学資金制度は旧内浦町で実施しておりました山本奨学資金を母体に能登町奨学資金として運用いたしております。利用状況につきましては、平成18年度現在で大学生が7人、短大及び専門学生が3人、高校生が5人利用しております。この制度につきましては、卒業後に返還していただき、さらに多くの利用へと広げていく予定でございます。

ただ、全国的に見るとさまざまな制度がありますが、町の財政状況など多方面からの研究、検討が必要かと考えておりますので、今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

次に、旧白丸小学校の跡地利用に関して、前回議会においても町長よりご答弁していただいたところですが、きょうまで旧内浦町での跡地検討委員会での議論を中心に、当委員会はもとより議会文教常任委員会で検討を重ねた結果、平成20年から21年度にかけて、現在の公民館周辺に新たにコミュニティ施設の整備に向け協議しているところであります。

そこで、旧白丸小学校の校舎は、現在一部の地域の方が体育館等を利用しておられますが、石川県教育委員会より空きスペースがあるのであれば県が実施しているやすらぎ学級として2教室ほど利用できないかの打診がありまして、さきの報道にありました状況に至ったわけでありませう。

このやすらぎ学級につきましては、県が取り組んでいるところの生きる力をはぐくむことと教育の機会均等を基本に、現在、児童生徒のさまざまな環境下でどうしても学校へ足が進まないいわゆる不登校児童生徒ですが、その対応策として開設しているもので、教育に関係する者としてはぜひ開設が望まれているものです。

まだ具体的に県より申し入れがあったわけではありませんが、今後具体的な要請があった段階で対応させていただきますので、その節はご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（大谷内義一） 建設課長 井下勉君。

建設課長（井下勉） 市浜議員にお答えをいたします。

能都内浦線につきましては、ただいま町長が申したとおり、観光あるいは産業、そして町の活性化の動脈であるというふうに考えております。

そういうことで、答えは事務的になりますが、ご質問の路線の状況についてご説明をさせていただきます。

ちょっと順番狂うかもしれませんが、お願いします。

まず真脇温泉でございますが、これにつきましてはトンネルのお話でございます。確かにトンネルは狭うございますし、老朽化もいたしており、そういうことからトンネルの改良をするということになりますと、お話ではトンネル付近の一部ではございますが買収が困難な箇所があるというふうにも聞いております。それから、トンネルの出入りになるんですか、片方では地すべりが発生をしているというようなことがございます。そういうことで、道路計画全体の見直しをしなければならないというのが土木の答えであります。

次に小木南交差点のお話かと思いますが、これにつきましては大変申しわけありませんが当面計画がないということでございます。

次に羽根の漁港の付近であります、小木側の460メートルは完成をしておるよということであります。残り360メートルについて、宇出津側から羽根漁港の80メートルは昨年完了しました。残りは地権者の確定が困難であるということであります。よって、用地買収ができない状況でございますよと、そういうことであります。

また、漁港の区域内、そこを縮小するということになりますと、その調整あるいは金額に甚大なものがかかるんだと。そういうようなことでありまして、現在は休止状態になっ

ていると、そういうことでございます。

あと、田の浦から宇出津間でございますが、現在は計画がないということでありまして。しかしながら、これにつきましては改良するにしても宇出津側は人家が連檐してございます。そういうことから考えると、例えばですがバイパス的なことを考えていかなければならないのかなど、そんなふうに思っております。

いずれにしても、上司とご相談申し上げまして、県の方と打ち合わせをさせていただき、また要望等をしていきたいと、そんなふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。

議長（大谷内義一） 次に、8番 奥野清君。

8番（奥野清） 議長の許しを得ましたので、通告どおり質問させていただきます。

昨年の11月からことしの5月にかけて約6カ月の間に広島県、茨城県、そして毎日のようにマスコミが報道しております秋田県で3人の小学生の女の子、男の子が殺害されました。無抵抗と言っても過言ではない幼い子供の殺害は決して許せません。二度とこんな犯罪が起こらないために、日ごろから住民の皆様も犯罪防止に努め、そして自治体は安全、安心なまちづくりに一層の努力が必要かと思えます。そして、能登町から犯罪が起こらないことを心から祈りながら、質問に入ります。

昨年から石川県が安全、安心なまちづくりをつくるために、石川県防犯まちづくり条例を制定いたしました。1条から24条まであるんですが、その中で3条から6条の間に、役割といたしまして、県、県民、自治会と事業者が一体となって地域社会における自主的な犯罪防止運動の推進をするとともに、犯罪の防止に配慮した環境を整備することが防犯対策につながります。自分や家族、財産を守るためにも地域の防犯活動に積極的に参加し、地域ぐるみで犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりに努めましょうとうたってあります。

私は今回、20条、21条で学校等の通学路における児童生徒の安全確保に質問をいたします。

県内、本町ではもちろん学校やPTA、自治体と連携をしながらそれぞれに運動を展開しているところでございますが、先ほど奥成議員の質問で教育長が地域ボランティア団体に触れました。その中で日ごろの運動に対して感謝を申し上げましたが、私の方からもそういうボランティア団体に感謝の意を表したいと思えます。

そこで、そのボランティア団体を紹介したいと思います。昨年、能登警察署の指導のもとで能登町防犯ボランティア団体が結成をされました。ことしの4月17日付で11団体が加盟をしております。少し11団体を紹介したいと思います。

鶉川っ子を守る会、瑞穂っ子を守る会、瑞穂地域安全連絡会、宇出津小学校安全あいさつ運動の会、宇出津小学校パトロールボランティア隊、神野っ子を守る会、柳田子供を守る会、や防一座、小木子供を守る会、松波小学校スクールサポート隊、真脇小学校安全パトロールボランティアと、このように11団体が日ごろからおそろいのジャンパーや腕章、そして車両にステッカーを張り、登下校の子供たちの見送りをしたり、見知らぬ人に声をかけられないか日ごろから能登町や学校などと連携を密にして活動を展開しているところです。また、年に数回、能登署に会議を持ち、情報交換や活動の報告を行っております。本自治体からも相談役として教育長並びに学校教育課長も参加をしております。

ちなみに昨年度、石川県で声かけは129件発生をしております。おかげさまで能登署管内はゼロなんです、それに類似した行為が2件あると聞いております。

その会議の中で、やはりパトロール隊員が自分はその子供を知っているが、子供たちがそういう指導をした場合に変なおじさんに声をかけられるというような、そういう悩みを持っておりますし、また皆様ご承知のとおり秋田県の藤里ですか、今容疑者が逮捕されましたが、本当に知っている方というか隣の隣のお母さんから殺害されるというような本当に悪質というか予測もできない、人間不信に陥るようなそういうこともありますので、大変難しいなと思いつつ、やはりそういう事件が起きますと、殺害が起きますと、やっぱり地域がその付近、本当に暗くなり、ショックが大だなと思っております。

そういう中で、やはり自治体も積極的に参加をしてほしい、また支援もしてほしいという要望がありました。

そこで町長、この条例をどのように理解をしているのか。また、どのように支援をしていくかを見解をお尋ねいたします。

次に、私の提案になりますが、北陸電力が自発的に警察署に申請をして、子供110番の車と称して車両にステッカーを張り、運動をしております。北陸3県で関連企業入れまして1,650台にステッカーが張られております。運動とはどのような取り組みなのかは、少し資料ありますので読み上げます。

子供たちが登下校時などに不審者からの声かけ、痴漢、つきまとい行為の被害を受けて身の危険を感じたときに、北陸電力グループの車がある場に居合わせたときは従業員が一

時的に保護して、警察や学校、家庭に連絡する制度でございます。

このように民間企業も積極的に運動していますので、私の案ですが、自治体と地域ぐるみで運動していくためにも、役場職員の意識の高揚を高めるためにも、県内ではまだやっていないと思っておりますが、先駆けて公用車に、あくまでも例でございますが、移動子供110番の家と公用車にステッカーを取りつけをできないか提案をするものであります。

犯罪者や変質者が最も恐れるのは住民の視線です。ここでの犯行は無理だと思わせるために、そしてまたそういうまちづくりのために、能登町の宝である子供のために、そして皆さん、今回もそうなんです3月の定例会にも大変少子化に議論をされておりますが、やはり安全、安心な町になればもう一人子供をつくろうかなというのがありますので、今少子化ですが、宝である能登町のためにもひとつ安全、安心な能登町になることを願いながら、質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員のおっしゃる石川県防犯まちづくり条例に関しましてであります。議員ご指摘のように連日のように子供たちや家族が巻き添えとなる犯罪が報道されております。その対策が急がれる状況にあるというふうに認識しております。

その中にありまして、県の方では石川県防犯まちづくり条例を昨年の4月に施行されております。現在、県や警察、市町、さらに企業や自治会を初め県民総ぐるみで安全で安心なまちづくりに取り組んでいる状況というふうに思っております。

能登町におきましても学校ごとに保護者や地域住民の皆様、さらには各種団体等のご協力もいただきまして朝夕に活動されているということでもあります。そういった方々のご尽力があればこそ当町では今のところ大きな犯罪につながっていないと考えておりますが、今後はさらに行政はもとより、あらゆる機会を通じまして犯罪のない安全で安心なまちづくりを提唱していく必要があると思っております。

そしてまた、子供たちに対する凶悪な犯罪があるわけなんです、その原因としては、一つとして地域住民の連帯意識の低下ということを指摘する声も多くあるように聞いております。このような治安問題は、今や我が国における重要な課題となってきておりますし、当町におきましても平成17年中には犯罪件数は76件ありました。凶悪犯罪こそないものの、安全、安心な地域づくりに向けた活動という重要性が高まってきているのではないかなと

いうふうに思っております。

町としましても、能登警察署、防犯協会と連携して警戒パトロールや、あるいは議員のおっしゃった防犯ボランティア団体と協力しまして犯罪抑止対策を推進しているところであり、本年5月には奥能登地区で初めて公用車が青色防犯パトロール車として認定されまして、地域安全活動の充実を図ったところでもあります。安全、安心の対策や事故を未然に防ぐことには限度はありませんが、今後さらに関係機関と連携、協力して防犯意識の普及と高揚を図り、地域安全運動を積極的に推進していきたいというふうに考えております。

ご提案の子供110番ステッカーであります、防犯抑止効果があるというふうに思いますので、能登警察署と打ち合わせをしながら前向きに検討したいと思っております。

また現在、防犯委員さんのお宅を主にしまして子供110番の家が能登町内では100カ所お願いしてあります。

各種関係団体との連携を密にしながら、町民の安全で平穏な生活を確保してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方におかれましてもご協力のほどお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（大谷内義一） それでは、暫時休憩いたします。

午後の再開は1時から行います。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

議長（大谷内義一） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

21番 小蔵久一君。

21番（小蔵久一） 私は、通告しました2点についてお伺いいたします。

まず、担い手に特化した新たな経営安定対策並びに政策対象外農家対策について。

平成19年度から農業政策が大きく変わろうとしています。今まではすべての農業者を対象としてきましたが、19年度から特化した政策に変わっていくと言われております。国、県は、この政策を今後農業が生きる道であり、強力に進めようとしています。

しかし当町は国の基準、集落営農20ヘクタール、認定農業者は4ヘクタールとし、また特例として集落営農は10ヘクタール、認定農業者は2.6ヘクタールと言われておりますが、

中山間地が多く、規模的に零細な小農家、高齢者が担い手となっているのが現状のようです。

国の政策は政策として進めていかなければならないと思いますが、どう進めていくのか。また、政策対象外の小農家をどのように、だれが支援していくのか。切り捨てるのか。国の政策だけが農業振興の道ではないと思います。当町としてどう対応していくのかお伺いいたします。

次に、荒廃地の利活用についてお伺いします。

まず1番目として、農作業の代行、試験圃場の受託、新規就農者、農業後継者の育成研修事業などを目的として、農地の荒廃を防ぎ、農業振興に役立てるために県からの指導で旧内浦町と農協で出資して内浦町農産公社を10年前に設立し、それなりに目的を果たしてきていると思いますが、本年末で解散と聞いています。

先日、深層水を使ったトマトの試験栽培を見てきました。立派に実っております。しかし、一般農家が栽培できるまでに栽培方法が確立できているのか。また、深層水トマトとしてのブランド化がどの程度進んでいるのか。農産公社が解散した後の対応についてお伺いいたします。

2番目として、今後多数の定年者を控える都市部の住民の中には、田舎でゆっくり農業をやりたいという人も多くおいでると聞いています。各自治体でもいろいろアイデアを出しておられます。当町で地産地消を進めることも決議されています。

私たちの近くで、奥さんが自家農園をし、夫は東京で自営業を営み、月末には能登空港を利用して帰ってきて農業農園の作業を手伝い、また山菜とりなども楽しまれ、東京の友人にこだわりの野菜や山菜をお土産に帰っていき、大変喜ばれていると聞いています。

今がチャンスだと思います。後の多数退職者がこの地域、荒廃地で農業などをしてもらうことが地産地消にもつながり、自給率の向上にもなるのではと思います。この退職者をどう受け入れるかが大事だと思いますが、当町としてのどういう施策を考えておられるかお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、小蔵議員の第1点目の平成19年度から始まります新たな農業政

策についてのご質問であります。現在、町では県、町、農協等関係機関と連携しまして担い手緊急支援チームを編成し、認定農家や集落営農組織の育成に地域担当の支援班を設置し、集落説明会や個々の農家に直接説明をして担い手の発掘、育成、確保を行っております。政策対象外の小規模農家におきましても、農業法人への作業委託や機械の共同化を図りまして、集落全体で農地の管理といった集落営農に参加していただくことが農家、農地の保全につながるものと思っております。

また、中山間地域直接支払制度等の事業も2期目に入っております。農地荒廃防止の効果も上がっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、荒廃農地の利活用に関連しました内浦農産公社及び深層水トマトの栽培の取り組みであります。深層水トマト栽培に関しましては3カ年の実証栽培として助成を行っており、今年度が最終年度となっております。農産物への利活用を図る上で深層水が身近にある町として高糖度のフルーツトマトの産地化を目指したものであります。実証栽培として少量土耕と深層水を利用してトマトの糖度アップ、省力化を目指して取り組んでおり、普及所や石川県の試験場のご協力によりまして栽培技術が確立されつつあり、技術面におきましても十分普及できる段階であるというふうに伺っております。

今後は深層水トマトのブランドに取り組んでいますJA内浦町に、これまで培った栽培技術をより確かなものとして農家への普及拡大に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、農産公社の解散につきましては、設立から10年が経過しまして農業、農政を取り巻く環境も著しく変容してきております。農業の担い手は農業法人や地域社会、集落に移行しているのが現在の農政ではないかなと思っております。幸い当町の担い手農業法人の設立も年々増加傾向にありますし、それに伴います農地集約も拡大しており、公社の設立目的あるいは役割は十分達成されたのではないかなというふうに認識しております。

今後は、大規模経営や集落営農を進めることによりまして、のどかで潤いのある地域、農村社会を守ることが町の振興に結びつくと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、団塊世代でございますが、団塊の世代と言われる人たちが第二の人生をどう生きるかは、今後の我が国の高齢化社会の方向性にも大きな影響を与えるものとして注目されております。

意向調査によれば、農業への関心も高いというふうに言われております。新しい農業の

担い手として団塊世代への対応、取り組みが各自治体でなされており、当町といたしましても、国、県が進めております就農支援やアグリ塾を通じまして団塊世代の方の就農の推進、また集落営農の立ち上げのキーパーソンとなるような取り組みの推進を図りまして、遊休農地の解消、農業の活性化に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 次に、18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） 私は、通告にあるとおり小中の一貫教育について質問したいと思います。

小中一貫教育につきましては、3月議会でも若干取り上げさせていただきましたが、今回は一步踏み込んで議論したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

我が国の義務教育6・3制は戦後間もなく発足されたものでありますが、その当時とは比較にならないほど児童生徒の身体的にも、また情報量、そして知識の上にあっても著しく変化しているということは皆様実感しておられるところであると思います。こうした児童を取り巻くさまざまな変化に対して、日本の教育は十分に対応し切れていないことを指摘する声も多いのも事実であります。

そこで私は、この義務教育9年間で6・3制にこだわることなく、児童生徒の発達段階に応じて柔軟に対応できる制度に編成をし直す必要があると、そういう思いから小中統合一貫教育の必要性を痛感している一人でございます。

こうして一つの校舎に小学校、中学校を統合して一貫教育を行うことによって、まず財政難に苦しむ町にはそれ相応の管理費の節約も可能であろうし、児童生徒にとっても校内、また登下校時の安全確保にも効率的に対応ができるのではないかと考えるわけでございます。このように小中一貫教育はまさに今の当能登町にとっては一石二鳥、いや一石三鳥の効果を生み出す施策であるというふうに思うのであります。

こうした小中一貫教育に対して、町長、教育長はどのような見解をお持ちでしょうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

ところで、能登町行政改革大綱によれば、小学校、中学校を5地域、能登町5地域でそれぞれ1校ずつ残すとされておりますが、これによって一体どのくらいの経費削減効果を見込まれているのでしょうか。逆にふえるものもあると思われませんが、その辺をお聞かせ

ください。

また今後、中学校でも耐震補強が必要となつてまいります、中学校5校で耐震補強や修繕費に今後どのくらい経費が必要なのでしょうか。また、中学校の通常の維持管理費に幾ら必要とされているのか、この点をお示しいただきたい。

言うまでもなく私は教育には素人であり、その教育的内容について知る由もございませんが、ともあれ早急に専門家や識者による研究会等を発足されて、この小中一貫教育について十分論議していただくのがまず先決かと思うのですが、この点もひとつお聞かせをいただきたい。

次に、教育問題といひましても新しい制度への挑戦でございます。やはり町長の決断がなければできません。財政厳しいがゆえに、かつて米沢藩の上杉鷹山のように教育を根本として藩財政を立て直したという故事に今こそ見習う必要があるのではないかと、こう考えておりますが、どうか町長の決断を、英断をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

以上をもって終わります。自席におつて再質問をさせていただきます。

以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 議員ご質問の義務教育の改革につきましては、議員ご承知のとおり教育基本法の改革を中心としまして、昨年10月に中央教育審議会が新しい時代の義務教育を創造するとして答申を行つております。それを受けまして、国の方では義務教育の根幹であります機会の均等、水準の確保、無償制を中心に政府初め県におきまして議論、提言がなされているというふう認識しております。

その中にありまして、当町の教育委員会においても昨年、学校再編統合計画を打ち出しまして、現在、統合整備を行つているところであります。

議員ご指摘にある町財政の厳しい状況下で学校の維持管理費の軽減もありませんが、昨年、町村合併をいたし、学校の統合という目まぐるしい変化の中で、子供たちを取り巻く教育環境も安心、安定期間が必要かと思つております。現在取り組んでおられる国、県の教育環境の状況を見据え、慎重に判断すべきと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 鶴野議員のご質問にお答えいたします。

小中の一貫教育の実現と管理費軽減ということですが、今ほど町長のご答弁にありましており、現在、国、県でさまざまな教育改革が論議されている現状であります。

一貫教育という点では、県下では金沢市、門前、富来が中高一貫教育を取り入れており、全国的に見ても議員ご提案にあります特認制度で実施されている県はございます。また現在、文部科学省では平成20年度をめぐりに小学校高学年への英語教科の必修を打ち出しており、今現在、教育改革の真ただ中と言ってよろしいかと思えます。

そんな現状下で、小中の一貫教育、さらに中高の一貫制や学区の見直し、さらに学校の選択性など、国、県の推移を見ながら、当町教育委員会といたしましてもさまざまな角度から研究を重ねてその対策を講じてまいりますので、ぜひご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） 教育課長、どれくらいの統合によって経費削減があるのか。今、鶯川のところへ瑞穂小中が統合され、あるいは神野、それから今後高倉と統合していった場合のどれだけの経費削減を見込んでいるのか。しかし、マイクロを出すとか何とかという話になると逆にふえるものもあるんですが、そういうものを考えた上で削減、この行政改革大綱の中にそれを盛り込まれているのかどうか。そういう問題です。

それと、現在の中学校の維持管理費にどのくらいかかるのか。

そして、耐震設備ですね。1校に対して、大小あるでしょうけれども平均どのくらい見込まれるのか。そういうことを聞かせていただきます。

議長（大谷内義一） 学校教育課長 國盛孝昭君。

学校教育課長（國盛孝昭） お答え申し上げます。

ただいまの統合に関係して費用がいかほど軽減されるかということかと思えますけれども、まず1点目の軽減に関しましては、現在、今年の4月に瑞穂の小学校、そして三波小学校、そして瑞穂中学校と3校統合いたしまして、厳密には出していないわけですが、おおよそで答えさせていただきます。

小学校1校ですと、教員の人件費は当然県ですので、私らの関知するところではないですけれども、維持管理費、電気料等々で考えますと大体約2,000万近くが軽減されるかなというふうに思っております。

残る中学校5校になるわけですが、中学校の維持管理費で5校で大体七千五、六百万から8,000万ぐらいの間で年間の管理を見ております。

それから耐震改築にかかる経費ですが、現在、耐震、それから大規模改造で済んでいないのが中学校でいいますと3校、それから小学校が1校。今現在、今年度の予算で取り組んでいるのが1校。省きますと4校になりますね。

中学校の3校につきましては、大体学校の規模とか年数にも違って来るわけですが、一概には言えませんけれども、大体1校につき耐震と大規模改造で約1億四、五千万ぐらいが今までの経緯からいくとかかるかなというふうに思っております。

ただ、この辺を今後、町の厳しい財政状況の中で改築していくわけですが、また子供たちの安全な環境をつくっていく上ではその辺を計画的にやっていきたいというふうには考えております。

例えば、4校を耐震すると大体四、五億になろうかなというふうに思っております。

以上であります。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） わかりました。

これからまだ中学校で3校残っていると。これにかかる耐震が大体4億から5億。5億まで要らないかもしれない、4億ぐらいは必要と、こういう試算であるわけですが。それから維持管理費に大体8,000万。修理が特別な場合の話でしょうけれども。こういうふうに相当やはり学校経費というのはかかってくると。こういうことで、それを一貫教育に統合する、小中統合すればそういうものがまず不要になってくるだろうということで、一つの特典が考えられる。

それともう一つは、先ほど述べましたように、今、児童の安全ということが非常に叫ばれている。本当に田舎といわず都会といわず、これはもう場所を選ばず危険な状況になってきている。これをやはりきちっと安全を確保していくには、できるだけ常識的に言って児童を集中させた方がいいに決まっているわけで、そして私もちょっと見ておりましたら小学校なんかでも門扉もないし、だれでも入ってこれる。ブザーもない。あなたはどなたですかといっても、そういうものもない。ずっと入っていける。校内へ入ってしまったら、あとはどうにもならんわけですね。こんな何か江戸時代の役人が持つておるような、こんなものがあるらしいですけれども、そんなものさーっと入って教室まで突撃されたらどうにもならんような感じです。そういう安全性という問題も、やはりもう少し1校に絞ってきちっと対応できるように本当はしなければいけないだろうと。

散らばっていると、それだけ金がかかる。目も届きにくい。こういう問題もあります。安全という面においても、これは絶対集中させた方が合理的、効率的であるということは何だれが考えてもそう思うわけで、そういう点でもぜひこれは考えていかなければいけない問題だと、こういうふうに思っております。

そして何よりも教育的効果、この問題がやはり大事であって、効果のないことをただ予算の縮小のためにやっておるというのではこれとはんでもない話で、やはり児童のために、生徒のためにその方がいいというものでないとこれはいけませんね。

そういう意味で一貫教育、先ほど申し上げましたように60年前に決めた6・3制、果たして今の子供に児童に適合するのかなど。こう考えたときに、やはり身体的には全然違いますからね。今、スウェーデンは5・4制らしいですけれども、東京品川区は4・3・2制ということで特区申請した。これは大変に合理的な考え方だなというふうに思うんです。確かに4年生までは基礎基本、これを徹底して教える。1人の担任の先生がそれを対応できると。基礎であれば、英語であろうが数学であろうが算数であろうが理科であろうが対応できる。しかし、5年生になるともう大人に近いですね。身体的にも知識の上でも。情報量が違いますから。子供の方が余計知っているくらい。そうすると、専門の先生が対応しないとだめだと。

例えば英語なんかでも、我々の日常使っておる英語は英語じゃないんですね。日本語なんです。ただ横文字になっておるだけの英語。こういうのなんかでも、やはりきちっと初めから英語らしい英語でいかないと、途中からやっても何かもう一回語学をやり直しておるような感じになります。そういうことでも、せめて5年生からは教科担任制に変えなけ

ればいけない。こういうことをやはり指摘されている点でございます。

それから算数、理科、1人の先生がそういう対応できるわけではないんです。得意とか不得手があるんですから。それを学級担任が全部見ているというのではちょっと不合理であると私は思っている。そういう意味でも、発達段階に応じて変えていかなければいけないときに来ているのに、まだやっている。

私立の学校は、そんなことずっとやっているんです。先に進んでいるんです。公立学校が完全におくれてしまっている。なぜおくれてきたんだ。この問題は、政治的な問題もありますので発言は控えますけれども、こういうことで今、9年をしっかりと見直ししてやっていく。

こういう行政、政策というのは旬が大事であって、さっきから見きわめて見きわめてとおっしゃっておりますけれども、やはり時期を逃すと余り効果がない。おくれると効果がありませんので、一日も早い対応をやはり考えていって、この町が初めてやったんだと。石川県で初めて。全国でも初めてだと。都会のモデル校はあるけれども、田舎のモデル校はここしかない。こういうことでひとつ。田舎と言っては怒られますけれども、地方の自治体として初めてこういう町、理想のまちづくりからこういうふうにしたんだというふうにしてやっていただきたいなど、こう考えるわけで、ひとつまず特区申請ということについて、どうすれば申請できるのか、あるいはどうすれば特区が認められるのか、そういうことについて教育長もしくはどなたかお答えいただきたい。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 3点ほどさらにご質問あるわけですが、まず特区申請はどういうふうにという部分でございますが、これは正直申し上げてまだ勉強不足でございますので、適切なご返事は避けたいと思っております。

ただ、時代に合った、あるいはまた児童生徒の成長の状況から、6・3制の教育体制というのは成果を十分に上げていないのではないかなというふうなご指摘のようでございますけれども、確かに東京都の品川区の先般も報道にございました。4年生、5年生の部分で非常に成長が際立って違うというようなことなどが述べられておったかなと、こう思うわけですが、非常に力強い叱咤激励ということでありがたくは思うんですけれども、まずしかし、いきなりそういう部分はいけないと思いますので、例えば校長会、教頭会と

小中合同の定例のございますけれども、そういう会で十分前向きに話し合い、検討を適宜歩み始めるということは私はできると思っております。

とにかくそういう新しい、しかも成果のあるというそういうものがある以上は、いいものは積極的に吸収していかなければならないと、こんなふうに思っておるところでございます。

それから、不審者の校内への侵入的なものは非常に聞いておりますと比較的軽々というふうに聞こえておるわけですがけれども、これに関しても小学校、中学校、指導のもと、県の指導を初め、先ほども奥野議員からもお話がありましたように、いろんな方面から万全を期しておるということは間違いございません。

例えば、今、学校公開ということも一方と言われるわけで、職員玄関を閉じるということはそういったような趣旨にはやっぱり違うかなというような部分もあると思いますし、それから具体的には各学校が職員玄関等で人が通った場合にチャイムが鳴ると、すぐもう職員室でそれがキャッチできる。そういうふうにちゃんと対応をしておりますし、刺股とかそういったものの訓練もやっておりますし、職員も非常に危機意識というものを高めておりますし、現在のところ、確かにカメラつきのインターホンとかそんなようなことも耳にしないこともないわけですがけれども、やはり財政等の問題もありますし、現在の与えられた条件のもとでいかにベストを尽くしていくかということがやはり教育的であろうと、こんなふうに考えているところであります。

それから語学の向上についても、本年度は議員もご承知のように当町にも英語指導助手、ALTを1人ふやしていただきました。一層その方についても力を入れる所存でございます。各学校もその構えでおりますし、それから県の指導ももちろんありますし、それからまた今日、テレビ等の例えば教育の第2等を見たときに、そういったような英語の勉強を大いにできるような放映もしておりますので、そういったものを大いに参考にして、とにかく当町の児童生徒の一層の学力の向上充実に全力で取り組んでまいりたい、そういう決意でおります。

以上です。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野幸一郎君。

18番（鶴野幸一郎） 教育長、英語をもっと勉強させよとか、ガードをもっとかたくせよとか、そんなことをきょう言っているんじゃないんです。それは二の次の話であって、一

貫教育に取り組む気持ちがあるのかなのかということが主たる話であって。

そこで教育長、校長会あるいは教頭会等で研究し合うということではできると思うと、こういうさっき発言なんですけど、やろうというのかできると思うと。できると思うはみんな思っているんですけども、やりたいというのか、ただ客観的に評論家みたいに思うと言っているらしいような気がするんですけど、その点、もう一回はっきりとお聞きしたいと思います。

私、先ほどというか朝、午前中ですか。志幸議員の質問に対しまして、中学校を10年後には1校にまとめると、こういう話がありました。しかし、そういうことで何も統合ばかり急いでおるのでは、急いでおるのか追っかけておるのか知りませんが、こんなことを町民は求めてないんですよ。どうしたら子供がふえるのか。ふやすことができるのか。働く場をもっと確保できるのかとか、町がどうしたら発展するのかと。こういうことを願っているのであって、だんだん後ろ向きの1校にするとか半校にするとか、そんなことをはやから言って歩いて、こんなこと言ったら教育長、あしたからまちを歩けませんよ。これから10年後には1校にまとめ上げますなんて言ったら大変なことですよ。そんなことを教育長、力入れて研究しなくても、やらなくても、自然にそれはなっていくのであって、ほうっておいたら余計なっていくんですよ。時の流れに身を任せておれば自然に減っていくんですから、そんな力込めて言う必要もない。

どうしたらそれをとめることができるか、これが今の喫緊の課題であるわけですからね。ひとつその先にこういう方法がありますよと。これがモデル校として全国に先駆けて、それこそ立派な学校をつくった。立派な教育制度をつくった。それによって教育効果も上がってきた。上がるようにしたい。これで一丸となってそれに取り組む。町民も取り組んでいくと。こういうことであって初めて町もそうだなと、町民も頑張らないかんなど、こうなるんですね。そして、それはさっき言った一石二鳥、三鳥、四鳥の効果を及ぼしていくんだと。

だから、冒頭に申し上げましたけれども上杉鷹山、教育を根本にして、本当にのたれ死にするような藩だった。お上へ返上しようかというところまでいっていたのが見事再建した。教育が根本だったんですね。そういうことを考えたときに、しっかりした教育制度、教育の制度を確立した上で、そしていろんな諸改革に取り組んでいく。これはもう本当に大事なことなんです。

そういうことで、ひとつできると思うのではなくて、評論家に聞いておるんじゃないんで

すから、やりたい、やってみたいと、こういう教育長としての決意をひとつお願いしたいと思えます。

あわせて町長もひとつお願いしたい。どうその点についてお考えであるか。これから研究して、そしてそういう方向に取り組んでいくのならそれでいいわけですがけれども、ただ座して衰退するのを待つというわけにはいきませんので、ひとつ決意を込めてお願いしたい。町長はどういう見解におられるか、お考えか述べていただきたいと思えます。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 議員さんからご指摘があった、どうも意欲に欠けるといふ部分でございませうけれども、言葉がトーンが弱かったかもしれませうけれども、気持ちはご指摘のとおり持っておりますので、取り組んでまいります。校長会、教頭会、定例の学校の問題について会合を開くわけですから、あるいは委員会の指示伝達も行うわけですから、そういう意味でまずやっぱり最も教育に精通した方々の中で衆知を出していただいて、いい児童生徒の育成に努力してまいりたいと思っております。

それから、先ほどの志幸議員への私の言葉がそのようにとらえられたのは、非常にちょっと私としても心外な部分があるわけですがけれども、やはりそれも今ご指摘のよりよい教育を行うという観点で、まずやっぱり適正規模で教育は人格の完成を目指すという部分があるわけですね。人格の完成を目指すという部分で、それが大切だという部分を強調し過ぎたかなと、こういうふうには思っておりますけれども、またしかし財政面の部分もこれはやっぱり否定できないわけなので、そういうことで申し上げたので、私の意のあるところをひとつ十分くんでいただいて、皆様ひとつご理解いただきたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 小中一貫校に関しましては、議員のおっしゃるような経費の軽減あるいは安全面の利点というのはあろうかと思えます。しかしながら、先ほど教育長の答弁にもありましたが、今現在教育改革の真ただ中という現状でありますので、小中一貫校に

関しましては慎重に研究して、そして慎重に判断すべきだというふうに私は思っております。

議長（大谷内義一） 18番 鶴野幸一郎君。もう時間ですから、お願いいたします。

18番（鶴野幸一郎） わかりました。

私もまだまだこれから勉強してまいります。同時に、どうか執行部におかれましても、この一貫教育に関してはひとつ研究をしていただきたい。もしもこういう点があつてだめとか、こういう点リスクがあるとか、こういうのがあれば私も聞かせていただいて、納得すればこれは取り下げさせていただきますけれども、ただ見きわめて慎重というだけでは私もちよつとそれは納得しかねますので、もう一つ勉強して、一段階勉強して、そしてまた場合によっては取り上げさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（大谷内義一） 次に、7番 石田博之君。

7番（石田博之） 私の方から、通告しました1点につきまして質問をさせていただきます。

指定管理者制度の導入に対して、私自身、別に反対するわけじゃないんですが、町民の皆さんも含めてどういった制度なんだろうというのが十分理解されていない点もあるんじゃないかなということで質問させていただきます。

本定例会にも各集落の集会所並びに能登町の公共施設の大半が指定管理者制度を導入するというので議案が提出をされておりますが、そもそもどういった制度なのかといいますと、これは平成15年9月2日に地方自治法の改正によりまして施行された制度で、公共施設の管理運営を民間の活力、能力を活用することにより、多様化する住民ニーズの向上や経費の節減を図るために地方公共団体が指定をする法人その他の団体が行う制度であるということですが、政府が推進をする三位一体改革の官から民へ、国から地方へといったような考えのもと始まった制度だというふうに私は考えます。

それでは、今回、質疑のような一般質問になりますが、今回定例会で提出をされました議案の公の施設の指定管理者の指定について、果たして適正な指定管理者制度の導入とい

うことに言えるのでしょうか。私は、少し疑問点が多いように思われます。ほかにもそういう方もいらっしゃるのではないかなというふうには思いますが。

なぜなら、先般、能登町の行政改革大綱の推進事項が町当局から示されましたが、そういった中で公共施設の適正管理と運営等の効率化として、管理運営の徹底した見直しを行い、指定管理者制度の活用を図りながら行政と民間との新たな役割分担のもと、効率的、効果的に最も適した管理者によるサービス提供を行える体制を整えるほか、施設の必要性についても検証するというように明記をされております。

合併後の新能登町は、財政的にも苦しいのは十分わかるんですが、助成金、補助金等削減をして住民に対しての負担はふえても減ることはないような気がします。財政が苦しいなら苦しいなりに、こういった指定管理者制度の活用次第では民間が参入することによって増収等の歳入の増加も見込まれ、期待もできますし、経費のコストダウンを図ることによって歳出の削減も図られるといったような利点もたくさんあるかというふうに思います。

本定例会の内容では、従来と何ら変わった点は見当たらないというように感じます。ただ、こういった制度を利用して、言い方は大変失礼かもしれませんが、官の怠慢経営の隠れみものになってしまうようなおそれもあるのではないかなというように感じもうかがえます。

行財政大綱にうたっておる民間委託の推進についてですが、先ほど市浜議員の一般質問の中に、こういった指定管理者制度の中になぜ公募をしなかったのかというような質問もあった中に、町長は次回期限が済んだときに公募しますと軽く流されましたけれども、今回の指定管理者制度の導入においてなぜ公募ということを検討されなかったのか。なぜ公募しなかったのかという理由も明確にお聞かせ願いたいと思います。

そして今回の導入により、現状より経費の節減及び歳出が削減されるという点も幾らかあるようには思うんですけども、何%ぐらい経費の、金額においてどれぐらい歳出を削減できるのかということを知る範囲内で教えていただきたいなというふうに思います。

そして、その数字に対しても算出根拠もご説明をしていただきたいというふうに思います。

それと、町長自身、行財政改革大綱に沿った指定管理者制度の導入だと現時点で正直な話、考えておられるのかなということもお聞きしたいというふうに思います。

最後に、私は持木町長は県下でも町民が誇れる首長だというふうに期待をしております。

町長をサポートされる助役を初め幹部職員の皆様に申し上げたいんですが、行財政改革をもう少し真剣に取り組んでいただいて、住民サービスの向上に努めていただくことをお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、指定管理者制度の制度の中身なんですが、これは石田議員の方から説明がありましたし、また行政改革大綱の実施計画の説明も議員の方からありました。

それで、今回、地域住民の集会施設あるいは老人の福祉サービスを提供する施設、観光施設、スポーツ施設、文化施設などに指定管理者制度を導入するわけですが、従来から公社に委託管理を行っている施設は公募を行わずそのまま指定することにつきましては、法の趣旨は原則公募によるものでありますが、必ずしも公募しなければならないというものではないということもあります。それと、公社というのは旧町村から100%出資し設立したものでありますので、やはりそこには町としての責任もあるということもあります。

また、公社の統合間もないということから、急激な変革を避けて、公社立て直しの期間をとり、事業部門の施設に関しましては18年9月1日から20年3月31日までの1年7カ月を指定期間というふうにとったものであります。

ただ、今回のスケジュールとしましては、もう来年の夏には公募を行うことになりますので、約1年ぐらいの準備しかないのかなという気もしております。

また、経費の節減につきましては、当初予算の段階では約3%、1,000万の削減を行っておりますし、今後の協定書の締結におきましても、これはあくまでも努力目標ではありますが、二、三%の経費節減につながればなというふうにも思っております。

指定管理者制度は行政コストの縮減が目的とされていますが、同時に住民サービスの向上もうたわれておりまして、その兼ね合いを十分論議しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（大谷内義一） それでは、暫時休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

午後1時53分休憩

議長（大谷内義一） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

23番 石井良明君。

23番（石井良明） 私は、町長並びに関係各位に対し、企業誘致関連についてただしたいと思えます。

質問に入る前に、あらかじめお願いいたします。今回のご答弁を地元の（仮称）学校利活用検討委員会へ持ち帰りますので、前向きに検討するとか推移を見守りたいという政治的用語は極力避け、具体的なご答弁を賜りたいと存じます。（拍手）

過疎化する町に企業誘致ができれば、雇用促進を初めどれほど大きな経済効果が出るか説明するには至りません。効果がある分、それなりに町当局は応分に見合う一時的な負担とリスクを背負う覚悟をしなければなりません。

ご承知のとおり、私どもの地域では学校再編成により小中学校が長い歴史に幕を閉じました。よって、地域間では学校利活用検討委員会発足の機運が高まりつつあります。

そんな中、廃校舎を整備して町の活性化を視野に入れた企業誘致をしたらどうかという意見がささやかれています。委員会を設立する事前に、企業を誘致する提示条件等々を把握する必要は不可欠であります。

まず初めに、企業を誘致する際、優待条件を提示する場合、どのような制度を提案したらよいか。その制度を具体的な説明を賜りたいと存じます。

2点目として、学校を利活用する場合、最低限度耐震構造に手を加えなければなりません。その対策についてご説明をお願いします。

3点目として、企業を誘致しますと前述のとおり町の活性化に大きく貢献できますが、何分、実現できるか否かは積極的な自治体のトップセールスが大きなウエートを占めると言われています。町長の意気込みとご見解を賜りたいと存じます。

4点目、最後の質問をいたします。先般配布されました能登町行政改革大綱と企業誘致についてただしたいと存じます。

大綱の中身を見る限り、社会的弱者と言われる敬老祝金や、すこやかあかちゃんお祝金制度の見直しにより経費削減を図ろうと計画されている。私は、このような扶助費削減に関することに腐心する労力が余っているものなら、むしろそのパワーを行政改革に向けた賢明なる企業誘致等に目を向けた方が町の活性化に大きく寄与するもので、何よりも行政

改革大綱の礎となるものだと確信するものですが、町長と担当課のご見解をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） それでは、石井議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の企業誘致における優待条件の説明をということですが、3月定例会におきましてもご説明させていただきましたが、町の企業誘致対策につきましては、投下固定資産に対する固定資産税の特例及び企業立地の促進に関する条例に基づく助成金の交付などを定めているところであります。また、工場等用地のあつせんのほか、道路及び排水路等の整備についても便宜供与ができることとなっております。

また、石川県におきましても数々の優遇措置を制定しており、助成対象指定企業に対しまして投資額等に応じて企業立地促進補助金や企業立地促進融資のほか、事業税や不動産取得税など県税の課税特例を設け、企業誘致を推進しているところであります。

いずれにしましても、企業誘致は町にとりまして雇用確保など町の活性化には重要なことだと考えておりますので、企業誘致に関する相談やあるいは情報提供をいただければというふうに思っております。

また、校舎の転用をする場合であります。これはあくまでも非営利を条件に認められているわけですが、そしてあくまでも公共用が主なものとなっております。ですから、民間転用というのは少し難しいのが現状ではないかなというふうに思っておりますし、また耐震整備に関しましても、今、校舎を町がするというのも少し難しいのではないかなというふうにも思います。

そして、企業誘致には積極的なトップセールスが効果的だという指摘につきましては、町の発展に寄与するために必要ですので、私としては積極的にトップセールスに出向き、企業誘致を働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

最後に、扶助費の削減に腐心するよりということなのですが、確かに議員ご指摘のとおり前向きな方針のもと、新たな目標を持って努力した方がよいとは思っております。そしてまた、確かに本年度は扶助費、補助費の削減を行いました。地方交付税の交付を

受けている団体が単なる交付金的な補助を行っているのは問題があるとの強い批判があったことや、職員の人件費や旅費、一般事務費等にも削減の手を加え、痛みを分かち合った予算になったというふうに考えております。

しかしながら、その前向きな方針のもと、努力もしていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 統合での跡地利用に関しましては、地元住民の意見や地域性を十分に考慮しながら進めていきたいと考えておりますが、基本的に公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分では、事業完了後10年を超えた処分または転用する場合、非営利を条件に認められているわけですが、あくまでも公共用が主なものとなっております。ただ、取り壊しについても木造で24年、鉄筋で60年を前提としており、民間転用は難しいのが現状であります。

そんな中で、利活用につきましては皆々様の議論と検討を重ね、対策を講じてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

議長（大谷内義一） 商工観光課長 竹下正雄君。

商工観光課長（竹下正雄） 石井議員の質問にお答えいたします。

具体的な優遇制度というようなことですが、先ほど町長が申しましたとおり町と県にございます。

まず町の税制上の優遇措置といたしましては、適用基準として投下固定資本額が新增設とも2,700万円以上で、固定資産税が3カ年間免除されるというようなことが税制上の優遇措置でございます。また、補助金及び便宜供与につきましては、補助金交付の対象要件は新設または増設する企業とし、さらに町内外の企業により要件がいろいろ設定されてございます。

また、石川県の税制上の優遇措置としましては、県税の課税特例といたしまして、過疎地域に区分される能登町では、製造の事業等の用に供する設備の新設または増設したもの

に対し事業税を3年間減免する、免除するというところでございます。また、設備の取得価格の合計が2,700万円を超えるものに対しましては、不動産取得税、これは対象不動産のみでございますが、それに係る課税を免除するというようなことでございます。

また、補助金及び融資につきましては、雇用拡大関連企業立地促進補助金の要件といたしましては、対象立地地域内における新設または増設に伴う投資額及び常時雇用者数に応じ補助するものでありまして、限度額は新設の場合5億円、増設の場合には2億円などとなっております。そのほか、創造的産業等立地促進補助金においては、投資額3億円以上、常時雇用者数10人以上で限度額が15億円など、県単独の助成措置が設けられてございます。また、企業立地促進融資につきましては、県外からの新規立地を対象にした融資制度も設けてございますので、よろしく申し上げます。

また、これらの県の優遇措置を受けるに当たりましては、誘致に当たって県の産業立地課でございますが、との連携が必要であります。この県との連携によりまして、県の助成金等の優遇税制あるいは補助金等々が対象になりますというようなことでございます。

いずれにしましても、さらに具体的な内容になりますと担当課へおいでいただければ十分ご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（大谷内義一） 次に、1番 河田信彰君。

1番（河田信彰） 昨年10月に行われた国勢調査では、日本の人口は1945年以来初めて減少したという結果だそうです。日本全体で見ると余り目に見えて差し迫った問題には映りませんが、各市町村に置きかえると田舎離れや出生率の低下など当町においてもここ十数年人口は右肩下がりとわれ、高齢化が加速する中、年金受給者を支える労働力の縮小による経済的衰退が心配されます。

そんな中、少子化問題、またその対策は町が抱える最大の課題かと思われまます。今現在、保育所や小中学校、さらには高校までもが統合や廃校が進み、クラス数がどんどん減り、空き教室がふえ、長期的な展望に立つと大変厳しいこの現実、この状況を町長はどう認識し、どう考えておられるのかお聞かせください。

出生率低下の理由の一部は、晩婚化もしくは全く結婚しないことです。厚生労働省の最近の資料によると、女性の平均初婚年齢は着実に上がってきており、1988年には25.8歳だ

ったのが2004年には27.8歳となっております。また、4月に内閣府が発表した世論調査によれば、日本は子供を育てやすい国だと答えたのは全体の48%のみで、アメリカの78%、スウェーデンの98%と比べると大変低い数字で、それらの理由としてよく挙げられるのは育児にかかる費用の問題、保育施設の不足や女性が育児休暇をとった後の職場復帰が難しいことなどです。

当町でも、安心して出産や子育てができるよう医療費の助成や出産祝い金の支給など環境づくりを進めていますが、さらに幅を広げた少子化対策が必要かと思われます。具体的には、私が2年前にも提案したファミリー・サポート・センターの設置や就業の定着対策とあわせて、町内に勤める独身男女が懇談し、お互いの親睦を深める場の提供です。

先ほども言いましたが、少子化の原因が子育てが大変であることと仕事が忙しく生涯のパートナーを得る時間がないこと、あるいは晩婚であることが指摘されていることを顧みると、独身男女の出会いの場の創設は大切な問題ではないでしょうか。

前々回のこの場において、成人期の生涯学習として行政がお見合い事業をしてはいかがかとお聞きしましたが、その後の具体的な予算や対策は持たれたのか、その検討状況をお聞かせください。

結婚してもらわなければ子供は生まれないので、少子化対策として、産みやすく育てやすい環境づくりに加えて結婚しやすい環境整備も必要だと思います。町に幸せな新カップルがふえることを願って前向きな答弁を期待し、質問を終わらせていただきます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 河田議員のご質問に答弁させていただきますが、保育料の軽減とか、あるいは現在の出生率の低下の現状を町長はどうとらえているかというようなご質問内容だったと思いますが、政府が6月中にまとめます新たな少子化対策の素案では、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業を優遇すること、あるいは現行の児童手当に乳幼児加算を導入すること、三世同居住宅の建設を支援することなど多角的な対策を打ち出すことが予定されておりました。しかしながら、地方自治体や企業から要望の多い子育て支援税制の導入というのは、財源の調整がつかないために検討課題と位置づける程度にとどまっております。

その素案では、2005年の合計特殊出生率が1.25と過去最低を更新したことを踏まえ、急

速な人口の減少は国や社会の存立基盤にかかわる問題と強調した上で、従来の対策では少子化の流れを変えることはできなかったというふうにも指摘しております。

政府・与党は、少子化対策協議会が6月中にまとめます少子化対策案で柱に据えます児童手当の拡充など経済支援策の予算規模や財源を明示することを見送る方針にしております。そして、支出に見合う効果が不透明との慎重論が強いため、7月中に閣議決定される予定であります骨太の方針でもあいまいなままの方針ということでもあります。

児童手当の拡充のほか、出産育児一時金の前倒し給付、不妊治療への助成拡大、企業の子育て支援の推進、家族の日制定などにつきまして関係省庁と協議を進めたいところでしたが、やはりそこでも集約作業は難航しているということでもあります。

つまり、子育て支援の環境が整備されていない現状では、経済的支援のみでは子育ての安心感にはつながらないということでもあります。働き方の見直し、そしてまた地域と家庭の多様な子育て支援をまず取り組むべき課題ということにしておりますが、少子化対策に対する特効薬はないということを物語っているのではないかなというふうに思っております。社会全体で子育てをする家族を尊敬し支援することが少子化対策の根幹と言えるのではないのでしょうか。

また、子供を産み育てるということは時間、精神、身体、経済的な負担が大きく、非効率的なものであります。しかし、それらの負担があつたとしてもやはり子供を産み育てることはすばらしいことでもあり、私自身も体験しましたが、親として子供と一緒に成長できた最も輝かしい時期でもあつたと思っております。

能登町におきましては、子育て支援を最重点施策として取り組み、若者が定住し子育てをし、生きがいを持って生活できる町にしたいというふうに考えております。経済的な支援という一面的な支援だけではなく、議員がおっしゃるような若者の就職あるいは住居、結婚、子育て等の総合的な人生をトータルにとらえた視点から少子化対策を進めていくべきではないかというふうにも考えております。

現在策定中であります能登町の総合計画の中におきましても、そのような視点で能登町のまちづくりを進めることとしておりますので、今後ともご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 河田議員のご質問にお答えいたします。

17年12月議会でのご提案であったと記憶いたしております。少子化対策の一環として議員が提案されました独身男女の交流事業の企画につきましては、事務局内で事業の内容、対象範囲など協議を重ねてまいりました。また、かかる経費につきましては参加者個人負担が適当であろうということから、本年度予算には計上いたしておりません。現時点ではいまだ結論が出ていない状況でございますが、事業につきましては引き続き検討協議をいたしているのが現状でございます。実施に向け誠心誠意努力しておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（大谷内義一） 1番 河田信彰君。

1番（河田信彰） 誠心誠意ありがとうございます。

昨年1年間の能登町の出生数、出生率、婚姻届が出された数はどれくらいいるのか。また、5年や10年前と比べての推移はいかほどか、お聞かせください。

本年4月よりIターン、Uターンの奨励金及び結婚奨励金等も廃止されていると思われませんが、何か理由があるのか。単なる財政的なものなのかをちょっとお答えください。

先月の20日だったと思うんですが、少子化対策で政府の責任でお見合いパーティーなど独身男女の出会いの場を設ける案を閣内で検討しているとの報道もありましたし、既に一部の県や市町村ではお見合いパーティーの主催や民間事業の支援に乗り出していると聞きます。さらには以前、厚生労働省は2003年度から市町村のお見合い事業に補助金を出すということも聞いたことがありますし、国に先駆けてお隣富山県や青森、岐阜、岡山、佐賀など、市町村などに補助金を出しているとも聞きます。今現在そのような制度が継続しているのかはわかりませんが、財政が苦しいとの理由があるならば、そういった補助金等の制度についても一度県や国に打診してみてもいいかがですか。また、聞いたことはありますか。これは教育長、お願いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、議員ご質問の能登町の出生数、出生率であります。平成14年

から申し上げますと、平成14年が122人であります。そして15年が120人、16年が117人、17年が135人ということで、17年度の出生率に関しましては1.91ということで、全国平均を若干上回っているような状況であります。

また、Iターン、Uターンのなくなったというのは、これはもう財政的な問題だけあります。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 特にそこまでは調べておりませんが、今後調べてまいりたいと思います。

以上です。

議長（大谷内義一） 1番 河田信彰君。

1番（河田信彰） 町長、明確なお答えありがとうございます。

あと、本当は5年や10年前に比べるとということも。ちょっとこの場ではわからないかなと思って、そこはまた後で教えていただければ幸いです。

教育長、こんな聞いたこともなくて、一生懸命誠心誠意やっていますと先ほどは言っていましたけれども、聞いたこともなければやっぱり打診してみしてほしいですね。やっぱり財政厳しくて、若者にお金を出させればいいわとか、そういう考えじゃなくて。

一つ例を挙げますと、福井市では2002年度よりやはり少子化対策として行政がお見合いパーティーを開催し、毎回定員の2倍以上の募集が集まり、参加者は抽せんで、安い参加費に加え行政主催の安心感から大好評だったと聞いています。

さらに、こういった安い参加費。先ほど教育長は出る者にお金を出させようと。それも確かかもしれませんが、やっぱりこうやって2倍以上の募集が集まるということは安いから来たのかなと。まず行ってみようかな、来てみたいかなと思えるような案を出してほしいですし、先ほども僕が今言ったことも全然聞いたこともないという話だったので、やっぱりその辺もうちょっと勉強してほしいなと思いますし。

町独自のアピールをするのであれば、現在は禁止されていますが、テレビコマーシャルの放映が解禁された後には、「能登町へ来んかいね」と題してお見合いを呼びかけるサービ

スのコマーシャルを発信したり、5人以上子供をつくったカップルには文化功労賞でも与えて老後を保障するとか、独身寮や独身専用の町営住宅などの検討をしてみてもいいかですか。その辺についてお答えください。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 確かに議員がおっしゃるように、5人以上産んだ方に文化功労賞、あるいはそういった手だてもおもしろいのかなという気もしておりますし、また独身の住宅というお話がありましたが、結婚すれば独身住宅は要らないということなので、そういった夫婦のための住宅というのは必要かなというふうにも考えております。

しかしながら、いろんなやはりお知恵もおかりして、今後のそういった結婚に関しては取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 1番 河田信彰君。

1番（河田信彰） 「世の中で一番美しいことは、すべてのものに愛情を持つことです。世の中で一番悲しいことは、うそをつくことです」と福沢諭吉の心の教えにあるように、人生で一番大切なのは夢、希望を持って愛を失わないことのようなようです。必要とされない人生は、これほど不幸で寂しいものはありません。子供からお年寄りまですべての町民がこの町の将来に夢が持てるよう、少しずつでも検討し実行して行ってください。よろしく願いいたします。

済いません。これで終わります。

議長（大谷内義一） 次に、15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） 私の一般質問でございますけれども、志幸議員並びに奥成議員や、そして鶴野議員からの質問の中でほとんどお答えをいただいたような状況でありますけれども、あえて質問をさせていただきますこととお許し願いたいと思います。

私は、町を担う児童生徒によりよい教育と環境のもとで教育をすべく、行政として最善

の努力を惜しむことなく取り組むべきとの思いで以前にも質問させていただきましたが、耐震診断と耐震改装の計画についていま一度町長にお伺いいたしますが、統合と耐震計画は並行して取り組むべきものであろうというお考えを昨年の12月定例会にお話をされました。私は、そのときに当然、瑞穂中学校が鶴川中学校へ統合されてしまう。その後の中学校の統合等々はしばらくお話が出ないだろうと。そういいながらも、耐震診断や計画はなされるだろうと思いつつも、一応並行して考えていくのがベスト。なるほどそうでございます。そういうことで、そういう統合計画のない学校についての診断や改装はしばらくおあずけになっては困るという思いの中で、本当はきょう質問をさせていただこうかなと思っていたんですが、教育長の志幸議員に対する答弁の中で、中学校の統合は私の在任期間中に少なくとも青写真をつくらなければならないと明言をされましたので、私も驚いております。

それはそれとして、今後、耐震診断や改装についてどのような計画を立てておられるのか。私も12月に調査の結果、統合という言葉は審議する以前に1カ所に集約した学校があったという事例を申し上げて、早く診断をすべきでないかということをお話しした経緯がありますので、今後の計画についてしっかりとしたお答えを願いたいと思います。

次に、教育長にお伺いをいたします。

神野小学校や真脇小学校の統合における説明会が何度となく行われておりますが、さきの質問の方々に真脇小学校の統合における説明会の中身についてお話もありましたが、いま一度事細やかに聞かせを願いたいと思います。

次に神野小学校であります。私も説明会に出席をさせていただきました。そしてまた感じたことを述べさせていただきますし、質問にかえたいと思います。

教育委員会を統括する教育長として、私を感じたのは、町の教育基本方針が全く伝わっていない。ましてや保護者の方々や住民の方に疑心やいらだちを与えてしまうようなご発言もありました。まことに遺憾に思うのであります。

統合の必要性は1学級20人ないし30人学級にすることが望ましいという、そういうご説明もさきの議員の方に説明ありましたが、当然地元説明会にもそういうお話が出されて、統合はこの20人ないし30人学級が理想ですよ、これが一つの材料にしかなくない。教育長として、改めて町の教育基本方針をご自分の信念と理念を持っていま一度述べていただきたいと思うのであります。

以上で私の質問は終わりますが、場合によっては再質問の席より質問をさせていただきます。

たいと思います。よろしく願いをいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 議員ご質問の学校の耐震あるいは改築についてのご質問であります、さきの議会でも答弁したように、議員もおっしゃいましたように、統合計画と耐震改築及び大規模改修は、やはり並行して計画的に取り組むべきだというふうに考えております。

ただ、昨今の耐震問題でもありますように、現在、国の方でもいろいろとその対策に取り組んできておりまして、従来の文部科学省での補助事業としての認定と、さらに本年、国土交通大臣より住宅建築物耐震改修等事業という事業の中で耐震化優先度調査に対しまして公立学校施設にも補助金制度を認定するとの承認もありました。現在、町としてもその申請をいたしております。

この事業は、耐震強度を測定しまして、改築の必要性や、そして危険度順位をつけるものでありまして、財政状況をにらみながら計画的に改築すべきというふうに考えております。でき得ればことしじゅうに未改築であります能都中、鵜川中、柳田中、鵜川小学校等を調査したいというふうに考えております。

また認定が確定次第ご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 宮田議員のご質問にお答えいたします。

統合の説明会等を行っている段階、その実態はどうかということ。それから、教育長としてのいわゆる教育指針、これが保護者を含めて地区の皆さんにいいのに伝わっていないんじゃないかという点でございますが、本年4月に学校統合をさせていただいて、その経過の中で教訓とすべきこと、これをさきに教育委員会で議決いたしました次なる学校統合に向けて生かしながら現在取り組んでいる段階でありまして、同じような反省的なものをしないように本年度から取り組んできたつもりでございます。

地区住民の皆様、PTAの皆様方にご理解を得るために、初めに年度当初、PTAの役員会の席上、教育委員会で議決した部分についてお話し申し上げ、次にPTA全員の皆さ

んがご参集のそういう会合の中もおかりいたしましてお話しし、そしてその後、地区住民の皆さんにご説明を申し上げます。この順序で私たちの気持ち、誠意　　こういうふうに取り組んできたわけですが、今ほどおっしゃったようなことなどもありまして、私も言葉が適切でなかったという部分は反省をしておりますし、また一言おわびも申し上げた次第であります。

午前中の答弁の中で申し上げましたとおりが現状でございます。また、真脇地区においても教育委員会が議決した目標の年次というのは1年後でありましたけれども、しかし先ほど申し上げましたそういう反省を踏まえて取り組んだつもりでございますが、午前中にもお話し申し上げた、ちょっと旧の能都町、それから内浦町とのそういう難しいとでも申し上げますか、いろいろご意見等が出てきまして再度教育委員会で協議をした。それが先ほど申し上げた部分でございます。署名というような活動も行われたわけでございますし、十分その辺も検討させていただいたという経過がございます。

教育長としての教育指針が保護者を含めて地域の皆さんに伝わっていないというご指摘ではございますが、確かにご指摘のとおりとは思っております。年度スタートから神野地区に今ほど申し上げました3回赴くようなことがあったわけですが、その話の中には、やはり統合がなぜという部分等の話し合いが先行しまして、どうしても今ご指摘のあったような教育長としての教育指針という部分には触れる機会がなかったなど、そのように思っております。

なぜ統合という部分、これも実は旧の能都町の学校統合検討協議会の答申を最大限に教育委員会の方では尊重しまして、そして議決したことでございました。したがって、その指針をどのように皆さんにという部分でありますけれども、具体的には、もしそういうスペースがあるならば、広報等でも今後お示しをすとか、あるいは場合によっては有線放送で申し上げるとか、そういう方法は今後考えられるとは思っておりますけれども、そういったものをとにかく実践に移さねばならないと、こんなふうに思っておりますし。

それから、学校に対しては当然ながら年度当初に教育委員会の理念、教育理念あるいは目標、重点目標等を話しして、各学校がそのように、またそれを受けて学校の特徴を生かして学校管理計画というものを作成して、それに基づいて学校教育がなされておると。そういう中で、PTAの皆さんとの会合等の中で方針を申し上げる、そういう機会は幾らもあるし、やっております。

そういうことで、質問の件についてお答えさせていただいたところでございます。ひと

つよろしくお願いたしたいと思います。

以上です。

〔「答弁者も簡潔にということ伝えていただきたい。」と言う者あり〕

議長（大谷内義一） はい。答弁者もできるだけ簡潔に答弁をしてください。

15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） この席で明快なお答えをいただいてありがとうございましたというお答えがよくありましたが、私はその言葉は出ないのであります。

まず町長に質問の件ですけれども、理解をいたしました。何かしら私もちらほら聞いていたんですが、この秋ぐらいには非常に各自治体をカバーするような有利な事業が展開されようとしていると。精いっぱいのパイプラインをつないで、ぜひ診断をまず行う、改装を行うという方向に持っていくべく最善の努力をしていただきたい。

一つだけ肉づけて余計なことを申し上げますけれども、例えば能都中、柳田中、ほとんどの学校なんかは避難場所にも指定されておりますでしょうし、旧の柳田村さんや内浦さんのことは私は今のところ、恥ずかしいことですが把握はしておりませんが、例えば能都中の場合では当然のことながら指定されておる。推定避難人数まで、2,000人という膨大な人数です。にもかかわらず、昭和40年に設立と。年度でいけば一番古いのでありますが、残された学校の中で。恐らくや避難をするということになれば、グラウンドでなく校舎の中にも当然雨風をしのがなければならんということで指定してあるんでしょうし、またそんなことがあってもらっても困るんですけれども、炊き出しの場所として利用しなければならん。そういった場所でもありますし、少なくとも児童生徒が一日の大半を過ごす場所です。そしてまた住民の避難場所でもある。そういうことを大前提に置くならば、耐震診断や補強は避けて通れないだろうし、急を要すると思いますので、全力投球を願いたいと思います。

それで、簡単ですが、お答えにくいと思うんですが、町長に1点、2点だけお答え願いたいと思います。

先ほど中学校の統合の話がございましたが、教育長の方から青写真ぐらいは在任期間中につくりたい。それは教育長の思いの中でお話しされたんだろうなと思うんですが、議場の場ではっきりと私の在任期間中にはというようなお話をされて、普通ならば小学校の統

合に至ってもいろんな検討を重ね、審議委員会をつくって、その中で審議をし、じゃというような結果に今日まで至ってきているにもかかわらず、旧能都町の学校で言うならば今では鶴川中と能都中学校しかない。ことしの4月に瑞穂と鶴川が統合されたにもかかわらず、ここで明快に教育長の方からそういうお話がありましたけれども、町長ご自身そういう審議がなされて教育長が自信を持ってお話しされたのか。

それと、統合なんですけれども、耐震と統合は関係ありますので簡単にお聞きしたいんですが、学校の統合には財政には全く関係がないというような、そういう教育委員会のとか教育長の方で地元説明会に住民の方々から財政には全く関係ないのかというような話で、私どもは財政には全く関係がない。学校統合に関係しては、教育をいかにするかというような中で、よりよい教育にする中で統合を考えているのであって、財政には私どもは全く関係ないというようなお話をされたんですが、全くそのとおりなのでしょうか。

その2点だけ。簡単に結構です。

それから、教育長にお伺いします。

私が読解力も理解力もないのならばお許しを願いたいと思いますが、全く私には教育長の方針たるものはわかりませんでした。

例えば、教育基本方針たるものは当然ながら町でもつくっておられますが、そういったことよりもっと簡単なことで結構ですけれども、もう少し地元住民に、統合はなぜ必要なのか。した暁にはこういう思いの中で私自身やっていかなければならないと思っている。例えば、教育長が言われた理想、2学級、1学級20ないし30名。当然それも必要でしょうし、またそういう教室を求めることができるならば、どういった教育ができるのか。もう少し私どもには、住民にはもう少し肌で感ずるものを述べていただきたかったわけでございます。

20人ないし30人学級が理想とすると。私、正直な話、今旧能都町の校下別の零歳児から5歳児までの生徒数というか、保育所ですから生徒数とは呼びませんが、児童数を出していただいた。確かに、例えば鶴川小学校はことしは統合されて22名。しかしながら、来年度1年生になる児童生徒が、これは全員鶴川小学校へ入るとしても22から12になるわけなんです。4歳児に至っても13、3歳児、2歳児は11名。そうすると、今、例えば鶴川校下から宇出津の小学校の方へ子供さんを出している方もいないとも限らないと思うんですが、こういった人数を考えたときに、よもやそういう形で本当は鶴川の小学校へ入れるはずなんだけれども家庭の事情で宇出津小学校へ入れなければならないとなったときに、まさし

くこれまた複式学級が起こらないとも限らない微妙な人数ですわね。とするならば、あくまでも20人、30人にこだわったような物の言い方をしてもらっても住民も納得しない。目の先にそういう方が来ているわけなんですから。

そのあたり、教育長、真脇小学校に至っては何かしら聞くところによると20年度をスタートに統合という目的でスタートラインに入って説明をされたけれども、スタートラインまで戻ってしまった。こういう結果を抱いて、なおかつ住民に理解を得られるような、私この議場で、私に言うよりも、住民の方や保護者の方にきょうはすばらしいご意見をいただきたいと思ってお話しをさせていただきました。

くどいようですが、私の読解力がないのか理解力がないのか、全くわかりませんでした。それじゃ教育長の配下である課長以下職員さえも路頭に迷う。私はそれぐらいに思っております。ましてや地区へ入ってきて、住民の方々からおしかりを受けるようなお言葉をいただいて、なかなか進めるわけがない。教育長のまじめさは私も理解をしております。しかしながら、もう少し具体的に、私は教育長としてこれこれしかじかであるべき学校統廃合をし、その暁にはこういう子供を育てていくというような確固たるものを示していただきたい。教科書に載っているようなことを述べていただいても、私は納得できない。そういうことで、教育長の思いをいま一度述べていただきたいと思います。

きょうは、私の先によく似た質問がございました。私もいろいろと考えていたことが違ってまいりました。そういうことを含めていま一度端的に、私に答弁というよりも父兄の方々に理解ができるような教育長の思いを述べていただければそれで結構です。よろしくをいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、宮田議員の第1点目の中学校の将来のお話なんです、これは午前中にも奥成議員の中学校の将来像ということでお答えさせていただきました。10年後には390人、あるいは15年後には360人という、そういった児童生徒数だけを見ると中学校も1つでいいのかなという考えはあります。ただ、やはり中には通学の時間がかかりかかると思いますし、そういったことも含めて財政状況も含めて今後も、あるいは教育改革の中身を見ながら考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

ですから、人数で考えれば能登町においては1中学校で十分ではないかなということは

言えるかなというふうに思っております。

それと、統合の説明会で教育長並びに教育委員会が当然子供たちのことを考えて、そして子供たちを中心に教育環境を整えるための統合ということは当然だと思います。ただ、我々行政にとりましては、やはりそこには財政というのがつきまどってきます。ですから財政の軽減の目的で統合するわけではありませんが、統合によって財政的な軽減が副産物としてあらわれるというふうには私は思っておりますので、決して財政のためだけに統合するのではないということをご理解いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 学校の統合につきましては、その基準は複式学級を解消するというところで、ご承知のように複式学級は1クラスの中に2学年が入っておって、一方に授業をしたときに他方が自習をするような形、次に反対の形ということで1時間の授業が行われるということで、この授業のやはり総合的に考えたときには、通常のクラスでの授業とは残念ながらよりよいというふうには言えないと思っています。

また、きのう実は恒例の宇出津小学校が綱引き大会をやりまして、そこに神野小学校の全児童も参加して、なかなか私自身も初めて見学させていただいたわけですが、赤白の帽子をかぶって、本当に楽しく、学校だなというような印象を強く持ちまして、私自身も小学校、中学校時代をちょっと思い出した、そういうことがあるわけですが。

団体で行うそういう運動なりスポーツなり、あるいは音楽なり、そういった面についても、これはやはり望ましい人間形成において、これまた正直言っていいところもありますけれども、やっぱり総体的にさらに模索する部分があるんじゃないかと。こういう教育効果、よりよい教育ということを最重点として、やはりその時代その時代で学ぶ子供たちに最もいい教育を与えねばならんと、こういう信念でございます。

これもお互い、私たちも小中あるいは上級学級と経てきておるわけですが、そういう経験の中から私、僭越ですけれども思ったときに、やっぱり大きい学校、いろんな意味でいいなと正直言って思いました。ですから、効果は後になってということになるんですけれども、今刻々と変化するそのときに学ぶ子供たちに、大人が最もいい教育環境を、あるいは教育を提供するというのがやっぱり責任であると、こんなふうに思っておりますし、きっと将来社会に出たときに、不安もあったしいろいろあったけれどもよかったなど、こう

いうふうに私は感じてもらえると。私の経験、僭越ですけども、あるいはほかの方の部分も、教育一筋に来ましたけれども、そのような信念にあります。

それから、奇しくも先ほど河田議員が福沢諭吉の心訓を、7つあるんですけども2カ条を紹介されましたけれども、私はやっぱりあれが児童生徒の基本的な、人間として生きるための絶対に不易のものだと思っております。

今、読み上げてみるならば、よろしいでしょうか。また、さっきのように長過ぎると言われると恐縮しますけれども。

議長（大谷内義一） よろしいです。

教育長（石井勲雄） ああ、そうですか。

ということで、ひとつ、どうぞ地区の皆様、ご理解いただいて、これは結局、将来この子供たちが感謝してくれると、そのように確信しております。

よろしくご理解の方お願いいたします。（拍手）

議長（大谷内義一） 時間がもう来ておりますので、簡単に。

15番 宮田勝三君。

15番（宮田勝三） 端的に。

しつこく言いましたが、仕事でいえば現場は子供なんです。過去に統合された子供たちもおいでです。ことしも統合された子供がおいでです。2カ月たちました。そういった子供たちの統合される寸前の子供たちのアンケートもいいと思いますし、統合された後の2カ月後どうだったかなという子供たちの素直な気持ちを聞くことも大事です。そういうこともいろんな形の中で、基本方針も大事ですけども、いろんな形で地区住民の方にご理解を得ることができるかと思っておりますので、ぜひ努力をしてすばらしい統合を願いたいと思っておりますし、先ほどの中学校の件ですけども、よもや教育長の方からそういう話が出ると思いませんでした。恐らく町長は知らなかったと思うんです。

それと、あと1点ですが、少なくとも正直に財政のこと。それは財政が云々だから統合ありきというんじゃないのはわかりますけれども、確かに統合していかなければ最近の教育は非常に経費がかかる。どんな小さな学校でもコンピュータの整備もしなければならん。

厳しいものがありますので。財政には関係のないというような雰囲気をおっしゃられた。それじゃだめ。正直な話で住民に当たっていただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

議長（大谷内義一） 暫時休憩いたします。

再開は3時30分。

午後3時18分休憩

午後3時33分再開

議長（大谷内義一） 会議を再開いたします。

次に、2番 南正晴君。

2番（南正晴） それでは、通告してありましたポジティブリスト制度への対応について町の姿勢をちょっと聞いてみたいと思います。

今から2週間余り前のことしの5月29日より食品衛生法が改正されました。その中にポジティブリスト制度といった片仮名の、余り発音のいい言葉ではありませんが、そういったものが導入され、施行されております。

これは、市場に流通するすべての農産物、食品に対して農薬の最低の残留基準値というもの決められ、この決められた基準値を超えて農薬が残留する農産物や食品は流通、販売が禁止されるという、そういった制度でございます。

これまでは農産物の生産過程においては作物ごとに使用される農薬というのが決められておりました、その農薬の残留については当然基準がありましたが、使用できない農薬についての残留基準といったものはなかったということです。

ただ、今までそういった農産物を生産出荷する我々は、生産履歴の記帳というものをしっかり行っていれば農薬の使用回数、使用時期、使用量の制限を守って、この生産履歴の記帳をしっかり行っていれば、生産者は農産物を出荷または販売といったものができたわけですが、今回のこの食品衛生法の改正により作物ごとに、先ほど言いましたように作物ごとに使用できる農薬についてはもともと残留基準値というのが設定されておりますが、それ以外の残留基準値が設定されていなかった分の農薬については、残留する基準値が0.01ppm以下というまことに細かい値となっております。この0.01ppmという値は、通常我々

が目にする200リットルのドラム缶がございますが、その200リットルのドラム缶500本分の中にわずか1グラムの農薬が溶けていればそれで0.01ppmという値になるんだというふうに聞いております。

さて、このような中、我々農家サイドからすると不安や疑問に思うことがありますので、この制度に対しての町の取り組みや意見などを聞きたいと思えます。

まず、先般行われた松くい虫の防除の件について。

年々広がりを見せる松の立ち枯れ被害を防ぐための防除でありますから、この防除自体については特段異議を唱えるつもりはありませんが、防除の仕方がヘリコプターによる空中散布ということでありますから、風向きによっては水田や畑への飛散がある程度予測されてくるのではないかと。

また、たしかこれに伴い有線放送のテロップの中では、この松くい虫の防除後4週間は山菜とりをしないでくださいというふうに出ていたと思えます。それくらい効力の強い薬剤であるなら、山合いのため池等にも当然溶け込んで薬が残るのではないかと。その水を使う水田、畑等があれば、やはり米や野菜その他の農産物へ、当然農産物は水を吸い上げますから、その農薬が残留するのではないかと。そういったことが心配になりますが、それは私の杞憂にすぎないのかどうか。

また、かつての減反や転作奨励といったそういった施策の中で、水田でありながら畑地としてブルーベリーやカボチャ等の栽培を奨励され、一生懸命現在も栽培されている農家の方がおいでますが、これは畦畔を挟んで隣が水田、隣が畑地という格好であります。今後、水稻の成長に伴い、わせ品種ではもう7月中旬から病害虫に対する防除が始まってまいります。

最近の予防剤は粉の薬剤でありますから、隣接するほかの農作物にも当然防除の仕方によっては農薬が飛散し、その農産物に付着し、結果的に農薬が残留したと、そういった形になる可能性が否定できないと思えますので、この7月中旬の時期でしたらまだブルーベリーもしくはカボチャ等の出荷時期と重なってくるということで、稲の防除時期にそういった農薬が、ドリフトとってやはり飛散しないか。したことによって出荷する農産物に付着していないかということの心配を覚えるわけであります。

現在のところ、この規制に違反をした場合、食品の回収、廃棄といった罰則がある程度なんですけど、農薬取締法の中には、これに違反した場合は当然産地名の公表、2年以下の懲役あるいは個人においては200万円以下、法人においては1億円以下の罰金が課せられる

ということになっております。余りにも拡大解釈かもしれませんが、今のこのポジティブリスト制がいずれはこの農薬取締法にも適用がされるのではないかと、そういったことも心配しております。

こういったことを考え合わせますと、農家は当然経営努力を行い、農薬が飛散しないように防除の工夫を行うことは当然でございますが、この制度を見た場合に、例えば隣の農地には農薬が飛散しないように、遮蔽用のシートやネットなどを設置する場合の町からの補助もしくは制度資金等、該当するそういった措置がないのか。そういったことについてもお聞きいたしたい。

また、この制度が生産や出荷する農家だけではなく、家庭菜園を営む方々はもちろんですが、最近では一般の方々でもホームセンターなどへ行けば簡単に農薬が手に入るわけです。こういった方々への使用のやはり周知がされない限りは、間違っ隣りの農地へ農薬が飛んでしまって農薬が残留してしまったという事故や危険性は十分考えられるところでありますので、この制度がまだ町民には十分に周知がされていないように私は感じるのをございます。JAや共済組合などの関係機関と農林課が一体となって、こういったことの周知徹底や対策をされることを望みます。

以上で質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） それでは南議員の質問に答えさせていただきますが、議員がおっしゃるように、食品衛生法に基づきます残留農薬のポジティブリスト制が施行されたことによる町の対応ということではありますが、まず最初に松くい虫防除の空中散布におけます不安についてであります。散布前に事業委託しておりますのと森林組合と十分な協議をいたしまして、地図上に水田、畑、河川をプロットして、その地区には薬剤を散布しないよう隣接地を避け、また散布時も風が強い場合は中止をし、低空飛行による散布を心がけていることが現状であります。

また、農産物に関するこの制度の農家のへの周知であります。町の方では2月、3月に行いました集落座談会や、あるいは生産者団体の集まる会議におきましてパンフレットを配布して啓蒙活動を行っております。

また農協におきましても、組合員に対しては広報やチラシでの周知、また青田検討会や

各分会の会議を通じて随時周知活動を行っていただいておりますというふうに聞いております。

いずれにしても、これに関しましては自分の注意だけでは防げない部分も多くありますので、生産者同士による対策検討会を実施するなどして、風のある日は散布しないとか、あるいはシートをかけるとか、また粉剤の農薬から粒剤の農薬にかえるとかいうことで、地域一体となって対策を考えていただくような指導もしております。

また、今後は家庭菜園を営む方々への周知等も含めて、町の広報やあるいは有線テレビなどを通じまして啓蒙活動も行っていきたいというふうに考えております。

なお、農薬飛散防止に遮断シート、ネット等の導入に対する補助制度ではありますが、飛散する農薬をネットなどで果たしてどこまで遮断できるかということが難しい面もあろうかと思えます。現在、国も県も補助のメニューはないというふうに聞いておりますが、今後、国、県等との協議の中で検討課題ということにさせていただきたいと思っております。

また制度資金におきましては、農協において農業バックアップ資金というものがあると聞いておりますので、ぜひこれに関しましては農協の方へお問い合わせいただければというふうに思います。

議長（大谷内義一） 2番 南正晴君。

2番（南正晴） 町長、答弁ありがとうございました。

大まかなことはわかりましたが、もう少し担当課の方から。私、先ほど言いましたように、現在水稲が栽培されている水田のすぐ隣、畦畔を挟んでブルーベリーが栽培されておるとかカボチャが栽培されておる。そういった圃場というか畑があるわけですが、先ほど言ったように水稲の防除が始まったときに、やはり当然予防する方々は飛ばないように気をつけるのは当然なんです、畦畔を挟んですぐ隣ですから、農薬が飛散しないということとは考えられないのであります。そういったところへの周知なり指導とか、たまたもし数値的なものが少しわかれば、担当課あたりに説明を願いたいと思います。

議長（大谷内義一） 農林課長 元谷猛君。

農林課長（元谷猛） 今ほどの南議員のご質問に町長が答弁いたしましたけれども、一部補足をさせていただきます。

ご質問のありました松くい虫の航空防除の農薬飛散及び薬害の懸念であります。

昨年まで散布しておりましたスミパイン乳剤につきましては、2回散布しております。1回の散布につき2週間の間、散布地に入らないよう広報等によりお願いいたしておりました。

本年度より使用いたしましたスミパインMC剤、これは農薬の名前ですけれども、この薬剤が通常の状態では直接外部に作用しないよう、ある種の膜を張る物質で包み込んだ薬剤であります。この農薬の特徴としては、薬剤が徐々に効く効果、それから毒性の軽減、それから薬剤の安定化という特徴を持った薬剤でございます。昨年度までは2回散布で4週間の制限でございましたけれども、今回は1回の散布で4週間の制限となりました。1回で4週間だから強い薬剤を使ったということではなくて、薬剤成分の性能が向上しているということでご理解をお願いいたします。

それから、本年度につきましては散布面積を見直しを行っております。溪流等にある地域は現在散布をいたしておりません。面積的には305ヘクタールから178ヘクタールと面積を減らしております。

また、風で流れる飛散防止対策でございますけれども、てん着剤を添付して実施しております。散布についても低空飛行により実施しており、散布する隣接地には薬剤散布調査用紙を設置して飛散の状況も確認しております。本年度、能登町において実施しました航空防除については、農地への飛散の確認はありませんでした。

それから、水稻防除時における農産物の影響でございます。

農薬の種類によりまして多少薬効の日数が異なります。大体2週間から3週間が一般的であろうというふうに聞いております。

また、心配される転作田における農産物の栽培面積であります。主な品目で大豆18.5ヘクタール、小豆17ヘクタール、カボチャ9.8ヘクタール、ブルーベリーが12ヘクタールとなっております。随時周知活動を行っているところでございます。特にブルーベリーにつきましては、本日、柳田の山村開発センターの方で18年度のブルーベリーの出荷会議がありますので、この制度の説明を行うことになっております。

以上、ご理解をお願いいたします。

議長（大谷内義一） 2番 南正晴君。

2番（南正晴） ありがとうございます。

とにもかくにもこの制度が始まってしまった以上は、私が聞いている限りでは3年前にこの制度がこういった制度になりますよということで周知というか通知がされていたらしいんですが、この5月29日から施行されたということで、当町の農産物にこういった不名誉な農薬が残留していましたよとか、こういった不名誉なことがないように指導等をしっかりしていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 次に、5番 小路政敏君。

5番（小路政敏） 私は、さきに通告どおり町長さんに、町長の任期中のマニフェストについてのその辺をひとつ聞きたいと思っております。

簡潔ということなので略させて読んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

持木町長におかれましては、昨年4月より無投票により能登町長となられ、はや1年過ぎました。この間、新能登町の基盤をつくり上げるため日夜努力されていることに敬意を表します。

さて、持木町長は任期があと3年程度になりましたが、残る3年間で我々町民、そして議会に対してどのようなマニフェストを約束していただけるのかお聞きしたいと思っております。

合併しましたが、その台所は非常に厳しく、町民には財政再建のための3年間と位置づけられ、我慢を強いられているが、その先に見える近未来、希望が持てる未来像がどういう形でなるのかを示していただければ幸いです。

それに引き続き、これからのやっぱりまちづくりは、多くの施策の中でも私は人づくりが非常に重要だと思っております。そこで、まちづくりを行う上で町民に対する人づくり、または職員に対する人づくりをどのように考えておられるのかお聞きします。

人こそ財産であり、資源であります。これからのまちづくりに必要とされる人材育成のあり方などの方法を示していただければと思っております。

また、現在、能登町が抱えておる諸問題がどのようなものがあるか。重要なもので解決できるものは、任期中に解決できるものはどれだけあるのか聞きたいと思っております。

もう一つの質問で、町内の交通体系はどうなっているのかを伺います。

能登中央バス、奥能登観光開発が現在運行しているバス路線では、すべての集落が網羅されていないと思っています。また、体にハンディキャップがあり、交通手段を持たない高齢者や学生など交通弱者に対する将来的な課題として、買い物や通院、通学、日常生活に不便を感じておられる方々の地域の足の確保を、町全体の民間を交えた総合的な運行計画書などをつくっておられるのかを伺います。あれば、その計画書などを示していただければ幸いと思っています。

あとは、物を言う地域、町民はいろいろな方法でどこなりここなり物を言うんですけども、物を言わない町民なり地域なりの人のその辺は行政はどうカバーしておられるのか、その辺も少し伺いたいと思っています。

なお、スクールバスの件は省きますので。

以上、私の質問はこのような点です。よろしくお願いします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、小路議員ご質問の財政再建の3カ年というふうに位置づけさせていただきましたが、地方交付税制度の根本的な見直し、あるいは補助金のさらなる削減、地方公共団体の破綻法など、あるいは道州制の導入が取りざたされておりますが、将来の見通しというのは非常に困難な状況であるというふうなことは理解いただけるというふうに思っております。

しかし、ここ数年の財政再建が能登町にとって非常に大切であることもまた事実であります。その先の能登町はどうなるのかということは、年度当初の協議会で今後10年間の財政収支をお示ししたとおり、職員の削減を初めとした行政改革によりまして平成25年度以降はプライマリーバランスがとれるというふうに考えておりますし、またそのための努力をしていきたいというふうに考えております。

また人材育成に関しましても、人材育成というのはもちろん財政再建に直結するものでは決してありませんが、これこそが、将来の町作りひいては町建て直ちに役立つものと考えております。

これからの人材育成に関しましては、役場職員だけでなく民間機関との交流も積極的に行いまして、ともに切磋琢磨させることにより、地域に育つ才能すべてを町の行財政改革に結集して、協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、任期中の完成するものというご質問なのですが、やはりまず真っ先に思い浮かぶのが内浦地区の有線テレビの敷設だと思っておりますし、寺田川ダムも完成予定であります。ただ、17年度中の事業があと3年間で完成するかと言われれば非常に難しい面もあるかと思いますが、そういった完成する事業も幾つかあるということでご理解いただければというふうに思っております。

また、公共交通体系であります。今現在、能登町では町営バス路線が1路線、貸し切りバス事業者に運営を委託している路線が4路線、そして不採算路線に県と町が経費の一部を補てんしながら乗合バス事業者が運行している路線が14路線の19路線が町内を運行しております。

現在、合併前から柳田地域内におきましては生活路線バスの運行されていない地域を中心に、スクールバスを利用して一般住民の方が利用できる状況になっておりますし、また民間独自で利用者のサービスの一環から送迎バスが運行されております。

こういったような状況を踏まえながら、物を言う、物を言わないは関係なく、利用者、特に高齢者や児童生徒など交通弱者と呼ばれる方を中心とした利便性の向上を図るために、生活路線バスの運行とあわせて地域に密着したコミュニティバスの運行のあり方につきましても今後検討していきたいということでご理解いただきたいと思います。

議長（大谷内義一） 次に、25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） 私は今回、少子・高齢化と過疎化に悩む能登町の教育情勢について質問をいたします。

まず、教育基本法の10条に教育行政という条項があるわけでございます。この条項の中に、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」、また「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」ということでございます。この能登町において教育の目的遂行、教育の目的は何なのか。また、それを遂行することに必要な諸条件の整備確立の目標は何なのかということをお願いをいたしたいと思っております。

なお、教育の現状といたしましては、青少年が夢や目標を持ちにくくなり、規範意識や道徳心、自立心を低下させているいじめ、不登校、中途退学、学級崩壊などの深刻な問題

が依然として日本に現在しておられるわけでございます。青少年による凶悪犯罪の増加も懸念しておられるわけでありまして、また現実的に起こっているわけでありまして。

家庭や地域社会において心身の健全な成長を促す教育力が十分に発揮されず、人との交流やさまざまな活動、経験を通じて敬愛や感謝の念、家族や友人への愛情などをはぐくみ、豊かな人間関係を築くことが難しくなっていると言われております。また、学ぶ意欲の低下が初等、中等教育段階から中等教育段階にまで及んでいるという現状でございます、この現状を踏まえて教育長はどのようなお考えなのかということを改めてこの10条の問題についてよろしく願いをいたします。

教育行政についての問題であります。ひとつよろしく願いいたします。

なお、場合によりましては質問席から再質問をさせていただきます。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 多田議員さんにおわびしなければいけないんですけども、正直言いまして日程が2日間設定されておりましたので、きょうはちょっと自分の教育長としての考えがちょっとまとまっていないので、できればあすに回していただきたい、そのように思います。

よろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） まことに単刀明快なる教育長の言葉ですが、あしたまで長期休憩でよろしいと思いますが、どういたしましょう。（拍手）

議長（大谷内義一） それでは、質問者が明日ということで変更されましたので、これにて本日の一般質問を終わります。

次 会 日 程

議長（大谷内義一） 次会は、明日6月14日午前10時から本議会議場で開会いたします。

散 会

議長（大谷内義一） 本日はご苦勞さんでございました。

午後 4 時04分散会

午前 9 時 58 分開議

開 議

議長（大谷内義一） ただいまの出席議員数は40人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ、本日の会議時間を延長いたしておきます。

一 般 質 問

議長（大谷内義一） 日程第1 きのように引き続き一般質問を行います。

きのう25番 多田喜一郎君の質問に対し、教育長 石井勲雄君の答弁を求めます。

教育長（石井勲雄） 昨日は私の答弁内容にかかわって、的確性に欠けた点に反省いたしております。その点についておわびを申し上げます。

それでは、多田議員のご質問にお答えいたします。

能登町の教育行政について教育長の考えをというご質問ですが、我が国の憲法の精神にのっとり明示された教育基本法、教育の目的は、「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とあり、これに基づいてつくられた当町の教育に関する条例、規則に基づいて所管する学校教育、社会教育、社会体育、そして文化財、文化施設の円滑な執行と自覚しております。

さらに、教育基本法第10条で「不当な支配に服することなく、国民全体に対して責任を負って行われるべきで、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を」と述べています。

当町の教育行政においても同様、町民全体に直接責任を負っており、運用していく人材、組織等の整備と考えております。

以上です。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） 私がきのう質問したのはそういうことではなく、10条の2番に書いてあります教育の目的を遂行するのに必要な諸条件の整備確立を目指すとしてありますので、能登町において教育の目的を遂行するのに必要な諸条件の整備確立はどのようなかということをお聞きしておるわけでございます。

ただ、今の最後の方を聞けば、この点に関しまして運用の人材とか組織整備、これ

だけの返事なんですか。どういうことなんですか。

ここを本当は質問入る前に聞きたいと思って自席で質問したんですが、私に言わせればもう少しわかりやすく、例えばこういう学校の整備をするんだよとか、こういうクラスの再編をしておるんだとか、こういう特殊学級をつくっておるんだとかというようにいろいろな明確な答えが出てくればいいのかということなんです。

例えば、私に言わせていただければ、今の教育の現状といたしましては、きのう述べたように青少年が夢や目標を持ちにくくなり、規範意識や道徳心、自立心の低下ということだとか、青少年における凶悪犯罪の増加ということをきのう言っております。だから、この辺に対してどうなのかということも述べていただければなど。

また、私はやはりその次に対しては科学技術の急速な進展と社会構造の変化に伴い、それを支える学問分野は高度に専門分化し、現実社会との乖離の問題が起きておるといようなこともあるわけがございますので、もう少しこうなのかということをご答えていただければいいのかということでございます。

私は、3回という限られた中で一方的にしゃべるようなことになるんですが、現在直面する危機的なこの教育状況を時代にふさわしい教育の実現ということをも教育長は考えていただきたいし、またその中に国民の一人一人が国家社会の形成者、国際社会の一員としての責任をどう自覚させるのかということをも大事なことなのかと思っております。

21世紀に向けた教育の指針、やはりぜひとも能登町においても大事なことですので、ひとつじっくりと答弁をしていただきたいと思っております。

大きな課題の一つとしては、人間と自然との共生ということもうたっておられるわけでありまして、やはり日本人が古来大切にきた自然の美しさに感動し、心を振るわせる感銘や自然の本質を理解し、自然と人間との協和を重視する行動ということもあります。また、心豊かに健やかな体を備えた人間の育成ということもうたっております。

やはり日本人は、ややもすると国や社会はだれかがつくってくれるものというような意識が強かった。これからは、国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動するという公共心を重視する必要もやはり能登町の教育行政では必要なことかということでは私では考えております。

その中で、やはり教育は未来への先行投資。きょうの教育が個々のあしたをつくり、社会の未来をつくるというような観点から、やはり教育長はすばらしい能登町の教育行政というものを考えていただきたいと思うわけでございます。

そういうことから私は教育の目的を遂行するのに必要な諸条件の整備確立はしておるのかということも聞いておりますので、ひとつ改めまして教育長、能登町の教育委員会としての取り組みはどうかということももう一遍聞かせていただきたいと思っております。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 議員から今ほどご指摘のありました学校の危機的状況、これについてはもう万全を尽くしております。また、自然との共生、これも豊かな心をはぐくむということで当町の特色を生かした形で各学校が取り組んでおります。それから、将来を担うそういう児童の育成、この点についても今日言われておるところのそれに劣らぬ各学校が計画に従って取り組んでおるところでございます。

また、細部につきましては担当課長の方からも答弁させたいと思っております。

以上です。

議長（大谷内義一） 学校教育課長 國盛孝昭君。

学校教育課長（國盛孝昭） お答え申し上げます。

ただいまの教育長の答弁に尽きるわけですけれども、若干事務的に補足をさせていただきますと、現在、教育委員会、議員ご指摘のとおり国の条例、各種法令を受けて、県、そして当教育委員会でさまざまな条例、規則等でいろいろな対策を講じる旨取り組んでいるところでございます。

議員のお話の中にありました犯罪が頻発するような今日の状況にあつて、そういった社会性を地域の方にどのように自己管理を促しているか。これは社会教育面かというふうに考えております。

それから学校に関しましては、特に能登町においての自然環境、そういったものを十分とらえながら、自然との触れ合いというか、そういった形を学校教育、現場でどのように取り入れていくのかということで、現在、学校では総合学科というか総合教育の中でそういった授業も主に取り入れております。例えば神野地区であれば自然の田植えをすとか、そういった取り組みもやっております。

それからまた、社会教育については担当課長もおるわけですけれども、特に公民館等を中心にさまざまな活動を展開しております。それは一般成人に向けてのいろいろな学級、講座等も開設をしているところです。

何分、教育委員会におきましては、あくまでも教育委員会、毎月1回の定例会を行って、そこで教育長からその前の月、現実的な取り組み、それからいろんな事案についての報告をいたしまして、それに基づいて教育委員からさまざまな意見を出し合つて、今後の対策というか方針を定めて活動をしている状況でございます。

あと、議員ご指摘の具体的な整備ということになりますと、学校においては現在、ご案内のとおり学校再編ということで学校の統合を進めておりますし、それから安全対策という点では、きのうの答弁にもありましたとおり地域の方にさまざまなボランティア活動をお願いいただいて安全に万全を期するような対策をとっておるところで

ございます。

それから施設面では、特に学校の耐震対策、それから大規模改造ということで、これは財政の担当とも十分検討しながら、財政状況をにらみながら計画的に進めさせていただいておるのが現状でございます。

以上です。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） 今答弁をいただきましたが、何かわかったようでわからんようなことがあります。

やはり教育基本法の1条の教育の目的、2条の教育の方針、それから教育の機会均等、3条ですが。そして4条には、国民は、その保護するために教育を受けさせなければいけない。義務ですね。教育の義務をうたってあります。そして飛びまして、社会教育の7条には公民館をきちっとしなければならないということがうたってありますので、能登町の公民館状況はもっと真剣に取り組まなければならないのかな。

今言われた公民館、学校の統合、地域のボランティアということにつきましては、公民館活動がきちっと機能しなければならないということを思っておりますので、教育長、改めて能登町の教育環境はこうであるというやはりきちっとした指針を示していただきたいと思います。

なお、私はきのうの新聞だとかいろいろなものを見まして3つばかり事例を挙げさせていただきます。

1つ目は、あるところの先生の話でしたが、学校が子供さんに宿題を出させた。1個30円のリンゴを3つ、100円玉持って行って買ってきなさいよ。お釣りは幾らでしたかというような宿題でございます。その宿題は、やはり30円のリンゴ3つですから90円、お釣りは10円という答えが大方の答えでしたが、その中に1人だけ私はツケで買ってきましたというような答えが返ってきたそうです。でも教育の現場における先生は、そのリンゴ3つを100円持っていかなくてツケで買って来たよというような答えに対しても大きな大きな五重丸をつけて、その子供の心を酌み取ってあげたというようなものが書いてあったわけでございます。

これもやはり私は1足す1が2でない、世の中の社会の状況としてはいろいろな環境が、状況が皆さんを支え合っているんだよ。ツケの場合もあるでしょうし、もらってくる場合もあるでしょうし、お金できちっとお釣りをもらってくる方法もあるというものをも私は社会教育の一環としてやはり大事でないかなということも思っております。

また、きのうの新聞ではこんな涙が出るようなことが書いてあります。これは愛知県岡崎市の栗木宏美さんという方のエッセイでございます。「こんなかわいい水筒おま

えなんか似合わない。オバケものどが乾くのかい」。水筒が宙を飛び、悪童たちの手から手に渡る。少女は、返してよ、返してよ。泣きながら、そして少女は転んだ。これが愛知県岡崎市の栗木宏美さんの詩集「ホイッスル」でございます。脳性小児麻痺で手足と言葉に障害を持ち、子供のころはいじめの標的であったと自分から書いてあります。ガチャという音がして水筒は地面に落ちた。口々に悪童たちは「おら知らねえぞ」「おら知らんよ」ということで、いじめっ子たちは去っていく。その中で栗木さんは水筒の肩ひもを不自由な手で引きちぎり、そしてすり傷の体で家に帰った。お母さんごめんね。ひもが急に切れて転んじやった。水筒もゆがんじやった。そうするとお母さんは、「うそをつかなくてもいいんだよ」。お母さんの目から大きな涙がこぼれていたということでございます。

うそもやはりこかなくてはならないときもある。またそれを優しく見守って、うそでもいいんだよというような親の温かい心。このような心と心のつながりをしてこそ私は教育の現場ですばらしい人格が形成されて、世の中に対応できるそういう生徒が育つと思います。

教育長、ぜひとも現場に似合った、将来日本のためになる、そのような子供をぜひとも育てていただきたい。ついてもいいうそ、またそれを認めてやることも大事なことでと思いますので、教育長、ひとつよろしく願いいたします。

それからもう一つは、私は皆さんにつくっていただきました交流施設、宿泊所のこぶしの営業のためにある小さな村に行ってきました。1カ月ほど前のことでございます。ちょうどその村は選挙戦の2カ月ほど前のことでございました。議長、副議長及び助役、収入役、村長、そして教育長、皆さんと一応会談を食事をしながらしたわけでございますが、その中で教育長は、済みませんがちょっと時間を失礼させていただきますということでございます。教育長どうしたんですかと言うと、私はこれから議員さんのところに行って少しばかり顔を出してこなければなりません。いや、また教育長、何で教育長がそういうところへ行かなきゃならんのですか。ここに議長もおれば副議長もおる。村長もおるじゃないですかと言うと、教育長は非常にできた方で、いや、私たちの集落は議員が10名しかおらん。そういうちっちゃな村ですので、助役とか村長とかいろんな方が行くといろいろ波風が立つんです。その防波堤になるとかならんとかは別として、私が残ったところをくまなく回るんですというような、何かわかったようなわからんような言葉でございます。

しかしながら、ちっちゃな議員10名のそういう村では、議長、副議長を外すと8人しかおらん。その中では、村の融和のためにもそういうことは大事なのかなということしておりますが、しかしながら、教育基本法だとか教育公務員ということを見てもみると、いろいろ政治的な活動には制限があるということに思いますので、その辺をあわせて私が3つ言ったことに対して教育長の答弁をいただきまして、終わりと思いたいと思います。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 今ほどの議員さんのご質問に答えていきたいと思いますが、学校の心の教育、道徳教育という点で事例を挙げられながらおっしゃいましたけれども、正直申し上げて、劣らない当町の各学校の教育に取り組んでおります。昨年も道徳教育研究大会も開催しておりますし、それからまたこれを各学校が学校公開日というのを設けておりますので、この期間にはぜひともまた町民の皆様も気軽に学校を訪れていただければ、その実態、取り組んでおる様子がわかるかなと、こんなふうに思っております。

やはり児童生徒の育成は、まずやはり人格の完成という大きな目的があるわけで、それをその時々にかに身につけさせるかということが最も大事だと、このように思っております。やはり児童の場合には倫理観、道徳、社会規範、こういうものをしっかりとまず身につけさせるという、こういう教育こそ大事であり、その上に立って教科の学習と基礎基本、こういうふうに行っているところだし、今後もこれは不易で間違いのない部分でございます。

また、教育委員会が所管しておるところの各課の課長のリーダーシップによって与えられた条件の中で一生懸命頑張らせていただいておりますので、今後もそのように努めてまいりたいと思います。

とにかく能登町の教育行政に対しては情熱を持って取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） 終わりにしたいと思ったんですが、答弁が一つ戻ってきておりません。

やはり3番目の事例の中で、ちっちゃな村の教育長のとった行動は、2万3,000人の能登町の教育長としてどう考えているのかなということを本当は聞きたかったんですが、できればお願いいたします。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 私は常々、アイデアが出ない場合には汗をかけという言葉も非常に大事にしておるわけですが、そういう意味では参考にさせていただいた部分を今後教育行政に生かして頑張っていきたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（大谷内義一） 25番 多田喜一郎君。

25番（多田喜一郎） やめなければならんのかなと思いつながら、明確な答えが来ませんので、改めて私の方から言わせていただきます。

やはり教育長もちっちゃな村の教育長をかばう気持ちもわかります。それは当然だと思います。お互いの自分の職責に対すれば大事なということではありますが、離れておりますので、教育長みずからは、私はこうですよ。能登町においては私は教育長の信念としてこうです。きちっとそういう政治的なところには行くのか行かないのか。私は行きませんか、これから全部に行きますとかというような言葉をすばっと言っていたら一番よかったのかなと思うんですが、私はそれ以上問いません。

だから、これからは教育長はやはりこのちっちゃな村の教育長の事例をどう受けとめるかは別として、やはり教育公務員、それから教育基本法というものに対して、やはりだれがどう言っても私はかくあるべきであるというような、きのうからにぎわしておる日銀総裁のような物事にならないように、だれから何を言われてもきちっとして、私はこうですよと胸を張って教育行政をできるような教育長になっていただきたいということをお願いをいたしまして、終わりといたします。

議長（大谷内義一） 次に、32番 竹中初男君。

32番（竹中初男） 届け出してあります2点について町長にお尋ねをいたしたいと思っております。

まず少子化についてでございますが、前日の河田議員の質問に同感のところが多々ありましたが、私の持論を申し上げたいと思っております。

今日、日本の社会保障は主に高齢者シフトであり、年金や介護といったことに偏っていると言えます。社会保障関係予算の70%は高齢者向けであり、子供対象はわずか4%程度であると何かの冊子に載っていたことがありました。もっと国の宝である子供を育てる理念を地域こぞって行うことに転換することが必要であります。

子育てを初め自己責任というアメリカ型の制度は、福祉を享受できる人とできない人の差が非常に大きく、不公平な社会構造になります。日本は1970年代に福祉の社会化を選択しております。よって、家族や家庭のあり方が大きくそのときから変容したのであります。

また一方では、男女参画社会の実現が進まないため少子化が進むと言われます。3年前の7月に成立した次世代育成支援対策法は300人以上の事業所や地方公共団体に子育て支援の行動計画を義務づけておりますが、我々のところでは当てはまる

がないのではないかなというふうに私は思っているんですが、今日ある児童手当の拡充を唱える政策もあります。ただし所得制限があり、あいまいであります。

私は、子供は手当制度でなく介護保険同様、育児保険または子育て保険を創設して、すべての親がそれを受けるようにすればよいと思います。職業や性別に関係なく普遍的なサービスを提供できるのは国か地方自治しかないのであります。財源に税金を使えば負担も公平になります。

地方交付税の算定は町村が53項目あると伺っております。その中で一番比重が高いといえますか、それは人口であります。人口が増す政策を行わないで財政の改善もありませんし、経済の発展もないわけであります。保険制度は医療であれ、幼稚園、保育所一貫教育などが可能になります。また、子育てが年金にスライドする方法もよいと私は思っております。

いずれにいたしましても、能登町の子育て政策事業はすごいと言われる町長の徳論をこの際聞かせてほしいのであります。

次に、地域の経済のことに触れてみたいと思います。

先般もお話がありましたが、我々の地域は決して景気はよくなっておりませんし、中央が発表するようなものではありません。まだまだ底辺に水の中で目をあけたような状態であります。

そこで、地域経済の活力は公共事業であれ民間事業であれ、地元の技術力を信頼して、その経費や予算が地元住民に還元されてこそ地域の活力になるわけであります。そのための方策を町は常に考えていなければなりません。

そこで、私の提案であります。能登空港は1日2便の羽田だけでなく多様な使い方を構築するよう求めます。空港滑走路を4,000メートルに変え、ジャンボ機も出入りできるようにすべきであり、国際貨物便を24時間受け入れることができるように関係機関と協議することを要望します。

また一方、小松空港の姉妹基地として自衛隊やアメリカ軍の空軍が常駐できる姉妹基地空港にすることを提案します。我々の半島は日本海に突き出たその特性を国の防衛政策に生かすことを再度提案するものであり、町長の見解をお伺いいたします。

能登半島は農産物で見れば南限のものも北限のものも育つところであります。そのため市場が終わってから収穫するので、市場へ出すときは施設園芸による方法しかないわけで、非常にコストが高くなり競争力には勝てないのであります。それよりも多様なものを生産して地産地消に努める方法が一番望まれると思います。

漁業も年々衰退しているわけではありますが、資源の枯渇もあるかと思えます。私は、のと鉄道の線路の上にトロッコと生けすを設置して、海水をくみ上げ、稚魚を育てる施設をつくってはどうかと提案いたします。日本海に放流するのもよし、養殖業者へ出すのもよし、国の指定を受けて産業化することを私は思いますが、町長はどう思いますか。

公共事業においては、できる限り既存の建設会社を信頼して、建設事業条項に抵触しない限り地元企業が潤うようにすべきであります。例えば防火水槽の建設工事を例にとれば、現場施工にすれば地元には効果があるのです。二次製品を持ってくるやり方は町外の業者が潤うだけであり、また災害復旧工事を見ていると現場によって条件が異なるわけでありますから、面積だけで積算をするのはいかなものかと思えます。輸送費や一般のリース料など現場を調査したときにこれを加えるようにすべきだと思いますが、町長はどう思いますか。

また、このたびの補正予算の説明で、大型の合併浄化槽設置の説明の中で外国人雇用による施設供用が生じたとありましたが、地元雇用が不足なので受け入れるのか外国人雇用の理由を説明願います。私は、地元を締め出して安価な外国人雇用に走っているのであれば一考を要すると言いたいのであります。

いずれにいたしましても、少子化も経済活力も未来に希望が持てる社会でなければ解決できません。財政が計画どおり改善され、あるいはプライマリーバランス改善がなされたとき、住んでよかった能登町になりますか。あわせてお考えをこの際聞かせてほしいと思えます。

以上であります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、竹中議員の少子化対策ということではありますが、当町におきましては平成17年の3月に能登町の次世代育成支援行動計画というのを策定しております。それに基づきまして子供たちの育成支援をしていきたいというふうに考えております。

また、政府が本格的に少子化対策を始めたのが約15年ほど前であります。出生率が1.57と過去最高になったときから本格的な少子化対策が政府の方では始めております。そしてその間、児童手当も計5回拡充してきております。そういった意味では、出生率は児童手当を拡充しても改善しないというのが現実であります。

また、出生率の低下に関しましては晩婚化あるいは晩産化ということが背景に考えられますが、その根本としては、やはり論理や個人主義をよしとする現代社会におきましては女性にとって結婚や出産というのが豊かな人生とならないというのが現実であろうかというふうに思っております。そのために出生率が下がってきているのではないかなというふうには思っております。

また、議員おっしゃる育児保険や子育て基金の創設につきましては、政府の少子化社会対策推進会議の専門委員会が提言しております。急速な少子化の影響もあって、育児の社会科ということにつきましても最近では少しずつ理解が得られるようになってきているようではありますが、いまだにやはり子供にお金がかかったとしても当然親

がその責任のもとで育てるものであるという考え方が根強いというふうに思っております。

現在、介護保険が実施されておりますが、介護保険の議論のスタートのころはやはり親の面倒は子供が見るべきということで、介護の社会化というのは非常に否定的な意見がありましたが、しかしながら内閣府の高齢者介護に関する世論調査の平成7年度、そして平成15年度を比べますと、親を必ずしも子供が介護する必要はないとする数が約4割に増加しているということであります。そういった意味では、介護の社会化が進んでいるのではないかなというふうに思います。同じようなことが今、育児の方にも始まろうとしているのではないかなというふうに思っております。

そして、子供を産む産まないというのは個人的な問題で、行政が関知すべきものではないと思いますが、子育て費用の負担の仕方に関しましては、やはり基本的には公平であるべきだというふうに思っております。相互扶助としての負担やサービスの公平性を確保する意味では、やはり育児保険というのは有効な施策ではないかなというふうに私は思っております。

次に能登空港の関係なんです、4,000メートルの滑走路ということでありますが、これは土地の方は現在確保できているというふうには聞いております。そして、そこを利用して24時間の貨物空港になるというような夢は夢として、将来的な要望といえますか、そういうのも考えていかなければならないのかなというふうには思っております。

また、その4,000メートルの滑走路を利用して米軍あるいは自衛隊というお話もありましたが、この件に関しましては3月議会にも答弁させていただいております。日本とアメリカ合衆国の合同委員会が両国政府が締結することとされており、地方公共団体の方から働きかけというのではなく、これはやはり外交を含めた国策としての対応ではないかと思っております。

また、自衛隊に関しましては防衛計画を定める方針に基づきまして配備されており、地方公共団体の範疇ではないというふうに認識しておりますが、ご提案の基地等の誘致に関しましては、やはり地域浮上策の一つの方法かとは思いますが、そこにはやはり社会情勢の動向や住民の意見というものを十分把握した上で、慎重に取り組んでいきたいというふうにも考えております。

また、のと鉄道での稚魚の育成ということでありますが、きょうの新聞に珠洲の方で、のと鉄道を利用した運転の体験ができるというような記事が載っておりました。そういった利用も民間の方ではやられる予定があります。また、その線路敷を利用したいろんなアイデアもあろうかと思えます。サイクリングロードにしたらどうだとかいうこともありますし、非常に景色のいい部分もありますので、のと鉄道の線路敷の利用というのは今後も非常に重要な課題であると思えますし、また、いろんな方からのアイデアももらいながら進めていきたいというふうに考えております。

次に公共工事であります、基本的には町内業者を優先的に指名しているのが現状でありますし、先ほどお話がありました防火水槽に関しましても、以前は現場打ちでよかったものが今は耐震ということが非常に求められております。それで既製品を使っているのが現状であります。

また、災害も面積のみで決して積算しているわけではなく、いろんな諸条件を網羅した上での積算だというふうに考えております。

また外国人の雇用に関しましても、その企業では当然社員の募集をしております。ただ、なかなか若い人が集まらないのが現状であります。そのためにあえて中国の方から外国人雇用ということに進んでいったというふうに聞いておりますので、決して外国人が安いからということではなく、なかなか募集しても集まらないのが現状というふうに認識しております。

議長（大谷内義一） 32番 竹中初男君。

32番（竹中初男） お答えはよく理解できましたので、ひとつもっと頑張ってもらいたいと思います。

ただ、鉄道の私が言った生けすの話ですが、特に三波街道はちょうど海に面して、非常に条件的には私はいい。できたらこういった産業も考えていただいて、そして三波小学校を研究室にして宇出津新港と海洋センターは魚のステーションにすると。そういったくらいの構想で私は頑張ってもらえればいいなと思います。

その点をちょっと要望して、終わります。

議長（大谷内義一） 次に、37番 岩坂喜通君。

37番（岩坂喜通） 私は、旧白丸小学校校舎が市浜議員の質問によってある程度の説明を聞きましたが、県の施設に一部利用されるという発表がされたこと、その流れというものに対して非常に私、知らないといえば無責任な発言になるかと思いますが、気にかかるところがございますので、その点をお聞きいたしたいと思います。

白丸小学校の校舎が廃校になりまして、あとをいかにするかということに対して、たしか地元の代表の方々によって利活用の何か検討委員会かできまして、そこである程度検討されたことを聞いております。それから以後、何らの動きもないというような形において、急に31日かの中日新聞に県教委と能登町にいわゆる県内の不登校対応教室というものを新設すると。しかも6月の補正に345万円といういわゆる整備費を盛り込むという発表がされました。

流れとしまして非常にいいことかもしれません。しかし、学校の校舎というものはこれから非常に現在統合された校舎もあいておりますし、これからの統合する学校も

校舎というものはあいてくるわけなんです、学校の校舎というものは、自分たちの孫、子供が通って非常に校舎そのものに対しての執着、愛情というものがついておるわけであります。そしてまた、時の政治の中核として教育問題が校舎というものを必要として建てた、いわゆる大正時代か明治時代にさかのぼると思うんですが、そのときにはそういう施設をつくることに対しての地元の協力というものは非常にあったことと記録にも残っておりますし、先輩諸公からも聞かされるわけです。自分の耕しておいた田畑あるいは山林を学校という施設をつくるために寄附もし、またそのために買収にも応じた。そして自分たちの子供を長年通わせて、人間として社会に送り出した大事な施設であるというものに対しての愛着があるわけです。

その愛着のある住民にとっては、非常に心のつながりの持てる校舎が余りにもあっさりどこかへ権利が移転されてしまって、知らされたときには手の届かないところへ行ってしまうということに対して非常に憤慨も覚えますし、行政に対しての何らの一抹の愛情もない非情なやり方に対して憤りも感じると思うわけです。

きのうの答弁の中には、何か教民の委員会にも相談したとかというちょっとした発言がございましたけれども、地元の代表されておる委員の方にすら何ら連絡がなかったと。それが慌ててこういう問題が表ざたになろうとしたときの12日か11日かに初めて一部説明をされたということを知り、非常にきのうから教育長がここに再三教育問題を答弁しておるんですが、その中に一番やっぱり欠けていて再質問をされておるところは、愛情のなさの行き方に対しての問題があるんじゃないかという思いをするわけです。

私もこの校舎の処分に対しての一つの流れとして、余りにも地元というものを無視したその利活用の委員会なり、あるいは区長なりの代表者との協議の重ねが少なかつたんじゃないかというような思いがするわけです。

これに対してひとつ教育長の答弁の中には、まだ正式な県からの要請がないと、きのうそういうふうには申されました。ないのは幸いにして、新聞にはもう既に6月議会に県会では補正を乗せるんだということが発表されておりますけれども、正式に通達に来ていないのならそれ幸いとして、この付近に一足とどめてもう少し利活用に対しての地元の意見を聞き、そして地元はその結論が出なければ町としてどう利用するか。公共性のある事業であれば民間にやらせても希望があれば払い下げしようが貸し付けしようがいいんじゃないかというような気もいたします。

そしてまた、もしこれが不幸にして県の計画どおりにやらざるを得んとするならば、あとの管理はだれがするんだと。また、県に対してどれだけの借料を要求してもらうんだと。雨漏りなり、あるいはその後の管理、防犯、いろいろな面に対して全部ならいざ知らず、1教室や2教室を提供して、あとのがらんどをどう処理していくんだという不安が残るわけです。こういう点の話し合いがあったのかないのか。そういう点をひとつ説明をしていただきたいと思います。

校舎というものは一つの私、地元の利用を披露いたしますけれども、不動寺小学校というものがもう今から30年以上前に閉校になりまして、その校舎が小木の漁業の網を修理する網工場として地元のお母さんたちのパート、一つの収入のもととして働かせてもらったわけなんです、それが必要なくして、あとは地元にいただいて、それを木郎活性塾という名前をつけまして、いまだに木造の校舎を維持しております。非常に懐かしい姿を見、懐かしい場所へ来て、お盆に帰ってきたクラスメイトはクラス会もやっております。また地元の若いお母さんたちは集会の場として地元の民話を劇につくり、そしてそれを公民館まつりに披露するというのもやっています。農具を利用して生け花の展示もいたします。また、あそこにつくった水車小屋の名をとりまして水車小屋音楽会というものを地元の若人がやっております。また、植物公園で行われておりますあの全国の凧あげ大会には、参加するために凧の製作にも場所として利用して、いろいろな面において地元としても活用して、公民館と並行して、協力してそういう事業に利用しております。

これはやはりそういう場所があるからやっていけるのであって、コンクリートの校舎を今つぶすわけでもないから、あとは残っておるわけなんです、それをもう少し検討されて、県はこういうことをやろうとするなら高校にあいた場所がたくさん残っておるはず。2校を1校に閉校しとる訳なんです。また、内浦地区には小木の高校も空いております。幾らでもそういう場所を求めようとするならば、別に白丸校舎を利用しなくても幾らでもあるだろうと思うんです。

これは我々に残された地元のいわゆるその地域の住民の一番大事な財産であり、愛情のつながりの中心にもなっておるわけなんです。もう一度検討してよく話し合いをされて、そして後の利活用を大いに地元のために利用できないかということに対してのひとつ検討してもらえれば非常に幸いだと思うわけです。

木郎活性塾はそういうことを利用しまして、その利用するために維持していかねばならない維持というものに対してはどこからも一銭も収入がないわけで、不動寺校下の各戸から500円ずつのいわゆる同窓会というものをつくってその会費としてちょうだいして、それによって水道料なり電気料を払って維持しております。が、しかし今、かわらであるために雨漏りも激しくなって非常に存続が厳しくなって、これに対しての対策をただいま検討中ですが、この際を利用してひとつそういう活性しておる施設でございますので、議員皆様のご了解も得、町執行部のご理解を得て、ひとつ何らか助けてくださるような方法がないか、ひとつこの場をかりてお願いをしておきたいと思っております。

いろいろこの問題に対しての細かい点もございますけれども、余り細かいことも言うのも女々しいような言い方になると思っておりますので、この付近にとどめておきたいと思っておりますけれども、コンクリで立派な校舎でございますので、もう少し立派な利用、効果のあることをお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

議長（大谷内義一） 教育長 石井勲雄君。

教育長（石井勲雄） 岩坂議員のご質問にお答えいたします。

先般報道にありました旧白丸小学校の跡地利用についてであります。地域住民の皆様にご説明の先に報道されたことに対しましてお詫びを申し上げます。

この事業は、県の学校指導課が取り組んでおります事業で、やすらぎ学級と申します。内容は、小中高校生を対象に、心に悩みを抱え、不登校ぎみの児童生徒に対し指導を行っていくもので、現在県下で14学級が開設されており、能登方面では穴水町、輪島市の2カ所に設けられており、現在、能登町、珠洲市を含めて20名程度の対象者がいますが、穴水、輪島に行かなければならない現状で、学級を近くに開設するというものでございます。

まだ県より打診の段階であり、正式には申請が来ておりませんので、具体的な県からの要請が来ましたら対応を具体的に申し上げる考えでおりますので、その節はご理解とご協力をお願いいたしますと思います。

なお、愛情がないというご指摘をいただいたわけですがけれども、決してそういうことはないとは私は自分で思っておりますけれども、そのようにお見受けするならば改めてまいりたいと、このように思っております。

また、6月議会が終了するまで県の方では口外していただきたくないと、こういうことを強くおっしゃられて、正直申し上げまして先般の報道に私自身もある方からお電話いただいて知るということで、新聞はそうでなかったこともありましてびっくりしておると、こういう状況でございます。これからでありますので、誠心誠意ご要望の点につきまして打ち合わせ等をお願い申してまいりたいと、そのように思っております。

それからまた、先ほど公民館活動のことについても触れられましたが、私もその皆さんのご活動の熱心さを見させていただくという機会もありまして、本当に皆さん地域を盛り上げて頑張っておられるなど、そのように感じておるところでございます。

以上です。

議長（大谷内義一） 37番 岩坂喜通君。

37番（岩坂喜通） ちょっと教育長、月何ぼに貸すとかそういうふうな具体的な話は、まだなかったわけなんですか。

教育長（石井勲雄） そうです。全くありません。これからになります。

37番（岩坂喜通） じゃ、6月議会、決まらんうちに本当は地元に対してのもう少し真剣な話し合いをしておいた方がいいんじゃないかと、私はそういうふうな感じがして、もう決定して上げるも下げるもできんようになってからでは思い切った発言もできないし、それから教育長の方も県に対しての発言の中にはそういう決定したものに対しての抵抗するということも役柄やはりだんだん追い詰められて難しくなるんじゃないかと。今のうちに結局地元の話をもう少し進められて、地元ではこういう意見が出てきたんだということを、もし違った意見が出ればですよ。すんなりと受け入れるということになれば、それにこしたことはないんですけども、今のうちの対応がかえって摩擦を丸くおさめる一つの手法ではないかと思しますので、老婆心ながら申し上げて、私の質問を終わりにいたします。

議長（大谷内義一） それでは、暫時休憩いたします。

時間を節約するために5分間といたします。

午前11時05分休憩

午前11時11分再開

議長（大谷内義一） それでは、会議を再開いたします。

17番 鍛冶谷眞一君。

17番（鍛冶谷眞一） 私は、今議会でも何人かの方から触れられました財政改革についてお尋ねいたしたいと思います。

新聞の報道にもあるように経常収支比率こそワーストツーですが、起債制限比率、公債費負担比率、そして自主財源比率、すべてにおいて県内ワーストワンということが指摘されておりました。このことについて私は、この際、逆転の発想でこれをとらえたいかがかなというふうに提案もし、質問をいたしたいと思います。

ワーストワンというのは字義でいったら一番びりということです。字義の面では、これより下はありません。そんな意味で、ここからもしも数値を上げていって、その数値目標をクリアしたならば、逆に県下はおろか全国から注目を浴びる自治体になれるチャンスではないかなというふうに思っております。例えてみれば、10の市、9の町、19市町の石川県下にあって19人の生徒のいる学級だというふうに考えたら、能登町は今成績はびりです。でも、その子はもしかしたら強靱な肉体を持っているかもしれません。とても優しい子かもしれません。大変意欲的な子供かもしれません。その子がびりから3番、びりから5番、びりから10番になったらもう中位です。そんなふうになればいいなというふうに思っております。

町長のことで、「がんばるまっし 新首長の時代」というシリーズが新聞にありました。その中で任期の3年、不退転の決意で財政立て直しに邁進したいというような

ことがあったと思います。それは言ってみれば、大変苦しいけれども官民一体となつてみんなで協力しなければやっていけないという言葉だというふうに理解しております。

旧の内浦町の常任委員会で福岡の赤池町に訪問されたことがあったそうです。赤池町は再建団体というふうに指定されたあの当時の全国唯一の町ということで、そちらに行ったときに、その町は町民、職員、議員、みんな官民一体となつて自分たちの町を何とか立て直そうやということでボランティアの組織ができ、学校のガラスは職員が一生懸命直し、溝掃除もするというようなことがあったそうで、車も県からのお下がりをもっていたというようなことで、結果的には再建に予想よりも2年早くやったということで大変注目を浴びたそうです。そのために、2年間で三百数十でしたか、全国の自治体や議会から視察研修に訪れたと。

能登町も、もしもそうなら交流人口拡大にも大きく寄与しますし、今こそこれが逆にチャンスだというふうにやっていかねばというふうに思っております。

細かなことに関しましては通告書に5点上げております。それについて答えてもらえばよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、鍛冶谷議員ご質問の第1番目は官民一体のまちづくりということではないかなというふうに思っております。

地域の方々には毎年、海岸の清掃、あるいは道路、河川の除草作業などボランティア活動によりまして、明るくきれいで住みよいまちづくりにご協力いただいているところであります。また、現在策定中であります基本構想の中間報告書では、基本目標に「一歩前へ進むまちづくり」を掲げております。行政はもちろん住民一人一人が主体となりまして、何をすべきか、あるいは何ができるのかをともに考え、知恵を出し合い、実行に移していくことをまちづくりの基本姿勢としております。みずからが住む地域はみずからで守り育てるということを基本にして、自治会や公民館活動、集落の維持管理等に関しましては、できるだけ町民の皆様の主体性を尊重していきたいというふうに考えております。

常々私は協働のまちづくりということを提唱しているわけなんですけど、協力して働くとか書く協働とは、違う力を組み合わせることによりまして飛躍的な活力を生み出す作業であるというふうに理解しております。町民の皆さんとともに私たち行政がそれぞれ持っているいろいろな力を結集して、もっと住みよく、そして子供たちに誇れる町にしていきたいというふうに考えております。そのためには、町長である私自身も率先して汗をかかなければならないのかなというふうに思っております。

また、そのためにはやはり職員の意識改革ということが必要かというふうに思いま

す。これまでの役場職員というのは、国、県、市町村という縦の系列社会の中で上からの指示に従い仕事をこなすというものでありました。そして、みずから考え、みずから行うという主体的、創造的な芽がつかみ取られ、多方面にわたる仕事を無難にこなすことがよき職員像とされ、またそのような人材の育成が行われてきたというふうに思っております。

しかしながら地方分権の時代には、市町村におきましてもやはり政策をみずから立案し、それを議会や住民の皆さんにわかりやすく説明しながら理解を求めることができる能力がより必要となってきました。

やはりまちづくりの基本は人づくりというふうに言われますが、5年や10年で職人になれないように、人を育てるということは将来の能登町に投資するものというふうに考えております。現在行っている職員研修だけではなく、これからは官と民間との交流も必要でないかなというふうに考えております。

昨年、固名を出してあれなんです、興能信用金庫では奥能登流コミュニティビジネス講座というものを、能登の地域経済の活性化に寄与してほしいという金沢大学と興能信用金庫が提携して行われました。また、このう塾なるものも立ち上げ、金融の専門知識以外の研修として人材の育成を図っております。

民間のビジネスと役場とでは違う部分もあるかと思いますが、奥能登のコミュニティ活性化策や起こす方の起業ビジネス展開策といった民間の側に立った交流が今の時代には必要ではないかなというふうに思っておりますので、そういった交流も深めていきたいというふうに考えております。

また、次のご質問、身を軽くしてということなんです、やはり町有地の遊休地などに関しましては不用財産の整理を進めているところでありますが、整理できたものから順に処分をしていきたいというふうに考えております。そして、その処分によりましてその土地の有効活用ができればいいですし、それがまた町の活性化にもつながるものというふうに期待もしたいというふうに考えております。

次に、行財政改革室の専門部会はというご質問がございます。

行財政改革室は、3月に策定しました行政改革大綱及び実施計画に基づきまして、今現在、行財政改革に取り組んでいるところであります。4月には行政改革を強力に推進するため、四役と主管課長をメンバーとする行政改革推進本部を設置しました。また、その行政改革推進本部の下部組織として、各課の中堅職員をメンバーとする行政改革推進本部幹事会を設置いたしております。

幹事会では、行政改革の具体的な施策や進め方などを検討いたしておりますが、検討項目が多いために3つの班を編成いたしまして作業を進めております。具体的に申し上げますと、第1班は、組織、機構の合理化と公共施設の適正管理、運営の効率化を担当する組織グループ。第2班は、窓口サービスの向上と事務事業の改善、効率化を担当する事務事業グループ。第3班は、財政の健全化による安定基盤の確立を担当

する財政グループ。この3班編成であります。

鍛冶谷議員のご質問の行財政改革室の専門部会としての役割をこの行政改革推進本部幹事会が十分機能してくれるものと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、逆転の発想で生かす道を探れということでもありますし、また全国から注目される再生計画ということでもあります。

確かに議員おっしゃるように起債制限比率も経常収支比率も県下で最も悪く、総合的に見れば財政的には議員おっしゃるように県下ワーストワンであるというふうなことも事実であると思っております。

今後、地方債を発行しないで投資的経費を激減されれば間違いなく3年程度で財政は安定すると思っておりますが、以前からの継続事業や、あるいは地域住民の要望の強い事業もたくさんあり、何よりも地域の経済を冷やすことにつながりかねないというふうに思っております。適切なレベルでの行政サービスと、そして投資的経費の確保を行いながら行財政改革を行わなければならないという非常に難しい課題の解決に臨んでいるというのが、まさに今の状態ではないかなと思っております。

この状態をうまく解決することが他の公共団体から注目される行財政再建であるということを念頭に置きまして、今後も議員の皆様の期待にこたえるようなことで臨んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大谷内義一） 17番 鍛冶谷眞一君。

17番（鍛冶谷眞一） どうもありがとうございます。

今の答弁でほぼ聞けるところは聞いたんですが、あと一、二点提案を申し上げて、それに対しての意欲を聞きたいというふうに思っております。

今ほど町長からも、非常に町長は淡々と述べられますが、本当は腹の中では大変危機感と強い思いがあるんだろうなというふうには思っております。ただ、それが職員なり町民なり、みんなになかなか本当の危機感として伝わっていないんじゃないか、そんなふう感じております。

そんな意味では、総合計画がありましたが、これは言ってみれば非常に言葉は悪いですがコンサルタントの監修でつくったものです。本当に動くのは行財政改革推進室であり、今ほどおっしゃったような幹事会であったりするんだろうと思っております。また、ここには評価委員会もあるはずですが、評価委員会がどうやって本当に町の実情をどう照らし合わせてチェックしていくのか。一にそういうところにかかっているんだろうと思っております。

もう一つは、やっぱり職員の研修についても今おっしゃってもおられましたが、もっと動く職員になったらいいんじゃないか。例えばこの冬、除雪の費用、大変かさみ

ました。でも職員の方が何人の方がスコップを持って庁舎の回りの雪を除雪したのでしょうか。若い方でおいでました。今ここに見えます。一生懸命やっていました。とても感動しました。でも例えば能都庁舎は、私の見たことを申し上げます。職員が車に雪を積んで駐車して、その雪を落として夕方帰りました。これだったら除雪費用はかさむばかりです。もしもみんなが軽トラに積んで、もしくはママさんダンプですぐ近くの海まで捨てたら。そんな意識がずっと職員の中にもあったら、町は変わっていきます。町内会は変わっていきます。自分たちの手で除雪をせないかんというふうに変わっていくんじゃないかと思えます。そんな意味で、もっと意識と実行力が一致しなければいかんというふうに思っています。

あとは、学校が廃校になりました。保育園も廃所になりました。そこにいろんな備品があります。それは何か再利用する方法がないのか。例えば、ある公民館にはピアノがありません。学校にはまだピアノがアップライトもグランドもあります。ちょっと運んだら行けます。そんなようなことを本当に細かな点からやっていく。そして、その先頭を走るの町長であり、職員が範を示したら町民は動きます。

どうかその危機感と強い思いをもう一度町長に答えてもらって、私の質問を終わりたいと思います。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 今ほど鍛冶谷議員は除雪のお話と学校のお話をされましたが、やはり職員一人一人の意識の改革というのが一番大事だと思います。ですから、やはり職員一人一人が今現在何をすべきか、あるいは何ができるのかを真剣に考えていただきたいと思えますし、また町民のためになるかどうか、あるいは能登町のためになるかどうかをまず念頭に置いて行動も起こしていただければなというふうに思っています。

そのためにも、昨日も申し上げましたが全職員に対して行財政改革プランを募集したのもその一環であります。そういったものを取り入れながら職員一丸となってやっていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内義一） 次に、38番 上野耕平君。

38番（上野耕平） 町長にお尋ねいたします。

我が能登には、能登は優しや土までもという人情あふれる住みよいところがございます。観光地も山あり川あり海あり、きれいな景色も自然もたくさんございます。

中でも九十九湾は静かで、湖のようにきれいな観光地でございます。その湾内に使用されていない廃船やごみがたくさん目立ちます。せつかく観光地においでる方に気

持ちよく楽しんでいただくためにも、ぜひきれいにさせていただきたいと思っております。観光客からの苦情の言葉もたくさん聞いております。町長におかれましては真剣に考えていただきたいと思います。

9月6日には皇太子様が九十九湾の海洋ふれあいセンターにおいでると聞いております。いい機会だと思います。町を挙げてきれいな九十九湾にと思っております。町長、ぜひいい答えをお聞かせいただきたいと思います。

次に深層水についてでございますが、昨年の12月にも一般質問させていただきました。苦しい中でもございますが、大きな資金をつぎ込んでつくった施設でございます。町長はこの先どんな計画を持たれて、どんな考えをお持ちでございますか。できましたらお聞かせいただきたいと思います。

今回、条例が緩和されたと聞いております。これから深層水でつくった塩も安く住民の方に提供できるのではないかなと思っております。この安い栄養たっぷりの塩を県内全体に販路を広げていただいて、薄利多売によって少しでも多く利益を上げていただいて、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、上野議員の第1点目の九十九湾の廃船放棄についてであります。幾度となく小木漁業協同組合に協力もお願いしまして、港湾管理者であります奥能登土木総合事務所とともに現地踏査を実施し、現状確認も行っております。国定公園としての環境美化に支障を来しているというふうに強く思っているところであります。

廃船の処理につきましては、所有者の権利問題もあり、所有者の特定を行いまして口頭ではありますが撤去勧告を行っております。また、上野議員おっしゃるように8月6日の行啓までにはできるかと言われれば若干難しい面もあろうかと思っておりますが、この処理に関しましては経費の捻出等、関係者との協議、検討が必要と考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。それで、美しい九十九湾の景観を保存もしていきたいなというふうにも考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に海洋深層水の販路に関しましては、商品につきましてはいろんな各方面からご意見もいただいております。また、住民の方に対しまして能登海洋深層水施設の塩や水の商品が購入しやすい単価となるよう検討してきたところでありますが、その中で製塩業務につきましては、海洋深層水の特性を生かしたものとするため特殊な製法を用いております。特に熱量と手間のかかるものであり、単価見直しがこれまでは困難な状況でありました。今後、業務効率の向上を追求しまして、計画を立ててまいりたいと考えております。

施設の健全な運営を維持しつつ、消費者の声を十分配慮した価格設定を行わなければならないのかなというふうにも思っておりますので、それに向けて努力もしていきたいというふうに考えております。

これまでの行政が中心に行っていた運営方針のうち、その品質保持に注意を払いながら利用者に対し安心感を持てるものにしなければならないということは温存しつつ、運営につきましては柔軟な対応が必要と考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（大谷内義一） 38番 上野耕平君。

38番（上野耕平） 先ほど8月6日を9月6日と言いまして、大変申しわけございませんでした。

深層水につきましては、大変積極的な言葉をいただきまして本当にありがとうございました。

竹中議員の質問にもございましたが、線路で養殖云々なんていう話も聞きました。それもありがたかなと思えます。

私、12月議会で町長に小木港で養殖はどうですかと聞きました。そのときも前向きに考えておきますと言われましたので12月から6月までじっくり待つておたわけでございますが、何ら動きもございません。そのことにつきまして一言聞いて、私の質問を終わりたいと思えます。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） 稚魚の中間育成に関しましては、現在、田浦湾の方でやっております。それが例えば数が多くなれば別の場所も探さなければならないのかなという思いはありますが、今現在、田の浦の方でやっている中間育成で今のところは足りているのが現状ではないかなと思えます。

ただ今後もっともっと需要が多くなれば、そういった施設の整備はしていかなければならないのかなという気はありますが、今現状では田の浦の方の中間育成で賄っているというのが現状でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（大谷内義一） 38番 上野耕平君。

38番（上野耕平） 自席で済みません。

議長（大谷内義一） 登壇してください。登壇。

38番（上野耕平） いや、もういいです。ありがとうございました。

議長（大谷内義一） 次に、36番 青木豊治君。

36番（青木豊治） 通告に従って質問を行います。持木町長には誠意ある答弁をお願いいたします。

私の質問の趣旨は、新総合庁舎建設についてです。

合併協議会で新町の事務所の位置候補選考小委員会において14回にわたる会議を開催し、その結果が示されたはずであります。その中に、平成27年度をめぐりに新庁舎を建設し、業務を開始する。また、庁舎建設に要する経費として約20億円を想定し、その財源として必要な金額を積み立てるため平成18年度に庁舎建設基金を創設する。ただし、交通の利便性と将来を展望し、後日選定委員会を設置して協議するなど7項目にわたっている。そういったことを踏まえての協定調印だと認識している。

財政再建に係る意気込みもわかりますが、当時から会長を務め、財政の方向もある程度理解していたはずであり、約束事があったらこそ皆合併に賛成したはずである。しかしながら、初年度に配布したくらしの便利帳を見ても、2年目になると同時に児童福祉、老人福祉の補助金カットや人件費の削減など、弱者に対するいじめとも思われる。

しかも、去る4月4日の新聞に現在の分庁方式から支所方式へ移行する検討がされている旨が発表されている。さきの合併協議会で県も交え40人規模で2年間協議に協議を重ねたものを、いとも簡単に行政改革実行委員会に変更されるとは、町長、あなたは会長としてリードしてきた立場にありながら何を考えておられるのか真意を問いたいと思います。

我々合併協議に参加した者は全く無視されているのか。また、建設に向けての基金の積み立ては18年度から予定していたはずであるが今年度はいまだ1円も積み立てていない。積み立てる意思があるのかないのか。積むとしたらどのくらい予定しているのか、お聞かせをお願いいたしたいと思います。

次に、行政改革についてお伺いをいたします。

民間会社が再建するときは第1に人件費の削減であり、第2は組織の改善である。行政も同様で、改革するにはまず思い切った人件費の削減であり、また行政組織の大胆な改革である。町長は10年間で140人の職員を削減すると言っているが生ぬるい。5年間で200人程度を削減し、臨時職員も60人削減する大胆な手腕が必要である。また、行政組織も課制の見直しも同時に行い、先ほど述べた新庁舎を早期に建設し、行政管理費の削減をすべきだと考える。

町長は各種補助金を一律に20%削減したが、それは町の元気をなくするだけである。

既存の団体あるいは新規の団体であれ、町の発展や産業の振興に積極的に取り組んだ団体、個人に大型の助成をする仕組みをつくるべきだ。例えば、年間に1億円ぐらいの予算を計上し、町の振興の呼び水策を講ずるべきだと考える。金がない、金がないばかり言っていては町の元気が一層なくなる。

先ほども鍛冶谷さんの言われたとおり逆な構想を考えるべきだと思いますが、町長はどのようにお考えになっておられるのかお聞きをいたします。

それで私の質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず議員の基金積み立てに関してであります。議員のおっしゃるように合併協定書では平成27年度をめぐりに新総合庁舎を建設し、業務を開始するため平成18年度に庁舎建設資金の財源となる基金を創設するとしております。できれば当初予算に基金条例とともにある程度の基金を計上できればよかったです。ご存じのとおり厳しい財政事情であります。

特に青木議員には合併協議会の委員の一員としてご苦勞を重ねていただいた一人でもあり、今質問された気持ちも十分理解しております。そして今後、できれば9月議会におきまして条例案を提出できるよう努力したいと思っておりますが、金額等につきましては今後財政とも詰めなければならないということで、ここでは控えさせていただきます。と思っております。

また、4月4日の新聞記事のお話もありましたが、その件に関しても将来は本庁支所方式という思いであります。ですから、今すぐに分庁方式をやめるということでは決してありませんので、その辺も重ねてご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、行政改革を推進するには青木議員のご指摘のとおり、やはり思い切った人件費の削減と組織の見直しというのは不可欠だというふうに私も思っております。これまでの答弁にもお答えしましたとおり、行政改革には全職員一丸となって全力で取り組んでいるところであります。

特に人件費の削減に関しましては、3月に策定いたしました定員適正化計画におきまして類似団体や定員モデルとの比較を参考にいたしまして、10年間で140人以上という計画を立てさせていただきました。やはり5年間で200人以上となりますと、公務員の身分の保障もありますので、その辺も含めて定員削減は行っていかなければならないのかなというふうに思っております。

また行政改革の実施計画では、職員数の削減はもとより、委員報酬や職員の管理職手当及び特殊勤務手当の削減並びに期限を限ったの期末勤勉手当の減額などを盛り込んでおります。そして人件費の削減に努力しているところであります。また、このたびは議員の皆様にも期末手当の減額にご理解を賜り、人件費の削減にご協力いただき

ましたことに改めて感謝も申し上げます。

組織の見直しにつきましては、先ほど申し上げた定員適正化計画による定員管理の進捗に合わせて課、室等を見直しを進めてまいりたいと思っております。またこのほか出先機関や公共施設等につきましても、現在は合併以前の体制をそのまま引き継いだ組織となっておりますので、その利用状況等を検証しながら整理、統合を進めるほか、管理運営につきましても指定管理者制度の活用を図りながら民間への業務委託を推進しまして、簡素でかつ効率的な行政体制の確立を進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、行政改革を実のあるものにするためには役場のみならず町民の皆様が一体となった取り組みが必要となりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、各種団体等の助成に関しましても、事業内容によりましてはエンデバー21という助成制度があります。ぜひそういったいい計画、あるいはいいアイデアを出していただいて、そういった助成を受けていただければいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（大谷内義一） 36番、いいですか。

次に、3番 向峠茂人君。

3番（向峠茂人） 町長、私が最後ですので、手を抜かないひとつ答弁をよろしく願いいたします。

議長より一般質問のお許しがあったので、通告してあるとおり少子化について1点目をお伺いします。

この問題は昨日から同僚議員が何人も、きょうはまた竹中議員も質問されております。私は1点に絞ってひとつお伺いしたいと思います。

この少子化問題は大変政策的に重要な問題であります、すべてが行政の責任だとは私も思っておりません。

私は、機会あるごとに若いお母さん方にこの問題について意見をいろいろ聞きました。大変多い要望の中に、保育料の無料化を求める声が一番多かったわけです。無料化となれば、せめて第2子からでも無料化となれば2人目、3人目を考えていきたいというお母さん方も多かったんです。所得によって料金設定されていて、一番多く納めている人で第1子が月約4万、2子で約半額になり、3子からほとんど無料化と聞いています。まず、その実態はどうなのか。

国も県もこの対策において講じていますが、なかなか効果の上がらないのがこの少子化対策ではないかと思えます。だけど、町長の言う人づくりの町の人づくり、人材育成も大事ですが、私は本当の意味での人づくりが大事ではないかと考えます。

きのうも町長や教育長の答弁の中で、すべて少子化だから統合、統合、合併などという答弁がありました。これでは町長の言うスローガンである「奥能登にひと・くらしが輝くふれあいのまち」ではなくて、奥能登にひと・くらしがなくなる寂れた亡霊のまちとなりかねないのです。また、地域に学校がなくなるということは大変大問題なんです。単に通学の手段の問題だけではなく、その地域の活力がなくなり、触れ合いがなくなり衰退化していくのです。現に私の住んでいる黒川校下でも小学校がなくなったことにより、今まで農繁期の農休みに大変皆さんが楽しみにした運動会がなくなったということで、現状は大変寂しいものです。

だから、財源がないでは済まされないのがこの少子化対策ではないかと私は考えます。そういう意味で、保育料の無料化によって第2子、第3子を望む家庭に希望の光を与え、それによって1年に5人でも10人でも能登町の人口を増加させていくのが持木町政の最重要課題としての取り組む政策と私は考えるが、町長の所信を伺いたい。

第2点に、町長の公約についてちょっとお伺いいたします。

新能登町は、先ほど述べたとおり「奥能登にひと・くらしが輝くふれあいのまち」を合い言葉にスタートしました。町長の5つの公約を私なりに要約してみますと、1、人づくりの町は、教育の充実と均衡のとれた町の発展のための人づくりが大事だとうたっています。第2点、産業活性化のまちづくりは、第1次産業の大切さをもう一度見直し、地域ブランドを確立したい。第3点に、福祉のまちづくりでは、子育て支援の充実と高齢者が安心して暮らせること。また、思いやりのあるたくましい子の育つまちづくりとうたっています。第4点として、循環型のまちづくり。ごみの減量化とリサイクル、新エネルギーの活用を通してバイオマスプラントを研究、利用し推進するとしています。第5に、交通、情報のまちづくり。鉄道の廃止で不便になったところの地域が密着型バスを充実し、広域幹線道路網の整備、CATVなどを網羅し、利用促進を図ると言っています。町長、間違いありませんか。

町長はまた町民と同じ目線で対話を重ね、職員の知恵を生かしながら決断と行動する町長になりたいと。そして、私たちの住む能登町を希望と活力みなぎる町へと変えたいと。また、厳しい逆境の状況こそが絶好のチャンスだとも述べています。新しい能登町を築くために全力を傾注し行動すると結んであります。

持木町政がスタートして1年3カ月たちましたが、私はまだ、もう1年3カ月かと思えますけれども、町長は恐らくまだ1年3カ月かなという考えにおられるのではないかと思います。町民の多くもまた、もう1年3カ月たったのかと思えます。

そこで、町長はこの掲げた5つの公約に対して、財源が厳しいとか、まだ1年3カ月しかたっていないと言わないで、現時点でのこの公約に対しての自己採点を議会と町民に明確にしてほしいと思います。

私も町長に採点を求めるからには自分でもちなみに採点しますと、賛否両論はあろうかと思えますけれども55点ぐらいかなと思えます。

これで質問を終わります。

議長（大谷内義一） 町長 持木一茂君。

町長（持木一茂） まず、向峠議員の1点目の保育料の無料化ということに関してありますが、今現在、能登町では子供2人を保育所に預けた場合は1人の保育料を半額としておりますし、3人を預けた場合はほとんど負担がない制度となっております。

政府が本格的に少子化対策を始めたのは先ほども申し上げましたが約15年ほど前で、出生率が過去最低の1.57になったのがきっかけで始められております。そして、これまでに児童手当も計5回の拡充をしておりますが、出生率に関しましては一向に改善していないのが現実であります。

従いまして保育料の無料化を含めて、経済支援の充実だけでは少子化対策を行っても、やはり負担に見合う効果は期待できないのではないのでしょうか。

保育料の無料化は当然保護者の皆さんにとっては魅力的な政策ではありますが、これまで実施されてきた児童手当等の経済支援と少子化対策の効果を勘案しますと、慎重に考えざるを得ないというのが私の思いですので、ご理解いただきたいと思っております。

また、公約に対する自己採点というお話ですが、5つの公約、向峠議員がおっしゃっていただきました。この公約に対する自己採点ということですが、1年余りということなので採点する段階には至っていないというのが現状であります。

それで、平成17年度におけます各公約についての取り組み状況をご報告させていただきたいと思っております。

まず、人づくりのまちづくりに関しましては、松波小学校の大規模改修を行っておりますし、全日本学生ソフトテニス選手権大会の開催など、学校施設の充実やスポーツの推進を重点に実施してきたところであります。

また、福祉のまちづくりに関しましては、介護、老人、障害者福祉事業を中心に行っております。

また、循環型社会のまちづくりに関しましては、第2多目的交流センターの建設を初めじん芥収集、下水処理施設の充実など住民生活に直結した事業に取り組んでおります。

また、産業活性化のまちづくりでは、農林水産業を中心に事業を展開しておりますし、特に待望の海洋深層水施設の完成によりまして地域資源を生かした新たな商品開発などに着手したところでもあります。

また、交通、情報のまちづくりでは、内浦地区におきますケーブルテレビ施設整備を開始したところで、今年度中には内浦地区全域に完備する予定にしております。それによりまして町民の方へ共有の情報を発信することができるというふうに思っております。

ります。

以上、事業の一端を申し上げましたが、目標とする5つのまちづくりに向けましてそれなりのスタートは切れたのではないかと考えておりますし、今後も公約の達成を目指し、鋭意努力を積み重ねてまいりたいと考えておりますので、議員各位の、そして町民の皆様のさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（大谷内義一） 3番 向峠茂人君。

3番（向峠茂人） 私も自己採点をおどおどしながら言ったんだから、町長も自己採点というより仕事として工事現場とすれば出来高、何%の出来高というそれぐらいの答弁をしてほしかったなと思います。

能登町も財政が厳しいのは私らだけでなく町民も周知しています。だけど、町政を一つの家庭ととらえたならば、今どこの家庭も大変厳しい状況です。その中で、年ごろの娘がおればお嫁さんにもやらなならんし、息子が年になればやっぱりお嫁さんももらわなならん。そうなるもまた家が傷んでいけば改築もせなならんし、増築もせなならん。また、子供が大学へ行きたいと言えばやらなならん。やっぱりそれは町政も苦しいと言いながら、一般の家庭と一緒に、苦しい苦しいと言って嫁にもやらない、学校にもやらないでは家は絶えてしまう。

だから町長、私の言うのは、私の最重要課題として言うのは、私は少子化問題が一番重要だなど。やっぱり人口がふえんことには、お亡くなりになる人ばかりだったら後が絶えてしまいますから、やっぱりこれはお金がない、あるにかかわらず、町長が言っている厳しい状況こそが絶好のチャンスと述べていますし、そしてまた職員の知恵を聞きながら決断と行動する町長と言っています。

見たとおり、ひな壇に並んでおいでる管理職の方は町長よりみんな年上で、大変リーダーシップはとりにくいかもしれませんが、それはやっぱり町長の権限で堂々としていかな。管理職の方、何か手持ちぶさたでせっかくの能力を発揮できんなという格好でおりますので、ぜひ英断を持って厳しい町政をひとつ強引に引っ張って行ってほしいと思います。

私も10月には厳しい選挙を迎えていますので、今回の質問が最後かと思えますけれども、またひとつ力強いリーダーシップで町政を引っ張って行ってください。

終わります。答弁は要りません。

議長（大谷内義一） 以上で一般質問を終わります。

次 会 日 程

議長（大谷内義一） 本日の日程は以上、全部終了いたしました。

次の会議は、明日 6 月 15 日 午前 10 時から本議場で開会いたします。

散 会

議長（大谷内義一） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。

午後 0 時 08 分散会

開 会（午前10時02分）

開 会

議長（大谷内義一）

ただいまの出席議員数は40人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。あらかじめ、本日の会議時間を延長いたしておきます。

委員長報告

議長（大谷内義一）

日程第1 報告第9号「平成17年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、

日程第4 報告第12号「平成17年度能登町水道事業会計予算繰越計算書」までの4件、

日程第5 議案第63号「平成18年度能登町一般会計補正予算」から、

日程第26 議案第84号「公有水面埋立てに関する意見について」までの22件、

日程第27 陳情第1号継続審査分「公共サービスの安易な民間開放は行わず充実を求める意見書」提出に係る陳情、併せて27件を一括議題といたします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 山崎元英君

総務常任委員長（山崎元英）

総務常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。報告第9号「平成17年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告第10号「平成17年度能登町有線放送事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」の2件は、承認すべきものと決定しました。

議案第63号「平成18年度能登町一般会計補正予算（第1号）歳入及び所管歳出」議案第69号「能登町国民保護対策本部及び能登町緊急対処事態対策本部条例について」議案第70号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」議案第71号「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について」議案第74号「新たに生じた土地の確認について」議案第75号「字及び小字の区域の変更等について」議案第76号「公の施設の指定

管理者の指定について」以上7件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

つぎに、陳情第1号継続審査分「公共サービスの安易な民間開放は行わず充実を求める意見書」提出に関する陳情については、審議した結果、結論を出すに至らず、審議未了と決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（大谷内義一）

次に保健福祉常任委員長 田上賢一君

保健福祉常任委員長（田上賢一）

保健福祉常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。報告第9号「平成17年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、承認すべきものと決定しました。

議案第63号「平成18年度能登町一般会計補正予算（第1号）所管歳出」議案第64号「平成18年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」議案第65号「平成18年度能登町老人保健特別会計補正予算（第1号）」議案第77号「公の施設の指定管理者の指定について」議案第78号「公の施設の指定管理者の指定について」以上5件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（大谷内義一）

次に産業建設常任委員長 上野耕平君

産業建設常任委員長（上野耕平）

産業建設常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。報告第9号「平成17年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告第11号「平成17年度能登町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」報告第12号「平成17年度能登町水道事業会計予算繰越計算書について」の3件は、承認すべきものと決定いたしました。

議案第63号「平成18年度能登町一般会計補正予算（第1号）所管歳出」議案第66号「平成18年度能登町観光施設特別会計補正予算（第1号）」議案第67号「平成18年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）」議案第68号「平成18年度能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」議案第73号「能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部を改正する条例について」議案第79号「公の施設の指定管理者の指定について」議案第80号「公の施設の指定管理者の指定について」議案第81

号「公の施設の指定管理者の指定について」議案第84号「公有水面埋立てに関する意見について」以上9件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。但し、議案第79号と議案第81号は、採決の結果、可決となりました。以上をもって報告を終わります。

議長（大谷内義一）

次に文教常任委員長 石岡安雄君

文教常任委員長（石岡安雄）

文教常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。報告第9号「平成17年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、承認すべきものと決定いたしました。

議案第63号「平成18年度能登町一般会計補正予算（第1号）所管歳出」議案第72号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例について」議案第82号「公の施設の指定管理者の指定について」議案第83号「公の施設の指定管理者の指定について」以上4件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（大谷内義一）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（大谷内義一）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（大谷内義一）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（大谷内義一）

これから、採決を行います。お諮りします。

報告第9号平成17年度能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第10号平成17年度能登町有線放送事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第11号平成17年度能登町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第12号平成17年度能登町水道事業会計予算繰越計算書についてに対する委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございました。挙手多数であります。よって、報告第9号、報告第10号、報告第11号、報告第12号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第63号平成18年度能登町一般会計補正予算、議案第64号平成18年度能登町国民健康保険特別会計補正予算、議案第65号平成18年度能登町老人保健特別会計補正予算、議案第66号平成18年度能登町観光施設特別会計補正予算、議案第67号平成18年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算、議案第68号能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について、議案第69号能登町国民保護対策本部及び能登町緊急対処事態対策本部条例について、議案第70号職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第71号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、議案第72号能登町立公民館条例の一部を改正する条例について、議案第73号能登町浄化槽市町村整備推進事業の整備に関する条例の一部を改正する条例について、議案第74号新たに生じた土地の確認について、議案第75号字及び小字の区域の変更等について、議案第76号公の施設の指定管理者の指定について、議案第77号公の施設の指定管理者の指定について、議案第78号公の施設の指定管理者の指定について、議案第79号公の施設の指定管理者の指定について、議案第80号公の施設の指定管理者の指定について、議案第81号公の施設の指定管理者の指定について、議案第82号公の施設の指定管理者の指定について、議案第83号公の施設の指定管理者の指定について、議案第

84号公有水面埋立てに関する意見についてまでの以上22件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号「公共サービスの安易な民間開放は行わず充実を求める意見書」提出に関する陳情に対する委員長報告は、審議未了であります。委員長報告のとおり審議未了とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり審議未了とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時16分)

休 憩

追加議案 (議案第85号～87号)

(午前10時36分再開)

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、町長から、議案第85号「17年災5号波並漁港災害復旧工事請負契約の締結についての議決の一部変更について」、議案第86号「平成18年度防災行政告知整備事業機器設置工事請負契約の締結について」、議案第87号「平成18年度能登町立小木小学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について」の以上3件が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、議案第85号「17年災5号波並漁港災害復旧工事請負契約の締結についての議決の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第1、議案第86号「平成18年度防災行政告知整備事業機器設置工事請負契約の締結について」を日程に追加し、追加日程第2、議案第87号「平成18年度能登町立小木小学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について」を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案第85号から、追加日程第3、議案第87号までの3件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長 持木一茂君。

提案理由の説明

町長（持木一茂）

先程は、報告第4件、議案22件についてご承認をいただきありがとうございました。それでは、今回追加提案させていただきました議案3件につきまして、提案理由をご説明いたします。議案第85号「請負契約の締結について（17年災5号波並漁港災害復旧工事）の議決の一部変更について」でございますが、平成18年第1回定例会において議決をいただいた工事請負契約の一部変更であります。当初5千5百65万円で、株式会社共立建設と工事請負契約を締結いたしましたが、再利用を予定していた異形ブロックの取り外しを行ったところ、使用不可能であるものが多数確認されましたので、再度査定をお願いしましたところ5月31日に、使用が不可能なものについては新規製作をすることが認められましたので、今回3百49万4千4百円を増額いたしたく、議会の議決を求めるものであります。次に、議案第86号「請負契約の締結について（平成18年度防災行政告知整備事業機器設置工事）」でございますが、平成17年度は小木地区の1,004世帯を整備し、今年度は内浦地域の残り1,792世帯を整備することにより、内浦地区は完了となるものです。本工事につきましては、去る6月8日に指名競争入札を行いましたところ、1億4百58万円で金沢市の日本電気株式会社北陸支社が落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。次に、議案第87号「請負契約の締結について（平成18年度能登町立小木小学校屋内運動場大規模改造工事）」でございますが、今年度は、屋内運動場を耐

震構造とするほか、内外装の改修及び配給水・放送・照明などの設備改修により教育環境の保全を図るものです。本工事につきましても、6月8日に指名競争入札を行いましたところ、7千35万円で金沢市の株式会社鴻池組北陸支店が落札致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。以上、追加提案いたしました議案3件につきましても、いずれも工事の請負契約の締結についてであります。

議員各位におかれましては、何とぞ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由のご説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（大谷内義一）

以上で提案理由の説明が終わりました。ただいま、議題となりました議案3件の審議方法について、お諮りします。議案3件は、全体審議といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議案第85号、議案第86号、議案第87号の以上3件は、全体審議とすることに決定いたしました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

質 疑

議長（大谷内義一）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。16番 山本一朗君。

16番（山本一朗）

議案第87号について町長及び担当課長にお伺いいたしたいと思っております。

この小木小学校の耐震及び大規模改修工事につきまして、前回でしたか前々回でしたか、松波中学だったか小学校の方にこういった工事もあったときに、珠洲市の業者がとったときに河田議員含め数人の各議員の方々から、経済が冷えており、この産業も停滞している中、なぜ能登町の業者ができない工事だったのかという質問がございました。そのとき担当課及びそういったところから、今後は当町の業者でできるものは当町の業者にやらせたいと、そういう明確な答えがあったんです。だから、今のこの小木の小学校に対しての工事は、能登町の業者は全く技術が不足でできないような仕事だったのか。だからこういった大阪の会社が取ったような仕組みの入札の指名をされたのか。それ1点、ま

ずお聞かせ願いたいと思うんです。

それと、ああいった松波のときにそういう明確な答えをなされた折に、私はこれで能登町の業者も、能登町の仕事は自分らでできる範囲は全部やれるんだと思っていました。にもかかわらず、こういった結果になったということに対して甚だ不信感なりがあるんですが、どうかこの質問に対して、私の不信感を埋めるような答弁をひとつお願いしたいと思うんです。

議長（大谷内義一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに今議員のおっしゃるとおり基本的には町内業者を優先的に指名しておるといのが現実であります。ただ、本件の小木小学校の工事内容のほぼ2分の1が耐震工事であり、建築物の構造にもかかわるもので、請負金額以上に重要な工事であるというふうに思っております。

まず、今ある施設につきまして見込みどおりの状態であるかどうかといったところから、施工中であっても安全性を検証しつつ、適切な工事対応が求められるものであります。工事の実施の際には、施工監理業務の委託も行い万全を期すものでありますが、本物件は災害時の避難場所にも指定されておりますことから、より高い安全性、信頼性を求め、経験、知識の豊富な業者を選定したものでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（大谷内義一）

16番 山本一朗君。

16番（山本一朗）

安全性を求めたと。ということは、これぐらいの工事になると能登町の業者は全く技術的に不足だと言われるような答弁内容でしたが、そうなんですか。ちょっとその辺がわからないんですよ。

能登町の業者にこの工事はできないと、そういう判断をされてされたんだったらそれでいいんです。そういう安全を求めると。だから高度な技術が必要だという抽象的な言葉で言われても、私は納得はできません。

議長（大谷内義一）

執行部、だれか答弁しますか。監理課長 赤田明君。

監理課長（赤田明）

はい、お答えします。

先ほど町長が言われたとおりのことなんですけれども、なぜそういうことになったかということが、そうしたかということをはっきりと申し上げますと、私らの現場の方は余りわからないところもあるものですから、町内の業者に少しご意見を大手の方に伺ったら、意見もいろいろありましたということで、いろいろあったというのは、全部絶対できるとか全部できないという答えが一方ではなくお互いにまじっていたということもありまして、これは総合的に今の時勢を判断いたしまして大手にすることがいいんじゃないかということで最終的に決まったと思っております。

議長（大谷内義一）

16番 山本一朗君。

16番（山本一朗）

今の時勢に合わすというそういう、そういう抽象的な言葉じゃ、私は頭が悪いんですよ。もう少しばかならばかにわかりやすく説明してください。

あんた方、前約束したでしょう。こういう耐震工事等では能登町の業者で確実にできるものはさせると。金額が上がったから大手と、5,000万以上は大手ですというんだったら、それで線引きがあるんだったら、私はほんでわかりましたと言うんですよ。5,000万以下だったら能登町でもいいんですよ。そういう線引きがあるんだったらあるって言ってください。

議長（大谷内義一）

暫時休憩します。

休憩の間に執行部、統一した見解をつくってください。

議長（大谷内義一）

今、休憩やさかいに、執行部の方で一人一人違うこと言わんようにして、統一した見解を出してください。

議長（大谷内義一）

統一した見解を出してください。
休憩です。休憩です。

議長（大谷内義一） 10分間休憩。11時から開会いたします。

午前10時51分休憩

午前11時02分再開

議長（大谷内義一）

再開いたします。

16番 山本一朗君の質疑に対しての答弁を求めます。町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回の小木小学校の発注に関しましては、金額の大小でなく、先ほど監理課長が聞き取り調査を行ったと言いましたが、やはり不安視する向きもありました。不安を抱えながらの発注というのは行政としてはできませんので、総合的に判断しましてより高い安全性、信頼性を求めて業者の選定を行ったものであります。

議長（大谷内義一）

16番 山本一朗君。

16番（山本一朗）

町長の苦しい答弁はわかりました。

しかしながら、まず今の赤田監理課長にお伺いしますが、こういった町長は今いろんな面で不安があると。不安があるから安全性をより確実な、石橋をた

たくようなやり方をされたと言われるんだったらそれでいいんです。

しかし、赤田監理課長にお伺いしますが、それだけ不安を抱えたまま入札に挑むのはだめだから、こういった今の入札形態、能登町の業者はだれも入れない入札をしたというんだったら、何かもう少しこの経済が冷えておるさなか、企業体というかJVを組めなかったのか。また、こういった鴻池さんにも終わった結果で難癖つけるわけじゃないんですが、そういったときに、せめてその下に入る業者は能登町の業者でできるやつはさせていただきたいとか、そういう何か温かみのあるフォローをしておられるのか。その辺ちょっとお聞きします。

議長（大谷内義一）

監理課長 赤田明君。

監理課長（赤田明）

地元が冷えないように温かいフォローをしているかという点でございますけれども、身分柄あんまり言えませんが、できたらそういうこともまたこの契約、本契約のときぐらいにまた何らかの方法で、できる範囲内でまたしていきたいと思っております。

議長（大谷内義一）

29番 室谷君。

29番（室谷賢一）

この議案87号について、何社指名されて、それに町内の業者が入っているのか入っていないのか。その点だけ1点お聞きいたします。

議長（大谷内義一）

監理課長 赤田明君。

監理課長（赤田明）

7社指名いたしました。町内業者は入っておりません。

議長（大谷内義一）

29番 室谷君。

29番（室谷賢一）

今、7社を指名されて町内業者が1社も入ってないと、こういう答弁でございましたが、先ほど町長が言われたとおりに責任持ってこの事業をやれないという理由でもって町内業者を指名しなかったのか。その点をもう一遍明確なご答弁をお願いいたします。

議長（大谷内義一）

答弁だれに求めますか。

29番（室谷賢一）

だれでもいい。統一見解さえ出とればだれでもいい。

議長（大谷内義一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほど申し上げましたように、やはり不安を抱えているということであります。ですから、町内業者では今回の場合はできないと判断して、そういった業者の選定を行わさせていただきました。

議長（大谷内義一）

25番 多田君。

25番（多田喜一郎）

今の町長の答弁で、能登町の建設業者では不安ということですが、はっきり言えば能登町の業者ではだめということに言いかえることができると思いますね。

でも、今までは大きな業者と地元の業者とジョイント組んで、JVを組んでやっていたじゃないですか。なぜ今回に限ってそういうことができないのか。下水でもそうですよ。大きな業者と地元の業者とジョイントを組んでやっていたじゃないですか。これに限ってそういうことをせん、やったということは、やはり指名審査委員長がおられる。指名審査委員長として、どうなっているのかということをお役、答弁願います。なぜJVを組めなかったのか。その選定基準はどうか。改めて7社の業者はだれだれなのか。全部お願いします。

議長（大谷内義一）

助役 山元淳二君。

助役（山元淳二）

ただいまの多田議員のご質問でございます。

共同企業体、JVでやれなかったのかというふうなご質問でございますが、そういうことをやるような、ただ準備をしていないということでそういう行為をしておりません。

それから、この基準とか今の指名をしたのはどういう基準で判断したかというふうなことだと思うんですが、流れといいますと地方自治法で234条では契約についてのことをうたっております。そういう中において、第6項ですか、その指名の基準等については政令で定めるということになっておりまして、町の条例で定めております。その規則の中で、契約の規則の中で、それからまた要綱の中でその基準を定められております。

ですから、私ども指名審査委員会といたしましても、その規則、要綱の範囲内で選定をしたわけでございますが、その業者の指名については、ちょっと私手元に持っておりませんので……。

ということで、7社という先ほど来の指名の選定を協議の結果行っております。

ご理解をよろしく願いいたします。

議長（大谷内義一）

25番 多田君。

25番（多田喜一郎）

まずもって一番先に言わせていただきたい。議会はチェック機能も持っているんですよ。まさに議会軽視。出せば何でも通るといような感じじゃないですか。この出し方は。全くもって私は遺憾に思うわけでございます。

なぜならば、JVやるような準備をしてない。準備をせんとってかって、どうして指名の基準を決めて、どうして審査委員会やるんですか。そして、審査委員長が入っている業者もわからん審査委員長、何そんな審査しとるんですか。あなたいたんですか、いないんですか。助役。

業者もわからんもんをどうして指名するんですか。忘れましてじゃ、これは済まされません。答弁お願いします。

25番（多田喜一郎）

おかしいぞ。指名審査委員長は何を考えておらん。議会軽視やぞ。

議長（大谷内義一）

助役 山元淳二君。

助役（山元淳二）

議会軽視と言われました。そういう中で、今のJVを組むこと、共同企業体を組むことが指名の要素とは今回については思っておりませんでした。ということで、JVを組む準備をしておりません。

それから、先ほどの7社の業者の指名については担当課長から報告していただきます。

議長（大谷内義一）

監理課長 赤田明君。

監理課長（赤田明）

発表します。名工建設株式会社北陸支店、株式会社植木組北陸支店、清水建設株式会社北陸支店、戸田建設株式会社北陸支店、真柄建設株式会社北陸本店、株式会社熊谷組北陸支店、株式会社鴻池組北陸支店。

以上でございます。

議長（大谷内義一）

25番 多田君。

25番（多田喜一郎）

今聞いた業者は全部JVを組んでおるじゃないですか。ほかの仕事に。鴻池だけ組んでない。

全く今の助役の答えと担当課長の答えは誠意がない。この能登町が財政再建をせなならん中に、地域の業者がどうなってもいい、地域が疲弊してもいいというような考えが全面に出ているじゃないですか。地域の業者をかばうような姿勢が全く今の執行部には見えてないということを厳しく私は言って、私の質問終わります。

やはり最後には議会軽視以外何者でもないということです。

議長（大谷内義一）

7番 石田君。

7番（石田博之）

先ほど来の話を聞いていますと、監理課長の話でもって地元の指名業者の何社かで聞き取りを行ったというようなお話ございましたですけれども、その辺も私おかしいなと思うんですけれども、やっぱり指名業者が何社もいる中に特定の二、三の業者の話を聞いた上で不安に思ったと。そういった形の聞き取りをして指名業者を特定するようなやり方自体も私はおかしいと思うんですけれども。助役、聞きたいんですけれども、それを課長から話を受けて、助役が判断をされて地元の業者は不安を感じて、地元の業者ではできないという判断をされたのか。どこの業者に聞いたんですか。そういう2社かその業者に聞いたという話は。教えてくださいよ。

議長（大谷内義一）

助役 山元淳二君。

助役（山元淳二）

能登町内の業者で、いわゆるAランクに当たる業者の中から、全員ではございませんが、ほとんどの方から聞き取り調査をしております。その結果、議員おっしゃるように総合的な判断で現在の指名業者になったという経緯でございます。

議長（大谷内義一）

7番 石田君。

7番（石田博之）

そういう説明ならまだわからないということもないですよ。

だから、Aクラスの業者のほとんどの方に一応お伺いを立てて聞いてみたというような説明の仕方をすればいいんですけれども、二、三の業者の意見を聞いたらできなかつたというような、そういったような答弁をされれば、だれしも聞いてもおかしいじゃないですか。

だから、そういった形で皆さんのAクラスの業者の方に話を聞いた上で、耐震の仕事はそういった監理者もいなければ技術的にも厳しいと。そういった言

い方をされた上での判断であればそれなりの納得はできるんですけども、二、三の業者を聞いたら不安に思ったからできなかったって、そういった答弁の内容がおかしかったということで一応私は聞いたんで。

議長（大谷内義一）

26番 田上君。

26番（田上賢一）

今いろいろな議論が交わされておるわけでございますけれども、これに関しましては議決、否決の問題も伴うわけでございますが、否決されることによってもなかなか効力的に難しい面があるはずでございます。そういう点を踏まえ、いわゆる施設の早期施設の充実を図る点、さらに早期利用を図る点を考えまして、今後の反省として検討する考えあるかないか、町長からお答え願いたいと思います。

いわゆる過去におきましては3社企業体まで組んでまで地元育成を図ってきた経緯もございます。これが今回全く無視されておる状況でございますので、それを含めて今後の反省としての考え方があるかどうか、お答え願いたいと思います。

議長（大谷内義一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回はこういう形で業者の選定をさせていただきましたが、今後まだまだ耐震工事やらなければならぬ学校もありますので、そういうときにはやはりJ・Vも含めて検討はさせていただきたいというふうに思っております。

議長（大谷内義一）

これで質疑を終わります。

討 論

議長（大谷内義一）

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（大谷内義一）

これから、議案第85号から議案第87号までの3件を一括して採決をいたします。お諮りします。

議案第85号「17年災5号波並漁港災害復旧工事請負契約の締結についての議決の一部変更について」、議案第86号「平成18年度防災行政告知整備事業機器設置工事請負契約の締結について」、議案第87号「平成18年度能登町立小木小学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について」までの3件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第85号、議案第86号、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

発議第4号

議長（大谷内義一）

日程第28 志幸松栄君ほか6人から提出された、発議第4号「能登町公共事業入札に関する議員倫理条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。9番志幸松栄君。

9番（志幸松栄）

倫理条例、提案理由の説明を行います。

「能登町公共事業入札に関する議員倫理条例（案）」の提案理由について、ご説明申し上げます。

全国的には、多くの自治体で議員政治倫理条例が制定され、施行されております。県内でも、19市町のうち11市町が既に同様の条例を可決、施行しているというのが現状でございます。当町においても、どうしても議員倫理条例の制定が必要であると思うのであります。包括的な議員倫理条例を私は細分化し、まず最初の段階としてこの条例は能登町議会議員が町の行う公共事業入札

に関する事項を定めることにより、町民全体の奉仕者として町民の信頼に値する倫理性を自覚するとともに、自己の地位による影響力を行使して自己の利益を図ることのないよう公正で、開かれた町政の発展に寄与することを目的とするものであります。この趣旨に、皆様方、議員の方々、賛同されることを望みまして趣旨説明を終わりたいと思います。

議長（大谷内義一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（大谷内義一）

お諮りします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（大谷内義一）

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（大谷内義一）

これより、発議第4号「能登町公共事業入札に関する議員倫理条例の制定について」を採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

ただいまの出席議員数は40人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に室谷賢一君、岩坂善通君及び青木豊治君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は、投票用紙の賛成に、反対の方は、反対に○印をお願いいたします。もう一度繰り返します。賛成の方は、投票用紙の賛成に、反対の方は、反対に間違いのないように○印をお願いいたします。

それでは、投票用紙を配ってください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。(なしの声)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。投票箱に異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長（仕明哲）

それでは、議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票願います。

1番河田議員。2番南議員。・・・(順々に)・・・41番道下議員。

議長（大谷内義一）

投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。室谷賢一君、岩坂喜通君、青木豊治君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票 中)

議長（大谷内義一）

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数39票、有効投票39票、有効投票のうち、賛成16票、反対21票、白票2票、以上であります。以上のおり、反対が多数です。したがって、発議第4号「能登町公共事業入札に関する議員倫理条例の制定について」は、原案は否決されました。議場の出入口を開いてください。

(閉会中の継続審査の申し出の件)

議長（大谷内義一）

お諮りします。

総務常任委員会をはじめとする、4 常任委員長及び3 特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について又、議会運営委員長から本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第4として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長、持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員各位におかれましては、慎重なご審議を賜りありがとうございました。また報告4件、議案25件、諮問1件につきまして、可決・承認いただき誠にありがとうございました。今回の議会で可決いただきました「公の施設の指定仮管理者」については、地域住民の利便性を第一に考え提案したものであり、今後も誠心誠意その執行に努めて参りたいと存じております。本日は、どうもあ

ありがとうございました。

閉 議・閉 会

議長（大谷内義一）

これもちまして、平成18年第2回能登町議会定例会を閉会いたします。
皆様どうも、7日間ご苦労様でした。

（午前11時39分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年6月15日

能登町議会議長 大谷内 義一

署名議員 田上 賢一

署名議員 田高 宗男